

海南省地域防災計画

本 編



令和6年度修正
海南省防災会議

目 次

第 1 部 総則

第 1 章 目的と基本方針	総-1
第 2 章 計画の使い方・構成	総-3
第 3 章 計画の運用	総-7
第 4 章 防災上の事務又は業務の大綱	
第 1 節 市の処理すべき防災上の事務又は業務の大綱	総-8
第 2 節 防災関係機関の処理すべき防災上の事務又は業務の大綱	総-19
第 5 章 本市の位置と自然条件	
第 1 節 自然条件	総-21
第 2 節 社会条件	総-23
第 6 章 災害の履歴	
第 1 節 地震・津波災害の履歴	総-24
第 2 節 風水害等の履歴	総-25
第 7 章 被害想定	
第 1 節 災害の想定における基本的な考え方	総-26
第 2 節 地震・津波による被害想定	総-27
第 3 節 風水害による被害想定	総-33
第 4 節 土砂災害による被害想定	総-34

第2部 予防・事前復興

第1章 災害に強いまちづくり

- 第1節 都市の防災機能強化計画…………… 予-1
【危機管理課、建設課、都市整備課、区画整理課、生涯学習課、所管課】
- 第2節 治水防災計画…………… 予-2
【危機管理課、建設課、都市整備課、管理課、消防本部】
- 第3節 海岸防災計画…………… 予-3
【危機管理課、建設課、管理課】
- 第4節 土砂災害等予防計画…………… 予-4
【危機管理課、産業振興課、建設課、消防本部】
- 第5節 宅地災害予防計画…………… 予-5
【都市整備課】
- 第6節 上水道施設災害予防計画…………… 予-6
【水道部】
- 第7節 公衆電気通信施設災害予防計画（西日本電信電話株式会社）…………… 予-7
- 第8節 電力施設災害予防計画（関西電力送配電株式会社）…………… 予-8
- 第9節 都市ガス施設災害予防計画（大阪ガスネットワーク株式会社）…………… 予-9
- 第10節 道路災害対策…………… 予-10
【建設課、都市整備課、管理課】
- 第11節 鉄道施設災害予防計画（西日本旅客鉄道株式会社）…………… 予-11

第2章 災害応急復旧活動の体制づくり

- 第1節 防災組織及び活動体制の整備…………… 予-12
【危機管理課、消防本部、所管課】
- 第2節 情報収集・伝達体制の整備…………… 予-13
【危機管理課、建設課、消防本部】
- 第3節 救急救助体制の整備…………… 予-14
【健康課、消防本部、所管課】
- 第4節 応急医療体制の整備…………… 予-15
【健康課】

第5節	消防体制の整備	予-16
	【消防本部】	
第6節	観測施設等整備計画	予-17
	【危機管理課、消防本部】	
第7節	避難収容体制の整備	予-18
	【市民交流課、危機管理課、社会福祉課、高齢介護課、子育て推進課、健康課、建設課、都市整備課、消防本部、学校教育課、所管課】	
第8節	緊急輸送体制の整備	予-19
	【総務課、産業振興課、建設課、管理課、消防本部】	
第9節	要配慮者の支援体制の整備	予-20
	【シティプロモーション課、市民交流課、社会福祉課、高齢介護課、子育て推進課、健康課、学校教育課】	
第10節	食料、飲料水、生活必需品等の確保	予-21
	【危機管理課、所管課】	
第11節	保健衛生・防疫体制の整備	予-22
	【危機管理課、健康課、環境課】	
第12節	二次災害の防止活動	予-23
	【建設課、都市整備課、区画整理課、消防本部】	
第13節	応急教育体制の整備	予-24
	【教育委員会総務課、学校教育課、生涯学習課】	
第14節	災害ボランティア活動の支援体制の整備	予-25
	【市民交流課、社会福祉課】	
第15節	危険物等災害予防計画	予-26
	【環境課、消防本部】	
第16節	港湾災害予防計画	予-27
	【危機管理課、環境課、管理課、消防本部】	
第17節	被災者生活支援	予-28
	【管財情報課、税務課、社会福祉課、所管課】	
第18節	訓練計画	予-29
	【危機管理課、所管課】	

第3章 地域防災力向上のためのひとつづくり

第1節	市民の防災知識の普及	予-30
	【危機管理課、環境課、消防本部、学校教育課、生涯学習課、所管課】	
第2節	自主防災組織の整備と育成	予-31
	【危機管理課、社会福祉課、消防本部、学校教育課、生涯学習課】	

第3節 事業所の防災体制の構築…………… 予-32
【危機管理課、消防本部、産業振興課】

第4節 防災に関する調査研究の推進…………… 予-33
【危機管理課、消防本部、所管課】

第4章 復興事前準備

第1節 復興に関連する応急対応…………… 予-34
【環境課、都市整備課、所管課】

第2節 計画的復興への条件整備…………… 予-35
【総務課、企画財政課、産業振興課、出納室、所管課】

第3節 すまいとくらしの再建…………… 予-36
【市民交流課、税務課、社会福祉課、高齢介護課、保険年金課、健康課、産業振興課、建設課、都市整備課、管理課、業務課、所管課】

第4節 安全な地域づくり…………… 予-37
【危機管理課、産業振興課、建設課、都市整備課、区画整理課、管理課、工務課、生涯学習課、消防本部、所管課、和歌山県】

第5節 産業・経済の復興…………… 予-38
【産業振興課、建設課、所管課】

第6節 より良い復興を促進するための取組…………… 予-39
【所管課】

第3部 災害応急対策

第1編 自然災害

第1章 活動体制の立ち上げと全体調整

- 第1節 職員の配備・動員…………… 応-1
【本部長、副本部長、本部員、本部調整班、本部総務班、各班】
- 第2節 災害対策本部の設置等…………… 応-3
【本部長、副本部長、本部員、本部調整班】
- 第3節 情報の収集・伝達…………… 応-4
【本部調整班、広報財政班、情報班、消防調整班、情報分析プロジェクト】
- 第4節 被害状況の収集・伝達…………… 応-5
【本部調整班、情報班、情報分析プロジェクト、被害調査班、都市整備班、建設班、消防班、消防調整班、各班】
- 第5節 通信の確保…………… 応-6
【本部調整班、情報班、消防調整班、消防班、水道総務班】
- 第6節 広報活動…………… 応-7
【本部長、広報財政班】
- 第7節 防災関係機関等との連携…………… 応-8
【本部調整班、各班】
- 第8節 受援体制の確立…………… 応-9
【本部長、本部調整班、本部総務班、消防調整班、各班】
- 第9節 災害救助法の適用…………… 応-10
【本部調整班、福祉救護班、各班】
- 第10節 財政措置…………… 応-11
【広報財政班】
- 第11節 職員の健康管理及び安全管理…………… 応-12
【本部総務班】

第2章 いのちを守る

- 第1節 避難誘導…………… 応-13
【本部長、本部調整班、広報財政班、情報班、情報分析プロジェクト、福祉救護班、消防調整班、消防班、各班】
- 第2節 公共施設利用者の安全対策…………… 応-14
【各班】
- 第3節 救助・救急活動…………… 応-15
【消防調整班、消防班】

第4節	医療救護活動……………	応-16
	【保健医療班、消防班】	
第5節	消火活動……………	応-17
	【消防調整班、消防班】	
第6節	障害物の除去……………	応-18
	【情報班、管理班、建設班】	
第7節	道路交通の確保……………	応-19
	【広報財政班、管理班、建設班】	
第8節	鉄道交通の確保……………	応-20
	【市民支援班】	
第9節	船舶交通の確保……………	応-21
	【産業対策班、管理班】	
第10節	緊急輸送活動の実施……………	応-22
	【本部調整班、本部総務班、市民支援班、消防調整班、消防班、物資輸送・調達プロジェクト】	
第11節	二次災害の防止対策……………	応-23
	【都市整備班、建設班、消防班】	
第12節	ライフライン施設の応急復旧……………	応-24
	【本部調整班、水道総務班、給水班、水源班】	

第3章 いのちをつなぐ

第1節	避難所運営……………	応-25
	【避難所管理プロジェクト】	
第2節	要配慮者対策……………	応-26
	【市民支援班、福祉救護班、保健医療班】	
第3節	帰宅困難者への対策……………	応-27
	【市民支援班、避難所管理プロジェクト】	
第4節	食料等の供給……………	応-28
	【物資輸送・調達プロジェクト、避難所管理プロジェクト】	
第5節	飲料水等の供給……………	応-29
	【水道総務班、給水班】	
第6節	生活必需品の供給……………	応-30
	【物資輸送・調達プロジェクト、避難所管理プロジェクト】	
第7節	被災者への情報伝達活動……………	応-31
	【広報財政班】	
第8節	保健活動……………	応-32
	【福祉救護班、保健医療班、学校教育班】	

第9節	防疫対策……………	応-33
	【保健医療班、環境班、産業対策班】	
第10節	食品衛生の確保……………	応-34
	【保健医療班、避難所管理プロジェクト】	
第11節	行方不明者の捜索及び遺体の処置、埋・火葬……………	応-35
	【福祉救護班、保健医療班、環境班、消防班】	
第12節	廃棄物・し尿処理……………	応-36
	【環境班】	

第4章 復旧への足がかり

第1節	住宅応急対策……………	応-37
	【福祉救護班、都市整備班、管理班、建設班】	
第2節	応急教育対策……………	応-38
	【福祉救護班、学校教育班、社会教育班】	
第3節	災害ボランティア活動支援……………	応-39
	【市民支援班、生活再建支援プロジェクト】	
第4節	労働力の確保……………	応-40
	【本部総務班、産業対策班】	

第2編 重大事故

第1章 大規模事故災害対策

第1節	海上災害対策……………	応-41
	【本部調整班、広報財政班、本部総務班、環境班、管理班、建設班、産業対策班、消防調整班、消防班】	
第2節	鉄道施設災害対策……………	応-42
	【本部調整班、広報財政班、本部総務班、市民支援班、保健医療班、消防調整班、消防班】	
第3節	道路災害対策……………	応-43
	【本部調整班、広報財政班、本部総務班、保健医療班、管理班、建設班、消防調整班、消防班】	
第4節	コンビナート災害対策……………	応-44
	【本部調整班、広報財政班、本部総務班、保健医療班、環境班、管理班、建設班、消防調整班、消防班】	

第2章 危険物事故災害対策

第1節	危険物等災害対策……………	応-45
	【本部調整班、広報財政班、本部総務班、保健医療班、環境班、管理班、建設班、消防調整班、消防班】	

第4部 災害復旧・復興

第1章 都市基盤の復旧

- 第1節 公共施設等の災害復旧…………… 復-1
【各班】

第2章 被災者への生活支援

- 第1節 被災者支援対応…………… 復-2
【情報班、生活再建支援プロジェクト、各班】
- 第2節 住家等被害判定調査…………… 復-3
【被害調査班】
- 第3節 り災証明書の発行…………… 復-4
【情報班、被害調査班】
- 第4節 生活資金等の支給・融資…………… 復-5
【生活再建支援プロジェクト】
- 第5節 災害義援金等の配布…………… 復-6
【生活再建支援プロジェクト】
- 第6節 中小企業等の再建支援…………… 復-7
【産業対策班】

第3章 復興

- 第1節 計画的復興への条件整備…………… 復-8
【総務課、企画財政課、産業振興課、出納室、所管課】
- 第2節 すまいと暮らしの再建…………… 復-10
【市民交流課、税務課、社会福祉課、高齢介護課、保険年金課、健康課、産業振興課、建設課、都市整備課、管理課、水道部業務課、所管課】
- 第3節 安全な地域づくり…………… 復-12
【危機管理課、産業振興課、建設課、都市整備課、区画整理課、管理課、工務課、生涯学習課、消防本部、所管課】
- 第4節 産業・経済の復興…………… 復-13
【産業振興課、建設課】

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

- 第1節 推進計画の目的 …………… 推-1
- 第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱 推-1

第2章 関係者との連携協力の確保

- 第1節 資機材、人員等の配備手配 …………… 推-2
- 第2節 他機関に対する応援要請 …………… 推-2
- 第3節 帰宅困難者への対応 …………… 推-2

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

- 第1節 津波からの防護 …………… 推-3
- 第2節 津波に関する情報の伝達等 …………… 推-3
- 第3節 避難指示等の発令基準 …………… 推-3
- 第4節 避難対策等 …………… 推-4
- 第5節 消防機関等の活動 …………… 推-6
- 第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係 …………… 推-6
- 第7節 交通 …………… 推-7
- 第8節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策 …………… 推-7
- 第9節 迅速な救助 …………… 推-8

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

- 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する災害応急対策 …………… 推-10
- 第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する災害応急対策 …………… 推-10
- 第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対策 …………… 推-11

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 …………… 推-12

第6章 防災訓練計画 …………… 推-13

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 …………… 推-14

第 1 部 総 則

第1章 目的と基本方針

(1) 目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本市の地域にかかる災害に対して地方公共団体、その他の公共的業務に携わる諸機関により必要な災害対策の基本を定め、災害予防・応急対策及び復旧・復興において、その有する機能を有効に発揮し実施することにより、市民の生命・財産を保護し、社会秩序の維持及び公共の福祉の確保に資することを目的とします。

また、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第33条に基づき、和歌山県の水防計画に関連し、洪水若しくは地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は高潮若しくは津波の場合による水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減するため、河川、海岸及び港湾その他水災の危険がある場所に対する水防上必要な監視、警戒、通信連絡、輸送、水門若しくは樋門の操作、水防機関等の活動、水防に関する協力応援及び水防に必要な器具、資材及び設備運用に関する事項を定めることも目的とします。

(2) 基本方針

自然災害の発生並びに被害を完全に防ぐことはほとんど不可能なため、いざ災害が発生した場合でも、その被害を最小限にとどめる「減災」の考え方を基本方針とします。

予防の段階においては、各計画等に基づき「災害に強いまちづくり」を目指し、防災組織体制や活動体制等の「災害応急復旧活動の体制づくり」、「地域防災力向上のためのひとづくり」を促進し、災害時に最大限の効果を発揮できるよう対策を実施します。

また、災害発生時には「活動体制の立ち上げと全体調整」を迅速に行うとともに、「いのちを守る」ことを最優先に実施し、時間の経過とともに「いのちをつなぐ」、「災害復旧」、「復興」へと展開していくこととします。

(3) 改訂経緯

① 平成23年3月に発生した東日本大震災、同年9月の紀伊半島大水害等を受けて、これらの災害における教訓や課題、これまでの地域防災計画の問題点を踏まえて、「災害に対する実効性の高い地域防災計画」にすることを目的に、平成25・26年度において本計画を改訂しました。

改訂に当たっては次の2つの方針に従って内容を見直しました。

改訂方針1：既往災害で得られた教訓・課題の反映

東日本大震災及び紀伊半島大水害の経験から明らかとなった以下の重点5項目を計画に反映します。

- i 災害対策本部機能
- ii 情報収集・伝達
- iii 避難所・避難生活
- iv 物資輸送・調達
- v 受援体制・連携

➤ 資料 資料-1 既往災害で得られた教訓・課題と地域防災計画改定方針 P1

改訂方針 2：現行の地域防災計画の問題点の解決

- i 誰が見ても分かりやすい計画
 - ・ 本編の集約・簡素化（全体像が把握できるよう、詳細な対応手順は災害時行動マニュアル・資料編へ）
 - ・ 災害対応の時系列に即した項目の分類・並び替え
 - ・ 内容が理解しやすいレイアウト
- ii 災害種別にかかわらず一元的に対応できる構成
 - ・ 共通項目の集約（風水害等対策編、震災・津波対策編の一体化）
- iii 災害対応の目標の明示
 - ・ 各災害対応業務の目指すべき目標の明確化
- iv 災害対応の役割分担、具体的な実施手順の明示
 - ・ 役割の明確化（目次、本編に担当課・担当班を記入）
 - ・ 災害時行動マニュアルにて、災害対応の具体的な実施手順をフロー化

② 令和3年2月16日付内閣府・総務省・国土交通省通知「地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化について」により、両計画の一体化や重複排除など、策定事務の簡素化が図れることが可能となったため、令和4年度において両計画を一体化しました。

③ 令和5年3月に「海南市事前復興計画」を策定したことを踏まえ、事前復興計画の「第5部 復興プロセス」の概略を本計画の「第4部 災害復旧・復興」に、「第6部 復興事前準備」の概略を本計画の「第2部 予防・事前復興」にそれぞれ記載するとともに、事前復興計画の該当ページを記載しています。

第2章 計画の使い方・構成

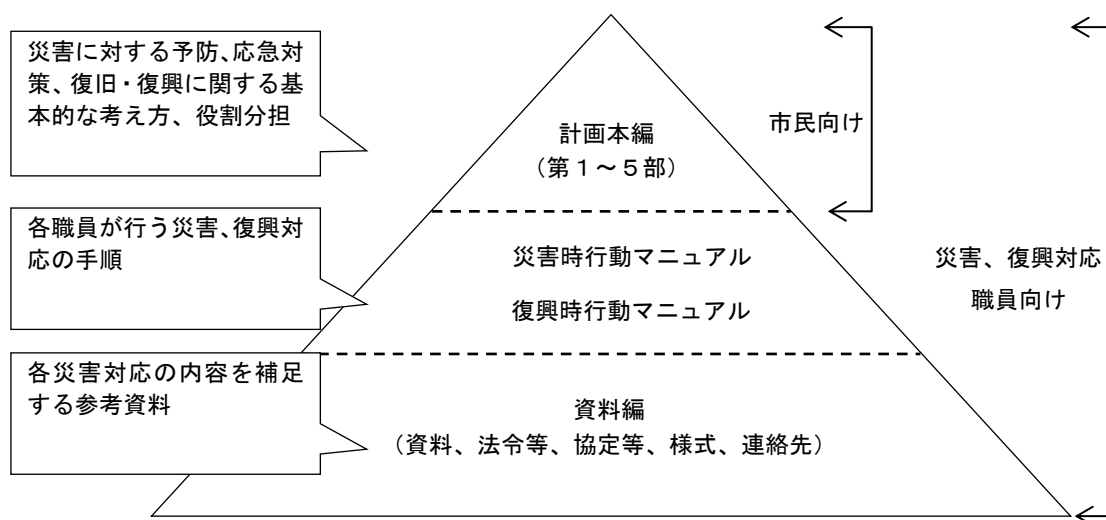
(1) 本計画の使い方

本計画は、基本方針に基づき、東日本大震災や紀伊半島大水害の教訓や各種の知見をもとに、市、防災関係機関、さらには市民の役割を明確にし、風水害、地震・津波等への災害に対する備えや応急対応に対処するための基本的な内容を取りまとめた計画です。

本計画本編（第1～5部）は、災害対応を行う職員はもとより、海南市が行う災害に対する備えや応急対策の内容を、市民が理解しやすいように簡潔に作成しており、詳細な手順や参考資料は別冊の「災害時行動マニュアル」及び「資料編」に整理しています。

各職員は、事前に本計画本編（第1～5部）を通読し、本市の災害への備え、全庁及び自らの所属班における災害対応の全体の流れについて理解するとともに、災害発生時には、自らが行うべき災害対応を確認し、別冊の「災害時行動マニュアル」、「復興時行動マニュアル」及び「資料編」に従って災害対応を取り行います。

なお、計画本編第2部に関連する計画として、「海南市国土強靱化地域計画」、同じく本編第2部及び第4部に関連する計画として、「海南市事前復興計画」についても記載しています。



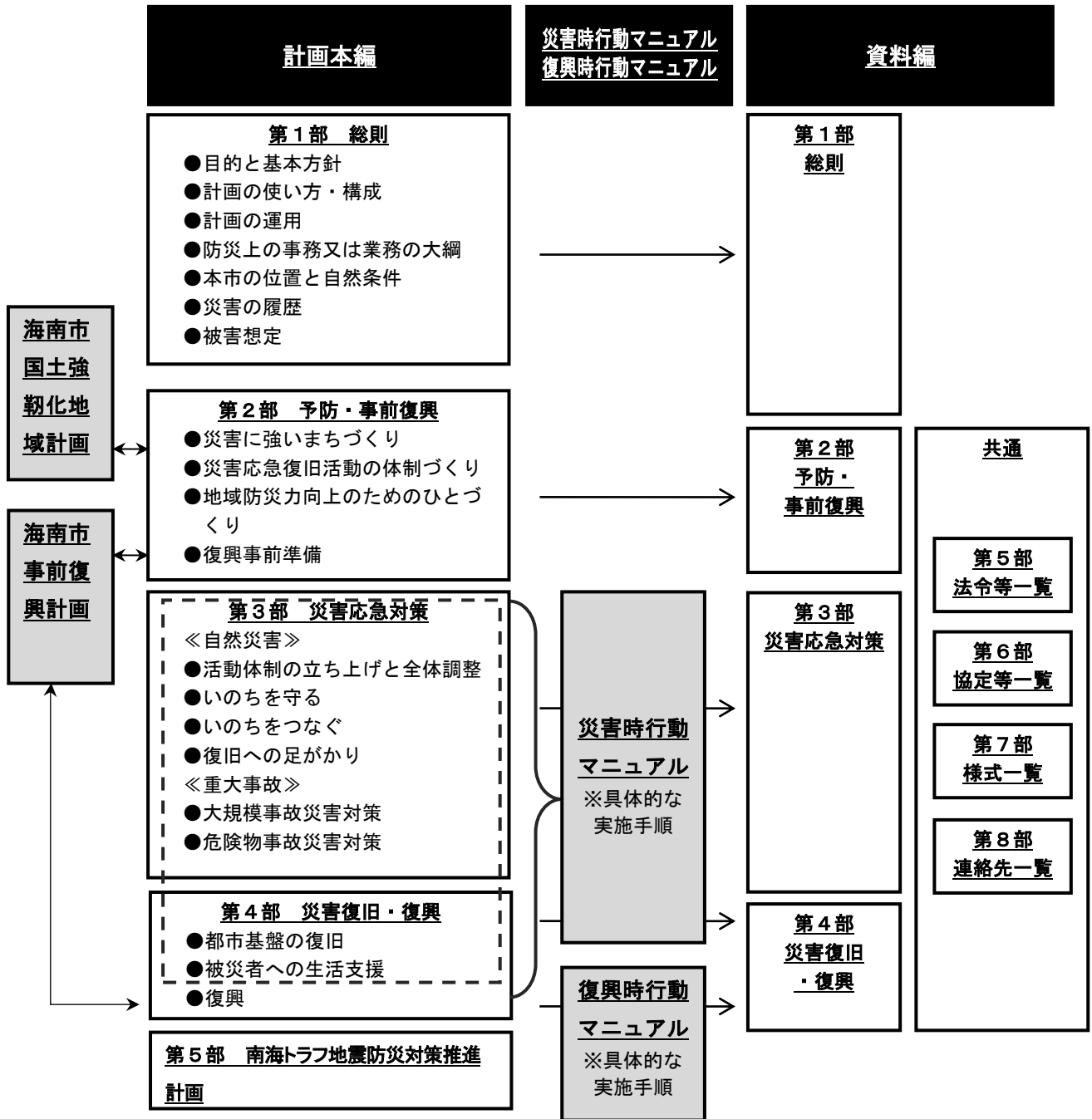
本計画の構成及び海南市国土強靱化地域計画、海南市事前復興計画との関係は、次のとおりです。

＜本計画の全体構成＞

第1部

第2章

計画の使い方・構成



※「海南省国土強韌化地域計画」

本市の地域経済社会システムの脆弱性に対する整備・強化を図るため、起きてはならない最悪の事態を回避するための事前に取り組むべき施策を定めたもの。各施策に指標目標を定め、PDCAにより進捗管理を行う。

※「海南省事前復興計画」

南海トラフ地震発生後の混乱状況下においても、早期に「復興まちづくり」や「市民の生活再建」等に取り組むことができるよう、復興期の実施内容や手順、進め方を取りまとめるとともに、被災前に取り組むべき内容を整理したもの。

(2) 各部の構成、考え方

第1部 総則

- 目的、基本方針、本計画の使い方、計画の前提条件となる本市の災害特性等を明記しました。
- 各職員の実施業務が一目で分かるよう、班ごとに「事務分掌一覧」として整理し、具体的な内容は第3部及び災害時行動マニュアルを参照する構成としました。

第2部 予防・事前復興

- 施設・設備の整備等のハード対策を中心とした「災害に強いまちづくり」、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためのソフト対策を中心とした「災害応急復旧活動の体制づくり」、「地域防災力向上のためのひとづくり」、より良い復興（Build Back Better）に向けた準備について記した「復興事前準備」の4章構成としました。
- 予防対策の進捗管理については、別に定める「海南省国土強靱化地域計画」において実施します。予防の各対策に、国土強靱化地域計画の事態番号、管理番号及び施策名（再掲除く）を掲載し、地域防災計画に関連する国土強靱化地域計画の対応施策が検索できるようにしました。【記載事例：国強 1-1④「公共施設の耐震化」】
- 事前復興の進捗管理については、「海南省事前復興計画」に定められた復興事前準備の各対策に関し、令和5年度からの10年間を事前準備期間と設定し、「準備期」・「育成期」・「充実期」の3つのフェーズに分けたうえで実施します。

第3部 災害応急対策

- 地震災害、風水害等の災害種別によらず一元的な対応を取れることを目指し、「自然災害」、「重大事故」の2編構成としました。
- 発災後からの時間経過に応じて、以下のように共通目標を設定し、各段階で実施する応急対策を整理しました。

段階	対応目標、考え方	主な対応時間
活動体制の立ち上げと全体調整	ただちに「いのちを守る」災害応急活動を行うため、災害対策本部の設置や防災関係機関との連携等、災害対応全体の調整を行います。	発災直後～
いのちを守る	不明者、要救助者の捜索・救助活動及びそれらを円滑に行うための道路交通の確保等、必要な活動を速やかに行います。	発災直後～概ね3日間
いのちをつなぐ	災害から救助、避難した被災者の生命と生活を確保するための対応を行います。	概ね発災3日後～7日後
復旧への足がかり	被災者が速やかに日常の生活を取り戻せるよう応急的な対応を行い、回復を図ります。	概ね発災7日後～1カ月

- 各応急対策について「いつ、誰が、どのような業務（作業）」を実施すべきかが分かるよ

う、目的、実施業務及び対応時間、担当班を整理しました。

- 対応時間は災害により異なるため、ここでは、南海トラフ巨大地震等の最大クラスの災害を想定した時間を示しています。そのため、その他の災害において対応時間が前後することに留意する必要があります。
- 実施に当たり連携先となる関係機関、参考にすべき資料、災害時行動マニュアルの参照先を合わせて整理し、応急対策ごとに1枚に整理しました。

第4部 災害復旧・復興

- 復旧のフェーズでは、公共土木施設等の復旧事業に関する「都市基盤の復旧」、住家等被害判定調査や被災証明書の発行等の「被災者への生活支援」の2章としました。復興のフェーズでは、災害復興本部のもと計画的復興への条件整備、すまいとくらしの再建、安全な地域づくり、産業・経済の復興の「復興」の1章としました。
- 各節の基本構成は、第3部と同様としました。

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

- 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を整理しました（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法による）。

第3章 計画の運用

(1) 計画の見直し・修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、各関係機関が毎年検討を加え、人口構造等の社会環境の変化や災害対応に関する新たな知見、上位計画の改訂等、必要があると認められるときは、海南市防災会議の承認を得て修正します。ただし、軽易な事項等は会長が修正し、海南市防災会議に報告します。

本市及び防災関係機関は、自己の所掌する事項について検討し、必要がある場合は修正内容を海南市防災会議（事務局：本市総務部危機管理課）に提出します。

(2) 計画の周知・習熟

本計画は、本市の職員、関係行政機関、関係公共機関及びその他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底させるとともに、計画のうち特に必要と認めるものについては、地域住民にも周知徹底を図るよう措置します。

また、各職員及び関係機関が、本計画に基づきそれぞれの責務を果たせるよう、平時から職員への研修、関係機関を含む訓練を定期的 to 実施し、計画の実効性向上を図ります。

第4章 防災上の事務又は業務の大綱

第1節 市の処理すべき防災上の事務又は業務の大綱【水防計画含む】

(1) 防災会議

市は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て防災活動を行うため、防災会議を実施します。

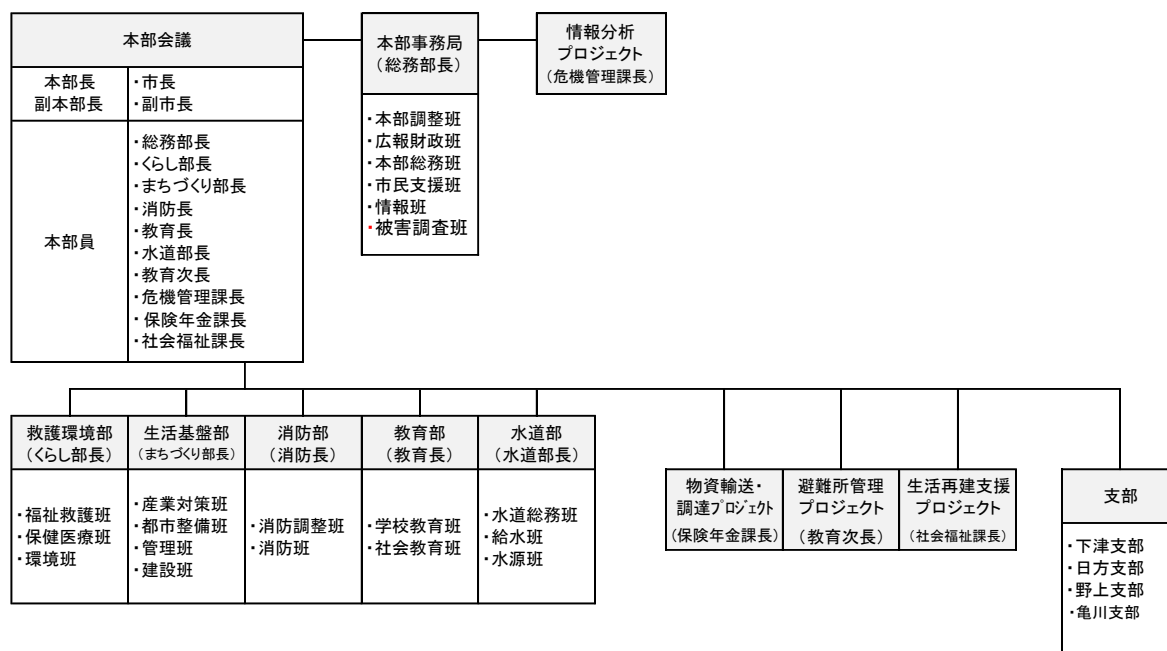
- 資料 資料- 2 海南市防災会議条例 P3
資料- 3 海南市防災会議運営要綱 P5
資料- 4 海南市防災会議の構成 P6

(2) 災害対策本部の組織

本部組織の各職務は次のとおりです。なお、水防組織についても、災害対策本部組織を準用します。

役職	職務
本部長	災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督します。
副本部長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行します。
本部員	各災害対応実施の責任者となります。
班長・班員	災害対応に当たります。

<災害対策本部組織図>



- 資料 資料- 5 海南市災害対策本部条例 P7
- 資料- 6 海南市災害対策本部要綱 P8

<関係会議等>

関係機関調整会議
<ul style="list-style-type: none"> ○救助・救出 ○道路応急対策 ○ライフラインの応急復旧 ○要配慮者対策 ○物資輸送・調達 ○災害ボランティア活動支援

- 資料 資料- 7 関係機関調整会議 構成機関例 P9

地域災害保健医療対策本部

- 資料 資料- 8 地域災害保健医療対策本部 P10

<災害対策本部の事務分掌>

各課の事務分掌は次のとおりです。ただし、明記されていない業務は、そのつど定めます。

部名	部長・プロジェクト外長	班名 (担当課名)	事務分掌	詳細記載					
				部	編	章	節		
本部事務局	総務部長	本部調整班 (危機管理課) (総合行政委員会事務局)	配備体制の決定	3	1	1	1		
			災害対策本部の設置	3	1	1	2		
			災害対策本部会議の実施	3	1	1	2		
			状況の把握	3	1	1	3		
			気象情報の収集・伝達	3	1	1	3		
			地震、津波情報の収集・伝達	3	1	1	3		
			被害状況の収集	3	1	1	4		
			被害状況の集約・分析	3	1	1	4		
			通信手段の確保	3	1	1	5		
			通信手段の管理・運用	3	1	1	5		
			防災関係機関等との調整	3	1	1	7		
			応援要請	3	1	1	8		
			災害救助法の適用	3	1	1	9		
			避難情報の発令及び伝達	3	1	2	1		
			緊急輸送活動の要請	3	1	2	10		
			その他ライフライン施設の応急復旧	3	1	2	12		
			活動体制の確立(海上災害対策)	3	2	1	1		
			海上流出油等対策	3	2	1	1		
			活動体制の確立(鉄道施設災害対策)	3	2	1	2		
			人命救出救助活動等(鉄道施設災害対策)	3	2	1	2		
			活動体制の確立(道路災害対策)	3	2	1	3		
			人命救出救助活動等(道路災害対策)	3	2	1	3		
			活動体制の確立(コンビナート災害対策)	3	2	1	4		
		人命救出救助活動等(コンビナート災害対策)	3	2	1	4			
		危険物災害応急対策	3	2	2	1			
		有害物質漏えい等応急対策	3	2	2	1			
		放射性物質事故応急対策	3	2	2	1			
		各部・プロジェクトとの調整	—	—	—	—			
		本部の閉鎖	—	—	—	—			
		広報財政班 (企画財政課) (シティプロモーション課) (出納室)			地震、津波情報の収集・伝達	3	1	1	3
					市民への情報提供	3	1	1	6
					外部への情報発信	3	1	1	6
					財政措置	3	1	1	10
					避難情報の発令及び伝達	3	1	2	1
					道路交通の確保	3	1	2	7
					避難所避難者への情報伝達活動	3	1	3	7
					在宅避難者への情報伝達活動	3	1	3	7
					一時市外避難者への情報伝達活動	3	1	3	7
					活動体制の確立(海上災害対策)	3	2	1	1
					海上流出油等対策	3	2	1	1
					活動体制の確立(鉄道施設災害対策)	3	2	1	2
					活動体制の確立(道路災害対策)	3	2	1	3
					活動体制の確立(コンビナート災害対策)	3	2	1	4
					危険物災害応急対策	3	2	2	1
					有害物質漏えい等応急対策	3	2	2	1
					放射性物質事故応急対策	3	2	2	1
					外国人への対応	—	—	—	—

部名	部長・プロジェクト長	班名 (担当課名)	事務分掌	詳細記載			
				部	編	章	節
本部事務局	総務部長	本部総務班 (総務課)	動員及び参集	3	1	1	1
			応援要請	3	1	1	8
			応援の受入れ	3	1	1	8
			職員の健康管理・安全管理	3	1	1	11
			緊急輸送活動の実施	3	1	2	10
			緊急輸送活動の要請	3	1	2	10
			労働力の確保	3	1	4	4
			緊急雇用制度の活用	3	1	4	4
			活動体制の確立(海上災害対策)	3	2	1	1
			海上流出油等対策	3	2	1	1
			活動体制の確立(鉄道施設災害対策)	3	2	1	2
			活動体制の確立(道路災害対策)	3	2	1	3
			活動体制の確立(コンビナート災害対策)	3	2	1	4
			危険物災害応急対策	3	2	2	1
			有害物質漏えい等応急対策	3	2	2	1
			放射性物質事故応急対策	3	2	2	1
			被災地の視察及び慰問	—	—	—	—
			住民等からの電話対応	—	—	—	—
			市民支援班 (市民交流課)	鉄道交通の確保	3	1	2
		緊急輸送活動の実施		3	1	2	10
		緊急輸送活動の要請		3	1	2	10
		在宅避難者対策		3	1	3	2
		帰宅困難者対策		3	1	3	3
		災害ボランティア活動支援		3	1	4	3
		活動体制の確立(鉄道施設災害対策)		3	2	1	2
		被災者の人権対応(要配慮者対策)		—	—	—	—
		自治会、各種団体との調整		—	—	—	—
		NPO等との連携		—	—	—	—
		女性に関する相談室の設置		—	—	—	—
		男女共同参画の視点を取り入れた対応		—	—	—	—
		行政相談・法律相談等各種相談		—	—	—	—
		本部の運営及び庶務		—	—	—	—
		住民等からの電話対応	—	—	—	—	
		情報班 (管財情報課)	気象情報の収集・伝達<<風水害時>>	3	1	1	3
			地震、津波情報の収集・伝達	3	1	1	3
			被害状況の収集	3	1	1	4
			被害状況の集約・分析	3	1	1	4
			通信手段の確保	3	1	1	5
			通信手段の管理・運用	3	1	1	5
			避難情報の発令及び伝達	3	1	2	1
			障害物の除去作業の検討・準備	3	1	2	6
			被災者支援相談窓口の設置	4	—	2	1
			り災証明書の発行	4	—	2	3
			情報システムの保安全管理	—	—	—	—
			災害応急対策物品の購入	—	—	—	—
			災害復旧工事の発注	—	—	—	—
			空地の活用	—	—	—	—
			本部の運営及び庶務	—	—	—	—
			住民等からの電話対応	—	—	—	—
		被害調査班 (税務課)	被害状況の収集	3	1	1	4
			住家等被害判定調査※	4	—	2	2
			り災証明書の発行	4	—	2	3

※住家等被害判定調査は税務課、市民課、保険年金課、建設課において実施

部名	部長・プロジェクト外長	班名 (担当課名)	事務分掌	詳細記載			
				部	編	章	節
救護環境部	くらし部長	福祉救護班 (社会福祉課) (高齢介護課) (子育て推進課)	災害救助法の適用	3	1	1	9
			避難情報の発令及び伝達	3	1	2	1
			避難誘導(風水害時)	3	1	2	1
			避難所避難者対策	3	1	3	2
			在宅避難者対策	3	1	3	2
			福祉避難所の運営	3	1	3	2
			健康調査・健康相談	3	1	3	8
			メンタルヘルスケア	3	1	3	8
			遺体の処理、埋・火葬	3	1	3	11
			応急仮設住宅対応	3	1	4	1
			応急教育対策	3	1	4	2
			生活保護世帯の被害調査及び援護事務	—	—	—	—
			保健医療班 (健康課)	応急医療体制の確立	3	1	2
		応援関係機関との連携		3	1	2	4
		避難所避難者対策		3	1	3	2
		在宅避難者対策		3	1	3	2
		健康調査・健康相談		3	1	3	8
		メンタルヘルスケア		3	1	3	8
		感染症の予防※		3	1	3	9
		食品衛生対策		3	1	3	10
		遺体の処理、埋・火葬		3	1	3	11
		人命救出救助活動等(鉄道施設災害対策)		3	2	1	2
		人命救出救助活動等(道路災害対策)		3	2	1	3
		活動体制の確立(コンビナート災害対策)		3	2	1	4
		人命救出救助活動等(コンビナート災害対策)		3	2	1	4
		危険物災害応急対策		3	2	2	1
		有害物質漏えい等応急対策		3	2	2	1
		放射性物質事故応急対策		3	2	2	1
		応急医療体制の集約・報告		—	—	—	—
		環境班 (環境課)	遺体の処理、埋・火葬※	3	1	3	11
			廃棄物処理	3	1	3	12
			し尿処理	3	1	3	12
			活動体制の確立(海上災害対策)	3	2	1	1
			海上流出油等対策	3	2	1	1
			活動体制の確立(コンビナート災害対策)	3	2	1	4
			危険物災害応急対策	3	2	2	1
			有害物質漏えい等応急対策	3	2	2	1
			放射性物質事故応急対策	3	2	2	1
			各施設の維持管理及び応急復旧	—	—	—	—

※感染症の予防(消毒作業)は健康課、子育て推進課、保険年金課において実施
 ※遺体の処理、埋・火葬(火葬許可証の交付)は、市民課において実施

部名	部長・プロジェクト外長	班名 (担当課名)	事務分掌	詳細記載			
				部	編	章	節
生活基盤部	まちづくり部長	産業対策班 (産業振興課) (農業委員会事務局)	船舶交通の確保	3	1	2	9
			感染症の予防	3	1	3	9
			緊急雇用制度の活用	3	1	4	4
			海上流出油等対策	3	2	1	1
			災害復旧資金の相談、あっせん	4	-	2	6
			商工業者の被害調査及び復旧対策	-	-	-	-
			観光施設の被害調査及び応急復旧	-	-	-	-
		都市整備班 (都市整備課)	被害状況の収集	3	1	1	4
			被災宅地の対策	3	1	2	11
			排水施設の対策	3	1	2	11
			応急仮設住宅対応	3	1	4	1
			住宅の応急修理等	3	1	4	1
		管理班 (管理課)	障害物の除去作業の検討・準備	3	1	2	6
			障害物の除去作業の実施	3	1	2	6
			道路交通の確保	3	1	2	7
			船舶交通の確保	3	1	2	9
			住宅の応急修理等	3	1	4	1
			応急仮設住宅対応	3	1	4	1
			海上流出油等対策	3	2	1	1
			活動体制の確立(海上災害対策)	3	2	1	1
			活動体制の確立(道路災害対策)	3	2	1	3
			活動体制の確立(コンビナート災害対策)	3	2	1	4
			危険物災害応急対策	3	2	2	1
			有害物質漏えい等応急対策	3	2	2	1
			放射性物質事故応急対策	3	2	2	1
		建設班 (建設課) (区画整理課)	被害状況の収集	3	1	1	4
			障害物の除去作業の検討・準備	3	1	2	6
			障害物の除去作業の実施	3	1	2	6
			道路交通の確保	3	1	2	7
			土砂災害等応急対策	3	1	2	11
			被災建築物の対策	3	1	2	11
			排水施設の対策	3	1	2	11
			住宅関係障害物の除去	3	1	4	1
			住宅の応急修理等	3	1	4	1
			活動体制の確立(海上災害対策)	3	2	1	1
			海上流出油等対策	3	2	1	1
			活動体制の確立(道路災害対策)	3	2	1	3
			活動体制の確立(コンビナート災害対策)	3	2	1	4
			危険物災害応急対策	3	2	2	1
			有害物質漏えい等応急対策	3	2	2	1
			放射性物質事故応急対策	3	2	2	1
			農林業用施設及び農地の被害調査・復旧	-	-	-	-
			漁港施設及び漁業関連施設等の被害調査・復旧	-	-	-	-
応急作業の業者委託	-		-	-	-		

部名	部長・プロジェクト外長	班名 (担当課名)	事務分掌	詳細記載			
				部	編	章	節
消防部	消防長	消防調整班 (消防本部総務課) (警防課)	地震、津波情報の収集・伝達	3	1	1	3
			被害状況の収集	3	1	1	4
			通信手段の確保	3	1	1	5
			通信手段の管理・運用	3	1	1	5
			応援要請	3	1	1	8
			応援の受入れ	3	1	1	8
			避難情報の発令及び伝達	3	1	2	1
			救助・救急活動	3	1	2	3
			応援関係機関との連携	3	1	2	3
			消火活動初期対応	3	1	2	5
			消火活動における応援関係機関等との連携	3	1	2	5
			緊急輸送活動の要請	3	1	2	10
			活動体制の確立(海上災害対策)	3	2	1	1
			海上流出油等対策	3	2	1	1
			活動体制の確立(鉄道施設災害対策)	3	2	1	2
			人命救出救助活動等(鉄道施設災害対策)	3	2	1	2
			活動体制の確立(道路災害対策)	3	2	1	3
			人命救出救助活動等(道路災害対策)	3	2	1	3
			活動体制の確立(コンビナート災害対策)	3	2	1	4
			人命救出救助活動等(コンビナート災害対策)	3	2	1	4
			危険物災害応急対策	3	2	2	1
			有害物質漏えい等応急対策	3	2	2	1
			放射性物質事故応急対策	3	2	2	1
		消防班 (海南消防署) (下津消防署) (東出張所)	被害状況の収集	3	1	1	4
			通信手段の確保	3	1	1	5
			避難誘導(風水害時)	3	1	2	1
			救助・救急活動	3	1	2	3
			応援関係機関との連携(救助・救急活動)	3	1	2	3
			応援関係機関との連携(医療救護活動)	3	1	2	4
			消火活動初期対応	3	1	2	5
			消火活動における応援関係機関等との連携	3	1	2	5
			緊急輸送活動の実施	3	1	2	10
			緊急輸送活動の要請	3	1	2	10
			土砂災害等応急対策	3	1	2	11
			危険物対策	3	1	2	11
			行方不明者の捜索	3	1	3	11
			活動体制の確立(海上災害対策)	3	2	1	1
			海上流出油等対策	3	2	1	1
			活動体制の確立(鉄道施設災害対策)	3	2	1	2
			人命救出救助活動等(鉄道施設災害対策)	3	2	1	2
			活動体制の確立(道路災害対策)	3	2	1	3
			人命救出救助活動等(道路災害対策)	3	2	1	3
			活動体制の確立(コンビナート災害対策)	3	2	1	4
			人命救出救助活動等(コンビナート災害対策)	3	2	1	4
			危険物災害応急対策	3	2	2	1
			有害物質漏えい等応急対策	3	2	2	1
			放射性物質事故応急対策	3	2	2	1
広報活動	—	—	—	—			

部名	部長・プロジェクト長	班名 (担当課名)	事務分掌	詳細記載			
				部	編	章	節
教育部	教育長	学校教育班 (教育委員会 総務課) (学校教育課)	メンタルヘルスケア	3	1	3	8
			応急教育対策	3	1	4	2
			教育委員会職員の活動計画	—	—	—	—
			情報の収集及び伝達	—	—	—	—
			P T A等教育関係団体への協力要請	—	—	—	—
		社会教育班 (生涯学習課)	応急教育対策	3	1	4	2
			公民館、体育館等の被害状況調査及び復旧計画	—	—	—	—
			文化財の保護、被害状況調査及び復旧計画	—	—	—	—
水道部	水道部長	水道総務班 (工務課) (業務課)	通信手段の確保	3	1	1	5
			通信手段の管理・運用	3	1	1	5
			上水道施設の被害調査の実施	3	1	2	12
			上水道施設の応急復旧	3	1	2	12
			給水活動の実施	3	1	3	5
		給水班 (工務課) (業務課)	上水道施設の被害調査の実施	3	1	2	12
			上水道施設の応急復旧	3	1	2	12
			給水活動の実施	3	1	3	5
		水源班 (工務課)	上水道施設の被害調査の実施	3	1	2	12
			上水道施設の応急復旧	3	1	2	12
		プロジェクト 情報分析	危機管理課長	(危機管理課) (建設課) (消防本部)	状況の把握<<風水害時>>	3	1
気象情報の収集・伝達<<風水害時>>	3				1	1	3
地震、津波情報の収集・伝達	3				1	1	3
被害状況の集約・分析	3				1	1	4
避難情報の発令及び伝達	3				1	2	1
プロジェクト 物資輸送・調達	保険年金課長	(市民課) (保険年金課) (産業振興課)	緊急輸送活動の実施	3	1	2	10
			緊急輸送活動の要請	3	1	2	10
			備蓄物資の供給	3	1	3	4
			食料等の調達・搬送	3	1	3	4
			食料等の供給	3	1	3	4
			県及び協定業者からの物資調達	3	1	3	6
			救援物資の受入れ	3	1	3	6
			救援物資の供給	3	1	3	6
プロジェクト 避難所管理	教育次長	(教育委員会 総務課) (学校教育課) (生涯学習課) (子育て推進課)	避難所運営	3	1	3	1
			帰宅困難者対策	3	1	3	3
			備蓄物資の供給	3	1	3	4
			食料等の供給	3	1	3	4
			救援物資の供給	3	1	3	6
			食品衛生対策	3	1	3	10
			収容避難者への対応及び調査	—	—	—	—
プロジェクト 生活再建支援	社会福祉課長	(社会福祉課)	災害ボランティア活動支援	3	1	4	3
			被災者支援相談窓口の設置	4	—	2	1
			被災者生活再建支援金の支給	4	—	2	4
			災害弔慰金・見舞金等の支給	4	—	2	4
			生活資金等の貸付	4	—	2	4
			災害義援金等の対応	4	—	2	5

部名	支部長	(担当名)	事務分掌	詳細記載			
				部	編	章	節
支下津	下津行政局長	(下津行政局)	地域内の被害状況の収集・伝達 各部・プロジェクトにおける災害対応の協力 自治会、消防団その他各種団体における災害対応の調整・協力 その他必要なこと	-	-	-	-
支日方	日方支所長	(日方支所)					
支野上	野上支所長	(野上支所)					
支亀川	亀川出張所長	(亀川出張所)					

各班共通※	動員及び参集	3	1	1	1
	被害状況の収集	3	1	1	4
	県・関係機関への被害状況の報告	3	1	1	4
	防災関係機関等との調整	3	1	1	7
	応援要請	3	1	1	8
	応援の受入れ	3	1	1	8
	災害救助法の適用	3	1	1	9
	避難情報の発令及び伝達	3	1	2	1
	避難誘導・避難者の安全対策	3	1	2	2
	公共施設等災害復旧	4	-	1	1
	激甚災害の指定	4	-	1	1
	局地激甚災害の指定	4	-	1	1
	被災者支援相談窓口の設置	4	-	2	1

※「各班共通」の事務分掌については、各自担当する内容を確認すること。

(3) 災害復興本部の組織

市長は、災害復興にかかわる事業を迅速かつ円滑に推進するため、必要があると認めるときは海南市災害復興本部を設置します。

役職	職務
本部長	災害復興本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督します。
副本部長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行します。
本部員	各災害復興対応実施の責任者となります。

組織図及び各課の業務内容は、災害の規模に応じて通常業務との関係を勘案し、決定します。

<災害復興本部の事務分掌>

部長	担当課名	事務分掌	詳細記載			
			部	章	節	
総務部長	総務課	復興体制の整備	4	3	1	1
		広報・相談対応の実施	4	3	1	3
		公的サービス等の回復	4	3	2	5
	企画財政課	復興体制の整備	4	3	1	1
		復興計画の作成	4	3	1	2
		金融・財政面の措置	4	3	1	4
		公的サービス等の回復	4	3	2	5
	シティプロモーション課	広報・相談対応の実施	4	3	1	3
	管財情報課	広報・相談対応の実施	4	3	1	3
		公的サービス等の回復	4	3	2	5
	税務課	広報・相談対応の実施	4	3	1	3
		被災者への経済的支援	4	3	2	4
	市民交流課	広報・相談対応の実施	4	3	1	3
		緊急の住宅確保	4	3	2	1
		公的サービス等の回復	4	3	2	5
	危機管理課	公共土木施設等の災害復旧	4	3	3	1
		安全な市街地・公共施設整備	4	3	3	2
		文化の継承	4	3	3	4
	市民課	広報・相談対応の実施	4	3	1	3
	日方支所	広報・相談対応の実施	4	3	1	3
野上支所	広報・相談対応の実施	4	3	1	3	
亀川出張所	広報・相談対応の実施	4	3	1	3	
くらし部長	社会福祉課	広報・相談対応の実施	4	3	1	3
		緊急の住宅確保	4	3	2	1
		恒久住宅の供給・再建	4	3	2	2
		被災者への経済的支援	4	3	2	4
		公的サービス等の回復	4	3	2	5

部長	担当課名	事務分掌	詳細記載				
			部	章	節		
くらし部長	高齢介護課	広報・相談対応の実施	4	3	1	3	
		緊急の住宅確保	4	3	2	1	
		被災者への経済的支援	4	3	2	4	
		公的サービス等の回復	4	3	2	5	
	保険年金課	広報・相談対応の実施	4	3	1	3	
		被災者への経済的支援	4	3	2	4	
	子育て推進課	公的サービス等の回復	4	3	2	5	
	健康課	緊急の住宅確保	4	3	2	1	
		公的サービス等の回復	4	3	2	5	
	環境課	公的サービス等の回復	4	3	2	5	
まちづくり部長	産業振興課	金融・財政面の措置	4	3	1	4	
		雇用の維持・確保	4	3	2	3	
		都市基盤施設の復興	4	3	3	3	
		情報収集・提供・相談	4	3	4	1	
		中小企業の再建	4	3	4	2	
		農林漁業の再建	4	3	4	3	
	建設課	緊急の住宅確保	4	3	2	1	
		恒久住宅の供給・再建	4	3	2	2	
		公共土木施設等の災害復旧	4	3	3	1	
		安全な市街地・公共施設整備	4	3	3	2	
		都市基盤施設の復興	4	3	3	3	
		農林漁業の再建	4	3	4	3	
	都市整備課	緊急の住宅確保	4	3	2	1	
		恒久住宅の供給・再建	4	3	2	2	
		安全な市街地・公共施設整備	4	3	3	2	
		都市基盤施設の復興	4	3	3	3	
	区画整理課	安全な市街地・公共施設整備	4	3	3	2	
	管理課	緊急の住宅確保	4	3	2	1	
		恒久住宅の供給・再建	4	3	2	2	
		公的サービス等の回復	4	3	2	5	
		公共土木施設等の災害復旧	4	3	3	1	
		都市基盤施設の復興	4	3	3	3	
	下津行政局長	下津行政局	広報・相談対応の実施	4	3	1	3
	水道部長	業務課	被災者への経済的支援	4	3	2	4
			公的サービス等の回復	4	3	2	5
		工務課	公的サービス等の回復	4	3	2	5
			都市基盤施設の復興	4	3	3	3
会計管理者	出納室	広報・相談対応の実施	4	3	1	3	
		金融・財政面の措置	4	3	1	4	
病院事業管理者	医療センター	公的サービス等の回復	4	3	2	5	
教育長	教育委員会総務課	公的サービス等の回復	4	3	2	5	
	学校教育課	公的サービス等の回復	4	3	2	5	
	生涯学習課	文化の継承	4	3	3	4	
消防長	消防本部	公的サービス等の回復	4	3	2	5	
		公共土木施設等の災害復旧	4	3	3	1	
所管課※		広報・相談対応の実施	4	3	1	3	
		恒久住宅の供給・再建	4	3	2	2	
		公的サービス等の回復	4	3	2	5	
		安全な市街地・公共施設整備	4	3	3	2	

※「所管課」の事務分掌については、各自担当する内容を確認すること。

第2節 防災関係機関の処理すべき防災上の事務又は業務の大綱【水防計画含む】

本市の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、相互に協力するよう努めなければなりません。各機関の主な事務は次のとおりです。

(1) 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行います。

(2) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行います。

(3) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

(4) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者（道路・河川・港湾・海岸管理者等）は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施します。また、県、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力します。

分類	機関の名称
県	和歌山県
警察	海南警察署
指定地方行政機関	近畿財務局（和歌山財務事務所）
	近畿厚生局
	近畿農政局
	近畿中国森林管理局（和歌山森林管理署）
	近畿経済産業局
	中部近畿産業保安監督部近畿支部
	近畿運輸局（和歌山運輸支局）
	近畿地方整備局（和歌山港湾事務所）
	大阪航空局（関西空港事務所、南紀白浜空港出張所）
	和歌山海上保安部

分類	機関の名称
	大阪管区気象台（和歌山地方気象台）
	近畿総合通信局
	和歌山労働局
	近畿地方整備局（和歌山河川国道事務所）
自衛隊	陸上自衛隊第37普通科連隊 第304水際障害中隊
指定公共機関	西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社
	西日本電信電話株式会社和歌山支店
	日本銀行大阪支店
	日本赤十字社和歌山県支部
	日本放送協会和歌山放送局
	西日本高速道路株式会社関西支社
	電源開発株式会社西日本支店
	日本通運株式会社和歌山支店
	関西電力送配電株式会社和歌山支社
	大阪ガスネットワーク株式会社
	日本郵便株式会社（和歌山中央郵便局）
指定地方公共機関	亀池土地改良区
	山田ダム土地改良区
	和歌山バス株式会社
	大十バス株式会社
	有田交通株式会社
	公益社団法人和歌山県トラック協会
	株式会社和歌山放送
	株式会社テレビ和歌山
	株式会社毎日放送
	朝日放送テレビ株式会社
	朝日放送ラジオ株式会社
	関西テレビ放送株式会社
	讀賣テレビ放送株式会社
	一般社団法人和歌山県医師会
	公益社団法人和歌山県看護協会
	和歌山県土地開発公社
	和歌山県住宅供給公社
	一般社団法人和歌山県LPガス協会
	ENEOS 和歌山石油精製株式会社
その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	病院等経営者
	社会福祉施設の経営者
	学校法人
	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合 等
	商工会議所、商工会等商工業関係団体
	金融機関
	危険物及び高圧ガス施設等管理者

➤ 資料 資料-9 防災機関の実施責任と業務大綱 P11

第5章 本市の位置と自然条件

第1節 自然条件

(1) 位置と地勢

本市は、県の北西部に位置し、面積は101.06km²、東西21.0km、南北17.2kmの広がりを持ち、北は県都和歌山市及び紀の川市と、東は紀美野町と、南は有田市及び有田川町と接しています。また、西は紀伊水道に面し屈曲に富む海岸となっています。

本市の地勢は、主に東西に連なる山地、それに平行した河谷台地（河岸段丘^{*1}）と低地（沖積平野^{*2}）とに区分されます。

- ① 山地は、東西方向の山脈を成し、海岸部から内陸部にかけて徐々に高度を増し、最高点の海拔高度は555mとなっています。主に市の東部山間では、谷奥の斜面中腹部にモザイク状に緩傾斜地が発達しているが、この付近の地質特性^{*3}による地すべり地形と見られます。
- ② 台地（河岸段丘）は、亀の川の上流部、巽の亀池付近、沖野々、九品寺付近に段丘（河岸段丘）が見られます。この段丘は現河床面より20～30m高く、かなり開析^{*4}が進み平坦面が明確でない部分もあります。また、北野上地区の高津付近にも同じ高さに段丘が見られません。
- ③ 低地（沖積平野）は、日方川、山田川に沿って黒江湾岸から内陸へと徐々に幅を狭めながら重根付近まで達する沖積平野と、和歌山市域と連続し亀の川両岸に広がる沖積平野、加茂川沿い広がる加茂谷とその支谷の低地が主です。

^{*1} 平野が隆起し、河川の浸食作用により階段状の地形となったもの

^{*2} 主に河川の沖積（堆積）作用で出来た平坦な土地

^{*3} 三波川変成岩（地質の項を参照）

^{*4} 河川の浸食作用を受けて谷が発達すること

(2) 地質

本市の山地や基盤を形成する地層は三波川帯と呼ばれ、その起源は2億数千万年前の古生代にまでさかのぼるが、一部に中生代の地層が含まれます。この地帯に分布する三波川変成岩は変成岩類から成るため、地すべりを生じやすく、また、急傾斜地ではしばしば崩壊が見られ、山裾や山の斜面上に宅地や農地が造成されているところでは、ひとたび土砂災害が発生すると被害が拡大する可能性があります。

これに対し、台地や低地の地層の形成は最も新しく、新生代第4紀末（数万年前以降）の更新世から完新世にかけて形成された未固結の礫・砂・泥から成ります。新しく堆積した砂・泥が多い箇所は、いわゆる軟弱地盤となります。

(3) 気候

日本の気候区細分によると、和歌山県の北部は瀬戸内気候区、南部は南海気候区に属しています。

本市を含む紀北は瀬戸内気候区に属し、概して温暖ですが、紀南と比較して雨が少なく晴天が多いところです。梅雨期や台風期の雨は割合多いですが、日照時間が多く、降水量が少ない乾燥した気候区です。

和歌山県における年平均気温の平年値は、和歌山で16.9℃、潮岬で17.5℃であり、年平均湿度の平年値は、和歌山で66%、潮岬で71%となっています。

第2節 社会条件

(1) 人口・世帯数

令和2年度国勢調査によると、本市の人口は48,369人、世帯数は20,088世帯であり、平成27年と比較して人口で3,491人(6.73%)の減、世帯数で590世帯(2.85%)の減となりました。また、1世帯当たりの人口は、令和2年は2.41人となっており、平成27年の2.51人と比較して、小世帯化が進行しています。

人口の年別構成は、令和2年調査では15歳未満10.1%、15～64歳52.9%と割合がいずれも減少したのに対し、65歳以上は36.9%と割合が増加しており、年少人口・生産年齢人口が減少し、人口の高齢化が進行しています。

(2) 土地利用の概要

本市の土地利用は、市域の大部分を山林が占め、人口が稠密な市街地は海岸(内湾)寄りに集中しています。入り組んだ海岸地形を利用して港湾が発達しており、埋立造成された臨海工業地帯には、石油・鉄鋼・食品などの工場が立地しています。

その他の集落は、市街地から続く内陸部の谷間の低地に多く立地していますが、市域東部の山間地では、山麓部や谷間だけでなく山腹の緩斜面地にも集落が立地しています。

また、海岸部においても平地が少なく、宅地のすぐ背後に急傾斜の斜面が迫っている箇所が多いです。

農地は、主に山麓部や山腹の緩斜面地には果樹園や畑が多く見られ、低地部や谷間が水田となっています。

(3) 交通条件

近畿圏の中心都市大阪へは直線距離で約70km、JR紀勢本線及び阪和線や高速道路(阪和自動車道)で結ばれ、時間距離で約1時間(JR特急利用)です。また、海外との玄関口の関西国際空港へは、高速道路を利用して約30分です。

第6章 災害の履歴

第1節 地震・津波災害の履歴

(1) 昭和南海地震（昭和21年12月21日 4時19分頃）

震源は、潮岬南々西約50kmの沖合（東経135度36分・北緯33度00分）、マグニチュード8.0と推定され、和歌山測候所の観測によると震度5で有感継続時間5分でした。

災害は地震動そのものによる直接被害は少なく、津波による被害が甚大で、地震後40分ぐらいで第1回の津波が来襲しており、大波は少なくとも3回以上あり、第3波が最も大きく、波高は3.5mに達したと記録されています。海南警察署管内の被害状況は次のとおりです。

地域	死者 (人)	負傷者 (人)	行方不明 (人)	り災者 (人)	家屋全壊 (戸)	家屋半壊 (戸)	家屋流失 (戸)	床上浸水 (戸)
海南地域	20	5	3	18,796	54	150	45	1,075

地域	被害人数 (人)	家屋全壊 (戸)	家屋半壊 (戸)	被害家屋 (戸)	床上浸水 (戸)	床下浸水 (戸)
下津町地域	2,670	4	6	573	526	33

（東、中、西町内会の数値で他地区は不明）

(2) チリ地震津波（昭和35年5月23日）

昭和35年5月23日に発生したチリ中部沖合で発生したマグニチュード9.5の地震による津波が約22時間後の5月24日早朝に日本に来襲し、沿岸部で被害が発生しました。海南警察署管内の被害状況は次のとおりです。（下津町地域資料無し）

地域	床上浸水 (戸)	床下浸水 (戸)	畑冠水 (ha)	木材流出 (m ³)
海南地域	341	1,094	60	528

第2節 風水害等の履歴

(1) 豪雨（昭和27年7月10日～11日）

紀伊半島沖に停滞していた梅雨前線が北上したため、和歌山市及びその周辺を中心として記録的豪雨に見舞われました。和歌山測候所の観測によると、10日22時から23時までの1時間雨量は99.0mmとなり、明治8年観測開始以来最高を記録しました。

海南地域の被害は次のとおりです。（下津町地域資料無し）

地域	家屋全壊(戸)	家屋半壊(戸)	床上浸水(戸)	床下浸水(戸)	橋梁流失(箇所)	堤防決壊(箇所)
海南地域	1	5	1,560	2,300	3	5

(2) 洪水（昭和28年7月17日～18日）

17日夜から18日朝にかけて県北部を襲った梅雨前線による豪雨は凄まじく、有田、日高両郡東部から奈良県南部は24時間雨量400mm以上にも及び、しかも、そのほとんどの雨は18日未明の数時間に集中したため、日高川、有田川、貴志川などではにわか増水し記録的な大洪水となりました。このため山地は山津波、平地では河川が氾濫し、土砂、流木を交えた濁水は一瞬にして人畜、住家、耕地を一呑みし、壊滅的な被害が発生しました。

貴志川流域の被害状況は次のとおりです。

地域	死者(人)	負傷者(人)	家屋全壊(戸)	家屋半壊(戸)	家屋流失(戸)
北野上村	1	1	—	—	18
中野上村	—	3	14	18	15
南野上村	—	159	35	25	25

(3) 第2室戸台風（昭和36年9月16日）

16日9時過ぎ室戸岬西方に上陸し、12時頃淡路島南西部を通り、13時過ぎ兵庫県尼崎市と西宮市の間に再上陸、18時に能登半島東部から日本海に抜けました。

16日10時頃から6時間余り強い風が吹き、最大風速は和歌山で南南西35.0m/s、最大瞬間風速南56.7m/sを記録し、沿岸部は高潮と高波のため大きな被害を受けました。

被害は次のとおりです。

地域	死者(人)	負傷者(人)	家屋全壊(戸)	家屋半壊(戸)	床上浸水(戸)	床下浸水(戸)
海南地域	2	19	54	30	1,349	1,726
下津町地域	1	6	35	205	523	286
合計	3	25	89	235	1,872	2,012

(4) 令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号（令和5年6月1日～3日）

6月1日から3日にかけて梅雨前線が西日本に停滞し、前線に向かって台風第2号周辺の暖かく湿った空気が流れ込み、記録的な大雨となりました。

6月2日は、「顕著な大雨に関する和歌山県気象情報」が、和歌山県北部に発表され、線状降水帯が発生し、市内では、最大1時間降水量が日方で49mm、重根で67mm、東畑で69mm、下津で66mm、小松原で68mm、24時間降水量が日方で314mm、重根で369mm、東畑で388mm、下津で366mm、小松原で373mmを観測しました。

被害は、次のとおりです。

負傷者(人)	家屋全壊(戸)	床上浸水(戸)	床下浸水(戸)
3(軽傷)	1	457	960

➤ 資料 資料-10 過去の災害履歴（風水害） P14

第7章 被害想定

第1節 災害の想定における基本的な考え方

(1) 災害の想定における基本的な考え方

①地震・津波災害の想定における基本的な考え方

東日本大震災では、通信途絶、指定避難所・津波緊急避難場所の浸水被害、津波等による道路網の寸断等の従来の想定を超える広域かつ甚大な被害に見舞われました。

本市近傍においては、中央構造線や田辺市付近において活断層の存在が確認されており、直下型地震が発生する可能性があります。また、今後30年以内の発生確率が非常に高いとされる南海トラフの地震への備えが急務となっています。このため、直下型地震や海溝型地震を考慮に入れた被害想定とその想定結果を基にした計画の策定の重要性が高まっています。

本計画における地震・津波災害の想定は、和歌山県による「和歌山県津波浸水想定」(平成25年3月)、「和歌山県地震被害想定」(平成26年10月)の結果を使用したものです。想定は、「東海・東南海・南海3連動地震」、「南海トラフ巨大地震」による被害を想定するものであり、対象とする被害想定項目は、地震規模、最大津波高、想定浸水区域、建物被害、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、生活への影響、災害廃棄物等です。

②風水害の想定における基本的な考え方

紀伊半島大水害では、防災行政無線が浸水により使用できず住民への情報伝達ができなかったことや指定避難所の浸水被害の発生、土砂崩れ、橋梁の流出等による道路網の寸断等の被害に見舞われました。

近年では、地球温暖化による気候変動等から局地化、集中化、激甚化する大雨により、洪水及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、紀伊半島大水害のような集中豪雨等による被害が全国各地で多発しています。このため、想定を超えるはん濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性があります。

本計画における風水害の想定は、水防法や土砂災害防止法に基づき、和歌山県による浸水想定区域図や土砂災害警戒区域等を使用するものとします。

- 資料 資料-11 震度分布図 P16
資料-12 液状化危険度図 P18

第2節 地震・津波による被害想定

(1) 津波シミュレーション結果

①東海・東南海・南海3連動地震による浸水想定

内閣府が2003年(平成15年)に宝永地震、安政地震など実際に発生した地震を基に想定し、従来から県が防災・減災対策の「想定津波」としてきたものです。地震の規模は、マグニチュード8.7を想定しています。

海南市では最大6mの津波高、平均津波高5mが予想されます。津波の到達時間は、約47分後に第一波最大津波が来襲します。

津波浸水面積は530haで、下津行政局周辺は浸水しませんが、日方支所周辺の津波浸水深は3m～5mと予想されます。

②南海トラフ巨大地震による浸水想定

予測計算は、内閣府が平成24年8月に公表した浸水想定を基に、より詳細な地形データ等を用いて想定したものです。地震の規模は、マグニチュード9.1を想定しています(和歌山県津波浸水想定 平成25年3月)。

海南市では最大8mの津波高、平均津波高6mが予想されます。津波の到達時間は、約39分後に津波高1mが到達し、約54分後に津波高5mが来襲します。

津波浸水面積は670haで、日方支所周辺の津波浸水深は3m～5m、下津行政局周辺は0.1～0.4mと予想されます。

想定項目	3連動地震 (H25 和歌山県)		南海トラフ巨大地震			
			H24 内閣府		H25 和歌山県	
	最大	平均	最大	平均	最大	平均
津波高(m)	6	5	8	7	8	6
浸水深(m)		1.8				2.9
浸水面積(ha)		530		690		670
津波到達時間		47 ^{※1}		43 ^{※2}		39 ^{※2}

※1 第1波最大津波

※2 津波高1m

(2) 建物被害予測結果

複数予測したケースのうち、最大の被害となる冬の夕方18時、風速8mの場合を示しました。総棟数30,400棟のうち、3連動地震による全壊が5,800棟で同率が20%、巨大地震は全壊が11,700棟で同率が39%です。

想定地震	焼失		全壊		半壊	
	焼失棟数 (棟)	同率 (%)	全壊棟数 (棟)	同率 (%)	半壊棟数 (棟)	同率 (%)
3連動地震	5	0	5,800	20	4,900	17
南海トラフ巨大地震	590	2	11,700	39	5,500	19

※全壊棟数合計と全壊率には焼失分を含む

(3) 人的被害予測結果

複数予測したケースのうち、最大の被害となる冬の夕方18時、風速8mで、早期避難しないケースの場合を示しました。この時期の18時は日没後であるので、夜間の避難条件を適用していません。

人口54,000人のうち、3連動地震による死者数が1,100人、巨大地震では死者数が4,000人となっています。

想定地震	死者数(人)	重傷者数(人)	軽傷者数(人)	閉込者数(人)
3連動地震	1,100	160	440	1
南海トラフ巨大地震	4,000	420	1,500	61

(4) ライフライン被害予測結果

ライフライン被害予測の結果は次のとおりです。

① 上水道被害の予測結果

上水道については、水道人口53,100人のうち、東海・東南海・南海3連動地震では発災直後の断水人口が52,500人で断水率は99%、南海トラフ巨大地震では発災直後の断水人口が53,100件で断水率は100%となっています。

想定地震	断水人口				断水率(%)			
	発災直後	1日後	1週間後	1カ月後	発災直後	1日後	1週間後	1カ月後
3連動地震	52,500	47,400	23,700	7,100	99	89	45	13
南海トラフ巨大地震	53,100	51,900	26,000	21,900	100	98	49	41

②電力施設被害の予測結果

電力施設については、東海・東南海・南海3連動地震では1日後の停電軒数が610件で停電率は2%、南海トラフ巨大地震では1日後の停電軒数が18,700件で停電率は100%となっています。

想定地震	需要家軒数	被災軒数	停電軒数				停電率 (%)			
			発災直後	1日後	4日後	1週間後	発災直後	1日後	4日後	1週間後
3連動地震	30,400	5,800	-	610	240	170	-	2	1	1
南海トラフ巨大地震	30,400	11,700	-	18,700	5,000	4,100	-	100	27	22

※対象件数は、需要家軒数30,400軒から被災軒数を差し引いたもの。停電率はこれに対する値

③通信施設被害の予測結果

通信施設については、東海・東南海・南海3連動地震では発災直後の不通回線数が4,100件で不通率は31%、南海トラフ巨大地震では発災直後の不通回線数が13,000件で不通率は100%となっています。

想定地震	回線数	固定電話・不通回線数				固定電話・不通率 (%)			
		発災直後	1日後	1週間後	1カ月後	発災直後	1日後	1週間後	1カ月後
3連動地震	13,000	4,100	360	130	90	31	3	1	1
南海トラフ巨大地震	13,000	13,000	13,000	4,600	2,900	100	100	35	22

④都市ガス施設被害の予測結果

都市ガス施設については、東海・東南海・南海3連動地震では発災直後における復旧対象となる供給停止戸数が510件で供給停止率は16%、南海トラフ巨大地震では発災直後における復旧対象となる供給停止戸数が320件で供給停止率は10%となっています。

想定地震	供給戸数	全半壊戸数	復旧対象戸数	復旧対象となる供給停止戸数				復旧対象となる供給停止率 (%)			
				発災直後	1日後	1週間後	1カ月後	発災直後	1日後	1週間後	1カ月後
3連動地震	3,200	2,500	510	510	510	0	0	16	16	0	0
南海トラフ巨大地震	3,200	2,900	320	320	320	320	320	10	10	10	10

※供給停止率＝復旧対象となる供給停止戸数÷供給戸数

(5) 交通施設被害予測結果

①道路施設被害の予測結果

道路施設については、東海・東南海・南海3連動地震では地震被害箇所数が7カ所で津波被害箇所数が7カ所、南海トラフ巨大地震では地震被害箇所数が10カ所で津波被害箇所数が12カ所となっています。

想定地震	地震被害箇所数（件）	津波被害箇所数（件）
3連動地震	7	7
南海トラフ巨大地震	10	12

※予測結果は、県全域の被害想定として算出しており、被害箇所を特定するものではなく、地域ごとの高速道路、直轄国道、補助国道、県道を対象とした被害の度合いを評価したものの

②鉄道施設被害の予測結果

鉄道施設については、東海・東南海・南海3連動地震では地震被害箇所数が8カ所で津波被害箇所数が15カ所、南海トラフ巨大地震では地震被害箇所数が12カ所で津波被害箇所数が17カ所となっています。

想定地震	地震被害箇所数（件）	津波被害箇所数（件）
3連動地震	8	15
南海トラフ巨大地震	12	17

③港湾施設被害の予測結果

港湾施設（和歌山下津港・海南港区）については、東海・東南海・南海3連動地震では被害率（平均）が9%、南海トラフ巨大地震では被害率（平均）が77%となっています。

想定地震	被害予測施設数（バース）		被害率（%） （平均）
	岸壁・物揚場	その他係留施設	
3連動地震	1	2	9
南海トラフ巨大地震	10	18	77

(6) 生活への影響

①避難者数の予測結果

避難者の予測結果（夏12時、風速4m、全員直接避難の場合）は、1日後には東海・東南海・南海3連動地震では避難者総数（避難所に避難する者＋避難所外生活者）22,500人、南海トラフ巨大地震では26,100人となっています。

想定地震	1日後（人）	1週間後（人）	1カ月後（人）
3連動地震	22,500	18,900	19,200
南海トラフ巨大地震	26,100	20,500	30,000

②帰宅困難者数の予測結果

帰宅困難者の予測結果は、東海・東南海・南海3連動地震においても、巨大地震においても、11,700人となっています。3連動地震においても、南海トラフ巨大地震においても、鉄道全線の不通及び道路の通行止めが多く発生すると予想されます。

想定地震	帰宅者総数（人）	帰宅困難者（人）
3連動地震	38,400	11,700
南海トラフ巨大地震	38,400	11,700

③必要物資数の予測結果

必要物資数の予測結果（夏12時、風速4m、全員直接避難の場合）は、東海・東南海・南海3連動地震において発災1日後～3日後までに、食料は161,600食、飲料水は426,500リットル必要となります。

南海トラフ巨大地震においては、発災1日後～3日後までに、食料は185,300食、飲料水は467,100リットル必要となります。

想定地震	1日後～3日後（3日間）			4日後～7日後（4日間）			毛布（枚）
	避難所 避難者数 （人）	食料 （食/3日間）	飲料水 （ℓ/3日間）	避難所 避難者数 （人）	食料 （食/4日間）	飲料水 （ℓ/4日間）	
3連動地震	15,000	161,600	426,500	14,800	213,100	497,500	30,000
南海トラフ 巨大地震	17,200	185,300	467,100	15,900	227,800	545,000	34,400

(7) 災害廃棄物予測結果

①災害廃棄物の予測結果

災害廃棄物の予測結果（冬の夕方 18 時、風速 8 m の場合）は、東海・東南海・南海 3 連動地震では 672,000 t となっており、南海トラフ巨大地震では 1,358,000 t となっています。

想定地震	可燃物 (t)	不燃物 (t)	合計 (t)
3 連動地震	121,000	552,000	672,000
南海トラフ巨大地震	241,000	1,117,000	1,358,000

※予測結果は概数で示されているため、合計は一致しない

②津波堆積物

津波堆積物の予測結果は、東海・東南海・南海 3 連動地震では 145,000～308,000 t となっており、南海トラフ巨大地震では 182,000～385,000 t となっています。

想定地震	津波堆積物重量 (t)
3 連動地震	145,000～308,000
南海トラフ巨大地震	182,000～385,000

- 資料 資料- 13 被害想定手法 P20
資料- 14 津波浸水想定区域図 P23
資料- 15 津波災害警戒区域図 P25

第3節 風水害による被害想定

和歌山県が、洪水に対して早めの避難を促し、被害の軽減を図るため、おおむね1,000年以上に1回程度の想定最大規模の降雨によって起こる洪水を想定し、県管理河川について洪水浸水想定図を公表しています。本市に係る河川は、以下のとおりです。

(1) 日方川洪水

和歌山県により、最大想定規模の降雨（12時間で767mm）によって起こる日方川の洪水浸水想定図が公表されました。

船尾、名高、重根の一部地点では、5.0m未満の浸水が想定されているほか、黒江、船尾、日方、名高、井田、大野、幡川の大部分や、重根の一部では3.0m未満の浸水が想定されています。

(2) 亀の川洪水

和歌山県により、最大想定規模の降雨（12時間で767mm）によって起こる亀の川の洪水浸水想定図が公表されました。

JR黒江駅周辺の岡田の一部の地点では5.0～10.0m未満の浸水、岡田の大部分や、黒江、且来の一部地域では5.0m未満の浸水が想定されています。また、亀の川沿いである且来、小野田の一部の地域では3.0m未満の浸水が想定されます。

阪井、木津、次ヶ谷地区などでは亀の川沿いの地域で浸水が予想され、河川の湾曲角度がきつい上流の地点では5.0～10.0m未満の浸水が想定されています。

(3) 貴志川洪水

和歌山県により、最大想定規模の降雨（24時間で687mm）によって起こる貴志川の洪水浸水想定図が公表されました。

野上中、椋木、溝ノ口、野尻、別院、下津野、原野、孟子、高津の一部の地点では最大20.0m未満の浸水が想定されます。また、沖野々、木津、野上新、九品寺の一部の地点で10.0m～20.0m未満の浸水が想定されます。

貴志川周辺の国道370号及び424号沿いも浸水が想定され、浸水想定区域が広範囲となっています。

(4) 加茂川洪水

和歌山県により、最大想定規模の降雨（12時間で767mm）によって起こる加茂川の洪水浸水想定図が公表されました。

橋本、小松原、中、小南、下の一部の地点では最大5.0m未満の浸水が想定されます。加茂川沿岸の広い範囲で0.5m～3.0m未満の浸水が想定されています。

(5) 小原川洪水

和歌山県により、最大想定規模の降雨（24時間で1,150mm）によって起こる小原川の洪水浸水想定図が公表されました。

小原、上、下津の一部の地点では最大5.0m未満の浸水が想定されています。

➤ 資料 資料-16 洪水浸水想定区域図 P25

第4節 土砂災害による被害想定

山腹崩壊危険地区や崩壊土砂流出危険地区の総称である山地災害危険地区は、山地に起因する土砂災害が多発し被害が甚大化するなか、人家や病院、学校、道路等の公共施設などに直接被害が及ぶ恐れがある地区について、和歌山県や林野庁が調査し、危険度が基準以上のものを山地災害危険地区として把握しています。

また、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の総称である土砂災害危険箇所は、国土交通省の要請により和歌山県が想定した箇所であり、法的な位置づけはありません。

一方、土砂災害警戒区域は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき和歌山県が指定した区域です。

土砂災害危険箇所と土砂災害警戒区域は、完全には一致しないものの、大きく区域が異なります。

土砂災害警戒区域（地すべり）は、国道370号以南の山間部で多く指定されています。

土砂災害警戒区域（土石流）は、県道160号線沿い、野尻山周辺のほか、国道42号沿いの冷水地区、藤白地区、国道424号沿いの次ヶ谷地区で多く指定されています。

土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）は、人家が多い平地に隣接する山裾で多く指定されています。

- 資料 資料-17 山腹崩壊危険地区 P28
- 資料-18 崩壊土砂流出危険地区 P33
- 資料-19 土砂災害警戒区域等の指定状況 P37

第2部 予防・事前復興

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災機能強化計画

風水害・地震・大規模火災等に強い都市を形成するため、建築物等に対する対策、土木施設に対する対策、公園・街路など防災空間の確保、良好な住環境整備、被災後のまちづくりを想定した復興計画の事前作成など、都市の防災機能の強化を図ります。

対策名	担当課	関係機関等
1. 建築物等に対する対策促進	所管課	
災害に対する公共建築物、民間建築物、文化財等の建築物の安全性を高めることにより、災害時の被害拡大を防止します。また、防災活動の拠点となりうる建築物等の耐震性の強化や、老朽危険空き家対策等を実施し、災害対策の促進を図ります。		
> 国強1-1②「公共施設の耐震化」 国強1-1⑦「空家等対策」		
国強1-1⑥「住宅の耐震化の促進」 国強1-1⑯「家具転倒防止金具取り付けの促進」		
対策名	担当課	関係機関等
2. 道路・橋梁の対策促進	建設課	和歌山河川国道事務所、県海南工事事務所
道路・橋梁は震災時の避難、救援・救護、消防活動等の動脈となり、火災の延焼を防止するオープンスペースとしても多様な機能を有します。このため、防災効果の高い道路の整備及び橋梁の耐震性の向上等を図ります。		
> 国強1-1⑩「道路施設（橋梁等）の耐震化の促進」 国強1-1⑪「橋梁長寿命化修繕計画の推進」		
対策名	担当課	関係機関等
3. 防災空間の確保及び良好な住環境の整備	建設課、都市整備課、区画整理課、生涯学習課	
大規模災害時における復旧及び復興の拠点となる海南市民防災公園・海南市体験学習館の整備に取り組むとともに、市街地再開発、区画整理等により、都市における防災空間の確保を図ります。また、公園や歩行者道路のネットワーク化、道路の沿道緑化、水空間の創出など災害時にも強い住環境の整備を形成します。		
> 国強1-1⑧「海南駅東土地区画整理事業」 国強2-3⑦「（仮称）中央防災公園整備事業」		
国強1-2⑦「公園施設長寿命化事業」		
対策名	担当課	関係機関等
4. 復興対策	危機管理課、所管課	
災害から迅速に復興するため、事前復興計画の進捗管理や事前準備に努めます。		
> 国強8-1①「事前復興計画の策定」 国強8-5⑤「地籍調査事業」		
対策名	担当課	関係機関等
5. 液状化対策	危機管理課、所管課	
液状化予測図などの液状化についての情報を提供するとともに、県等の調査研究及び指導に基づき、今後の液状化対策に取り組みます。また、液状化予測図において危険性の高い地域における市所有建築物に対しては、新築時に液状化対策の実施を検討します。		
> 資料 資料-12 液状化危険度図 P18		

第2節 治水防災計画【水防計画含む】

災害による治水施設における被害を予防し、被害が生じた場合であってもその拡大を最小限にとどめるとともに、二次被害を防止するため、必要な事業及び施設の整備に努めます。

対策名	担当課	関係機関等
1. 河川・排水路対策	建設課、管理課、危機管理課、消防本部	県海南工事事務所
<p>河川・排水路の実態を把握し、災害の危険が予想されるものは改修・整備に努めます。また、県管理河川は県に改修の要望を行い、河川の決壊又は氾濫の防止に努めるとともに、これらのハード整備と併せ、浸水実績図やハザードマップの作成、災害リスクやとるべき行動の周知、河川管理者との連絡体制の確認、避難体制づくりなどのソフト対策の推進を図ります。</p> <p>重要水防箇所について、平常時は巡視・警戒、また、河川管理者と合同で点検を行い、必要に応じて見直します。また、洪水時は、河川の監視及び警戒を厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視を行います。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国強1-4⑦「水害・土砂災害ハザードマップの作成」 国強1-4⑬「河川整備対策」 国強1-4⑪「河川・排水路整備事業」 ➢ 資料 資料- 20 排水施設 P55 資料- 21 水門・樋門・陸閘・角落 P57 資料- 22 重要水防箇所 P64 資料- 125 水防計画作成に係る身分証票 P232 		
対策名	担当課	関係機関等
2. ため池対策	建設課	県海草振興局農地課
<p>市内のため池の状況を調査し台帳として整備を行い、農業用ため池重要防災箇所を優先的に浸水想定区域図やハザードマップを作成し、避難体制づくりなどのソフト対策の充実を図るとともに、老朽化度合い、危険度等に応じた改修計画を立て、整備を推進します。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国強7-4③「ため池防災対策」 国強7-4②「ため池ハザードマップの作成」 ➢ 資料 資料- 22 重要水防箇所 P64 		
対策名	担当課	関係機関等
3. 都市下水路等の整備	建設課、都市整備課	
<p>風水害時に被害の拡大を防ぐよう都市下水路の維持、点検に努めます。また、都市下水路の整備済及び整備中の地区以外においても浸水等の被害が生じる地域があるため、調査や検討を行い、浸水対策に努めます。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国強1-4⑫「排水ポンプ新設・更新事業」 国強1-4⑨「浸水対策」 国強1-4⑩「岡田地区浸水対策事業」 ➢ 資料 資料- 23 下水道整備状況 P71 		

第3節 海岸防災計画【水防計画含む】

災害による海岸施設における被害を予防し、被害が生じた場合であってもその拡大を最小限にとどめるとともに、地域住民の警戒避難体制の確立に努めます。

対策名	担当課	関係機関等
1. 海岸保全施設の整備	建設課、管理課、危機管理課	和歌山港湾事務所、県和歌山下津港湾事務所
<p>市域内の海岸保全施設において災害発生の危険性が予想されるものについて、高潮や津波等により被害が生じるおそれがある地域を重点として、整備促進に努めるよう国や県に要望します。</p> <p>➤ 国強1-3⑨「和歌山下津港海岸（海南地区）直轄海岸保全施設整備事業」</p> <p>➤ 資料 資料- 22 重要水防箇所 P64</p>		
対策名	担当課	関係機関等
2. 浸水予防対策	建設課、管理課	和歌山港湾事務所、県海南工事事務所、県和歌山下津港湾事務所
<p>集中豪雨、高潮及び異常潮位等による低地帯の浸水災害を防止するため、排水路等の整備や排水能力の向上を図るとともに、海岸管理者との連絡体制の確認、津波や高潮による災害防止のための防潮堤整備、水門・鉄扉等の点検整備や排水ポンプの操作、水門の閉鎖訓練の実施に努めます。</p> <p>➤ 資料 資料- 20 排水施設 P55</p> <p>資料- 21 水門・樋門・陸閘・角落 P57</p>		
対策名	担当課	関係機関等
3. 津波災害警戒区域における対策	危機管理課	
<p>津波防災地域づくりに関する法律に基づき指定された津波災害警戒区域内において、警戒避難体制の確立を図るとともに、指定緊急避難場所や指定避難所等の周知に努めます。</p> <p>➤ 資料 資料- 15 津波災害警戒区域図 P25</p>		

第4節 土砂災害等予防計画

地すべり・土石流・がけくずれ等の土砂災害等予防対策を国や県に要望するとともに、地域住民の警戒避難体制の確立に努めます。

対策名	担当課	関係機関等
1. 地すべり防止対策	建設課、危機管理課	県海南工事事務所、県海草振興局農地課
<p>地すべり防止法に基づき、県に対して地すべり対策事業の促進を要望します。また、地域住民に対する危険性の周知徹底と防災知識の普及、集中豪雨等に対する警戒避難体制の確立を図ります。</p> <p>➤ 国強 1-5⑧「地すべり防止対策」</p>		
対策名	担当課	関係機関等
2. 土石流対策	建設課、危機管理課	県海南工事事務所
<p>砂防法に基づき、県に対して荒廃の著しい溪流等に関して順次防災工事の促進を図るよう要望します。また、地域住民に対する危険性の周知徹底と防災知識の普及、集中豪雨等に対する警戒避難体制の確立を図ります。</p> <p>➤ 国強 1-5⑨「土石流対策」</p>		
対策名	担当課	関係機関等
3. がけくずれ対策	建設課、危機管理課	県海南工事事務所
<p>急傾斜地法に基づき、県に対して急傾斜危険箇所の防災工事の促進を要望します。また、地域住民に対する危険性の周知徹底と防災知識の普及、集中豪雨等に対する警戒避難体制の確立を図ります。</p> <p>➤ 国強 1-5⑦「がけくずれ対策」</p>		
対策名	担当課	関係機関等
4. 山地防災対策	建設課、産業振興課	県海草振興局林務課
<p>集落に近接した山地の災害防止、荒廃山地の修復促進等の実施を積極的に県に要望します。</p> <p>➤ 国強 7-6②「山地防災対策」</p> <p>➤ 資料 資料- 17 山腹崩壊危険地区 P28 資料- 18 崩壊土砂流出危険地区 P33</p>		
対策名	担当課	関係機関等
5. 土砂災害警戒区域等における対策	建設課、危機管理課、消防本部	県海南工事事務所
<p>土砂災害防止法に基づき、県は区域指定及び土砂災害防止対策に必要な調査を実施します。土砂災害警戒区域等に指定された場合は、同法により土砂災害特別警戒区域内の一定の開発行為の許可制や建築物への構造規制、市によるハザードマップの作成による地域住民に対する危険性の周知徹底を行うとともに、集中豪雨等の警戒避難体制や救助体制の構築に努めます。</p> <p>➤ 国強 1-4⑥「水害・土砂災害ハザードマップの作成」</p> <p>➤ 資料 資料- 19 土砂災害警戒区域等の指定状況 P37</p>		

第5節 宅地災害予防計画

宅地造成工事及び危険な既成宅地のがけくずれ、土砂の流出、擁壁の倒壊、調整池の堤防決壊等の災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度や宅地造成等規制法により、安全かつ良好な宅地の確保に努めます。

対策名	担当課	関係機関等
1. 宅地造成工事に対する 防災指導対策	都市整備課	
本市では、宅地造成等規制法に基づき市の一部が宅地造成工事規制区域に指定されており、区域内において一定規模を超える宅地造成工事を実施する場合、市が定める技術基準に基づく施行を義務付けています。また、既成危険宅地の保全対策として、災害が発生するおそれがあるものに対し防災措置を指示するとともに、勧告を行います。		
➤ 資料 資料- 24 宅地造成工事規制区域 P72		

第6節 上水道施設災害予防計画

災害による上水道施設の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、施設の整備・増強を推進するとともに、応急復旧用資材の備蓄及び応急復旧体制の整備を図ります。

対策名	担当課	関係機関等
1. 施設等の整備及び重要施設の耐震性の強化	水道部	
<p>水質の保持及び水源の確保のため、上水道施設の整備充実を図ります。また、災害による断水・減水を防止するため、重要施設の耐震性の強化を図ります。</p> <p>➢ 国強 6-2②「水道管路（重要管路）の耐震化」 国強 6-2③「水道施設（重要施設）の耐震化」</p>		
対策名	担当課	関係機関等
2. 維持管理体制の強化	水道部	
<p>被害を最小限にとどめ、早期に復旧できるよう施設の巡視点検、台帳整備、機器の診断等日常点検の強化に努めます。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
3. 応急復旧用資機材の整備	水道部	
<p>災害時を想定し、応急復旧資機材の整備・備蓄を推進するとともに、各水道事業者間の連携強化を推進します。</p> <p>➢ 国強 6-2⑥「応急復旧用資機材の整備」</p>		
対策名	担当課	関係機関等
4. 給水体制の強化	水道部	
<p>災害時には、県、日本水道協会和歌山県支部及び関西地方支部と連携し、水道施設が被災した場合の給水体制を確立します。また、緊急用水の確保、簡易ろ過装置の整備や円滑な給水活動を行うための資機材の備蓄に努めます。</p> <p>➢ 資料 資料- 25 給水用器具等の保有状況 P73</p>		
対策名	担当課	関係機関等
5. 応急復旧体制の整備	水道部	
<p>災害によって被災した水道施設の復旧を図るため、必要な体制・復旧マニュアルの作成を行います。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
6. 研修会や防災訓練の実施	水道部	
<p>災害発生時に的確な応急対策が講じられるよう、職員に対し、防災体制、応急復旧措置等に関する研修会や訓練を実施します。</p>		

第7節 公衆電気通信施設災害予防計画 (西日本電信電話株式会社)

災害時において、重要通信の確保を図るため、システムの信頼性向上、最低限の通信確保、早期体制の整備を推進します。

対策名	内容
1. 通信施設の整備	主要な電気通信設備及び設置する施設自体の耐水、耐震、耐火性を高め、信頼性の高い通信設備を構築します。また、主要な伝送路ループ化、予備電源確保等の対策を進めます。
2. 災害対策用機器及び車両の配備	災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、予め保管場所及び数量を指定して、必要な機器、機材及び車両（災害復旧用無線電話機、応急ケーブル）等を配備します。
3. 災害時措置計画	災害時等において、通信不能地域をなくし、かつ重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び運用措置に関する措置計画を作成し、現行化を図ります。
4. 災害対策用資機材及び物資の備蓄と輸送計画	災害応急対策及び災害復旧を実施するため、緊急に必要と認められる資材及び物資について品名及び数量を定め、保管場所を指定し備蓄しておきます。また、輸送を円滑に行うため、予め輸送ルート、車両の種類、数量等の輸送計画を定めておきます。
5. 防災に関する教育及び総合防災訓練への参加	災害の発生又は発生のおそれがある場合において、従業員が迅速かつ的確な防災業務を遂行するため、社内において防災に関する教育及び防災訓練を実施します。また、市が行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力します。

第8節 電力施設災害予防計画（関西電力送配電株式会社）

電力施設の災害を防止し、また発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、災害発生原因の除去と防災・減災環境の整備に努めます。

対策名	内容
1. 電力設備の災害予防措置	各施設・設備について、風水害、塩害、地震動、津波等のあらゆる災害に対する予防対策を行います。
2. 防災業務施設及び設備等の整備	災害の発生に備え、観測、予報施設及び設備の強化、被害の軽減を図るため、消防施設及び設備等の整備を図ります。
3. 復旧用資機材等の確保及び整備	災害に備え、復旧用資機材を確保し、定期的に整備、点検を行います。また、食糧等の生活必需品も備蓄しておきます。
4. 広報活動	一般公衆に対して、電気事故等を未然に防ぐためのPR活動を行います。
5. 社外機関との協調	(1) 防災関係機関との協調 自治体及び防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供・収集等相互連携体制を整備します。 (2) 他電力会社等との協調 他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送变电ネットワーク株式会社、電力広域的運営推進機関、協力会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備します。
6. 防災教育	災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努めます。
7. 防災訓練	災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認します。また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練に積極的に参加します。

➤ 資料 資料- 26 電力施設災害予防計画 P74

第9節 都市ガス施設災害予防計画（大阪ガスネットワーク株式会社）

ガス施設において、風水害及び地震・津波・火災等による災害発生時の被害を最小限にとどめ、また、災害発生地域におけるガスによる二次災害防止と非被害地域におけるガスの供給確保に努めます。

対策名	内容
1. 防災体制	保安規程に基づく「災害対策規程」及び「ガス漏洩及び導管事故処理要領」などにより、警備体制並びに非常態勢の具体的措置を定めます。
2. 情報の収集伝達及び報告	(1) 地震・津波・気象情報等の収集を行い、各事業所へ伝達します。 (2) 通信連絡網の確保を図ります。 (3) 被害情報を収集し、防災関係先への緊急連絡を行います。
3. 施設対策	(1) 施設及び導管等の設備については保安規程に基づき、設置・定期点検等の維持管理を実施します。また、耐震性に優れた材質等の採用を推進します。 (2) 地下室等の設備については緊急ガス遮断装置等の設置、強化を行うとともに、安全使用に必要な知識の周知徹底を図ります。 (3) 災害が発生した場合に備え、予め緊急資機材の整備及び確保を行います。 (4) 関係機関と連携し、前進基地の確保、早期復旧に資する手続きの合理化に努めます。
4. 危険防止対策	風水害及び地震・津波・火災等による災害を想定した導管網のブロック化等の供給対策を行います。 災害による事故発生が予想される場合、又は発生した場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講じます。
5. 教育訓練	各事業所及び関係工事会社の従業員に対し、事故及び災害を想定した教育・訓練を実施します。
6. 広報活動計画	ガスによる二次災害を防止するため、平素から使用者に対し、防災知識の普及を図ります。 ① 住民に対しては、あらゆる機会をとらえてガスの正しい使い方及びガスもれ、地震・災害等の際の注意事項（火気厳禁・ガス遮断・避難等）を周知します。 ② 土木関係者に対しては、ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、ガス事故防止にあたっての注意事項を周知します。

第10節 道路災害対策

災害による道路施設被害を最小限にとどめ、救助・救援活動を迅速かつ円滑に実施する「命の道」を確実に確保するため、幹線道路ネットワークの形成や各施設の耐震性の向上等を図り、災害に強い道路づくりを推進します。

対策名	担当課	関係機関等
1. 幹線道路ネットワークの整備	建設課、都市整備課	西日本高速道路株式会社、和歌山河川国道事務所、県海南工事事務所
<p>災害による被害発生時の救助・救援活動等、「命の道」となる高速道路や国道等の広域幹線道路の整備を実施するとともに、それらを補完するための市内主要幹線道路の整備促進及び防災機能強化を図ります。</p> <p>➤ 国強 6-4②「基幹道路ネットワークの整備」 国強 6-4④「冷水拡幅及び有田海南道路の整備推進」</p>		
対策名	担当課	関係機関等
2. 迂回路の選定、整備	建設課、都市整備課、管理課	和歌山河川国道事務所、県海南工事事務所
<p>地震や豪雨等により交通施設に被害が発生した場合、通行不能箇所に対する迂回路を迅速に特定し、効果的な規制方法を選択できる体制を目指します。また、交通施設の基礎情報をはじめ地形、区域等の情報収集・整理を進めながら、迂回路の整備、補強に努めます。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
3. 道路及び付随施設の予防対策	建設課	和歌山河川国道事務所、県海南工事事務所
<p>災害時においては、避難及び救助・救出活動のため、緊急車両や関係者が安全に道路を通行できることや、浸水や溢水の場合において路線の流水を早急に排水できることが求められることから、道路施設の整備に努めます。</p> <p>➤ 国強 6-4⑨「道路新設改良事業」</p>		

第 1 1 節 鉄道施設災害予防計画 (西日本旅客鉄道株式会社)

鉄道施設における災害を防止するため、線路設備の実態を把握するとともに周囲の諸条件を調査し、災害時に備え常に健全な状態を保持できるよう努めます。

対策名	内容
1. 施設の維持・改良	(1) 橋梁の維持補修並びに改良 (2) 河川改修に伴う橋梁改良 (3) トンネルの維持補修並びに改良 (4) のり面、土留の維持補修並びに改良 (5) 落石防止設備の強化 (6) その他防災上必要な設備改良
2. 体制の確保	(1) 線路周辺的环境条件の変化における線路警戒体制の確立 (2) 台風並びに豪雨時等における線路警戒体制の確立 (3) 鉄道事故及び災害応急処置標準に基づく、旅客対応支援体制の推進

第2章 災害応急復旧活動の体制づくり

第1節 防災組織及び活動体制の整備【水防計画含む】

平時から自らの組織動員体制及び資機材等の整備を図り、防災活動を実施するための拠点整備を通じて、関係機関と相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努めます。

対策名	担当課	関係機関等
1. 日常における防災対策の推進	危機管理課	
<p>海南市防災会議条例に基づいて市長を会長とする海南市防災会議を設置し、地域防災計画の作成及び定期的な見直し、災害時における情報の収集等を行います。また、庁内における防災対策の推進について協議・検討し、推進を図ります。</p> <p>➢ 国強 3-1②「地域防災計画の見直し」</p>		
対策名	担当課	関係機関等
2. 災害時における組織体制・受援体制の整備	所管課	
<p>災害発生時に備え、職員動員・配備体制などの充実や強化を図るとともに、関係機関や隣接市町等との連携体制を強化します。また、広域的な防災体制の充実や強化を図り、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速かつ的確に受け入れ、情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制等を強化するとともに、応援職員の宿泊先については、協定締結等により確保するよう努める。</p> <p>➢ 国強 2-1②「受援計画の策定」 国強 3-1①「業務継続計画（BCP）策定事業」 国強 8-3③「被害調査マニュアルの作成」</p> <p>➢ 資料 資料 59 応援職員等の宿泊施設 P135</p>		
対策名	担当課	関係機関等
3. 防災拠点等の整備	危機管理課、消防本部、所管課	
<p>災害時に備え、本庁舎、下津行政局、総合体育館、指定避難所等の防災拠点において、物資の備蓄や災害用資機材の整備のほか、受水槽への給水装置の整備、Wi-Fi環境の構築など情報通信機器の整備等を行います。また、あらかじめ広域的な応援の受け入れ拠点や物資輸送拠点の選定の検討や浸水想定区域内の消防署所の機能を最大限に発揮できるよう浸水想定区域外への移転整備を進めます。</p> <p>➢ 国強 3-1⑥「情報処理システム運用計画の策定」 国強 3-2⑧「消防施設等整備事業」 ➢ 資料 資料- 14 津波浸水想定区域図 P23 資料- 16 洪水浸水想定区域図 P25</p>		
対策名	担当課	関係機関等
4. 災害用資機材の確保・整備	危機管理課、消防本部	
<p>迅速かつ的確な応急対策実施のため、あらかじめ災害用資機材等を整備するとともに、保有資機材の点検を随時行います。</p> <p>➢ 資料 資料- 27 分散備蓄倉庫、資機材 P80 資料- 28 水防倉庫所在地及び資器材 P82 資料- 29 自家発電装置等を設置している施設 P85</p>		
対策名	担当課	関係機関等
5. 他市町村及び関係機関との連携体制の強化	危機管理課、消防本部	
<p>大規模な災害発生時には、防災関係機関との連携体制が重要であるため、近隣市町、関係機関と連絡会議や訓練等を通じて連携の強化を図ります。また、広域避難については、県に調整を依頼するとともに、必要な場合は、法に基づき、近隣市町に受け入れの協力を求めます。また、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制を構築するため、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について関係機関と協議するとともに役割分担を明確化するなどの調整を行います。</p> <p>➢ 国強2-1⑩「関係機関等との連携強化」 国強2-3①「関係機関との訓練の実施」 ➢ 資料 協定- 1 締結協定一覧 P283</p>		

第2節 情報収集・伝達体制の整備【水防計画含む】

気象や災害に関する情報の伝達が迅速かつ的確に行われるよう、また、災害発生時に、被害情報を収集し、県及び関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平時から情報収集伝達体制の確立に努めます。

対策名	担当課	関係機関等
1. 情報通信手段の整備	危機管理課、消防本部	気象庁、近畿総合通信局、県防災企画課、県企画部
<p>市は、災害初動期における情報収集体制及び情報連絡体制を確保するため、通信機器を整備するとともに、気象庁や県等が提供する各種情報を遅滞なく入手できる体制を維持します。</p> <p>➤ 国強 1-1①「情報収集マニュアルの作成」 ➤ 資料 資料- 30 情報収集システム P86</p>		
対策名	担当課	関係機関等
2. 無線通信手段の整備	危機管理課、消防本部	県危機管理・消防課、県防災企画課
<p>大規模災害時の通信機能を確保するため、防災行政無線や防災相互波無線、衛星携帯電話、全国瞬時警報システム等を配備します。また、孤立が懸念される地区の通信環境も確保します。</p> <p>➤ 国強 2-2①「非常通信対応マニュアルの作成」 ➤ 資料 資料- 31 無線等通信機器 P87</p>		
対策名	担当課	関係機関等
3. 情報収集伝達体制の強化	危機管理課、消防本部	県災害対策課
<p>災害発生時間にかかわらず、災害応急活動が迅速かつ的確に実施できるようマニュアル等を整備し、研修会や訓練等により情報収集伝達体制の強化を図ります。また、発災時の安否不明者の氏名等の公表に備え、一連の手続きについて、県と調整するよう努めます。</p> <p>➤ 国強 1-3②「避難指示等の判断・伝達マニュアルの更新」</p>		
対策名	担当課	関係機関等
4. 情報分析体制の強化	危機管理課、建設課、消防本部	
<p>収集した情報を迅速かつ的確に整理し分析できるよう、研修会や訓練により人材育成を図るとともに、災害時の情報分析活動の基礎資料として、事前に防災情報を網羅したマップやマニュアル等を作成することにより、災害発生時の情報分析体制の強化に努めます。</p> <p>➤ 国強 1-3②「避難指示等の判断・伝達マニュアルの更新」</p>		

第3節 救急救助体制の整備

救急救助に関し、体制、施設等を整備推進し、救急救助活動の万全を期するよう努めます。

対策名	担当課	関係機関等
1. 体制の整備	消防本部	
<p>救急救助体制の充実を図るとともに、緊急消防援助隊、相互応援協定等により、一層強力な救急救助体制の整備推進、救急救助隊員の教育訓練の実施、救急医療機関等との連絡協調を図ります。</p> <p>➢ 国強 2-3③「消防相互応援協定の締結」</p>		
対策名	担当課	関係機関等
2. 施設等の整備	消防本部、所管課	
<p>救急自動車、救助工作車及び救急救助資機材の計画的な整備充足を図ります。また、公共施設など、不特定多数の人が多く集まる場所から順次、AED（自動体外式除細動器）の設置を行い、あわせて取り扱い方法の研修を行います。</p> <p>➢ 国強 2-3⑥「AEDの設置」</p> <p>➢ 資料 資料- 32 AED 設置箇所 P88</p>		
対策名	担当課	関係機関等
3. 集団救急事故対策の推進	健康課、消防本部	海南保健所
<p>集団救急事故等の大規模事故に備えるため、集団救急体制の整備強化、救急救助資機材の充実、救急隊員の養成、受入医療体制の充実等を図ります。</p>		

第4節 応急医療体制の整備

災害時には多数の傷病者の発生が予想されるため、県及び医師会等の関係機関と連携し、応急医療体制の整備を推進します。

対策名	担当課	関係機関等
1. 初期医療体制の整備	健康課	海南保健所、海南医師会
<p>医療救護所の設置、救護班の編成、出動について、海南保健所や海南医師会等と協議して人的、物的な応援体制などの計画を定めるとともに、地域災害保健医療対策本部により連携体制や応援受入体制の整備を推進します。</p> <p>➢ 国強 2-5①「初期医療体制の整備」</p> <p>➢ 資料 資料- 8 地域災害保健医療対策本部 P10 資料- 33 救急告示医療機関 P90 資料- 34 市内医療施設 P91 資料- 35 医療救護所 P93</p>		
対策名	担当課	関係機関等
2. 広域的医療体制の整備	健康課	海南保健所、海南医師会、海南歯科医師会、海南薬剤師会
<p>災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努めるとともに、各関係機関の連携と情報共有体制の確立を図り、被災地外の病院への移送体制や災害派遣医療チーム(DMAT)・災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)等の受入体制の整備、自衛隊、日本赤十字社、県内外の関係機関等の応援による広域的な協力連携体制の構築に努めます。</p> <p>➢ 国強 2-5④「広域的医療体制の整備」</p> <p>➢ 資料 資料- 36 災害拠点病院、災害支援病院 P94</p>		
対策名	担当課	関係機関等
3. 医薬品等の確保	健康課	海南保健所、海南医師会、海南薬剤師会
<p>各関係機関と連携し、災害発生時に必要な医薬品等の確保に努めるとともに、平時から関連業者等との協力体制の整備を推進します。</p> <p>➢ 資料 資料- 37 薬事施設 P95</p>		
対策名	担当課	関係機関等
4. 情報通信体制の整備	健康課	海南保健所、海南医師会
<p>災害時に迅速かつ的確に情報伝達ができるよう、無線、衛星携帯電話等による情報通信設備の整備を図るとともに、平時より関係機関と連携し、研修や訓練等の実施に努めます。</p>		

第5節 消防体制の整備【水防計画含む】

火災・爆発若しくは地震・津波及び風水害その他の異常な自然現象等による災害が発生し、又は発生のおそれのある場合において、これらの災害を予防し、警戒し、鎮圧するとともに、被害の軽減を図り、市民の生命、身体、財産を保護します。細部については海南市消防計画に基づきます。

対策名	担当課	関係機関等
1. 消防力の強化	消防本部	
<p>「消防力の整備指針」に基づく防災拠点や消防車両等の消防施設の整備、「消防水利の基準」に基づく消火栓や防火水槽等の消防水利の整備、「消防団の装備の基準」に基づく消防団の充実強化を図ります。</p>		
<p>➤ 国強 1-1③「耐震性防火水槽の整備」 国強 2-3⑩「消防団員数」 国強 2-3⑫「消防施設等整備事業」 国強 2-3⑨「消防団活性化事業」 国強 3-2⑥「消防車両の整備」 国強 7-1⑤「消防職員、消防団員の訓練の高度化」</p>		
対策名	担当課	関係機関等
2. 火災予防対策	消防本部	
<p>災害時に予想される出火危険を排除するため、火災予防査察の強化、防火管理者制度の推進、一般家庭に対する指導、安全装置付き火気使用設備器具及び電気の自動遮断装置、LPガスの放出防止器具等の普及を図ります。また、林野火災発生が多発期を重点として、山林の巡視を行い、火災予防に当たります。</p>		
<p>➤ 国強 2-3⑩「火災予防推進事業」 国強 7-6①「火災予防対策」</p>		
対策名	担当課	関係機関等
3. 消防相互応援体制の強化	消防本部	
<p>大規模又は特殊災害時等における消防活動に万全を期するため、隣接市町等と消防に関する協定に基づき、相互応援体制の強化を図ります。</p>		
<p>➤ 国強 2-3③「消防相互応援協定の締結」 国強 2-3④「消防広域連携強化事業」 ➤ 資料 協定-1 締結協定一覧 P283</p>		
対策名	担当課	関係機関等
4. 消防職員の教養訓練	消防本部	
<p>近代化・高度化する消防施設・資機材並びに社会経済の発展に伴い高度化する消防活動に対し、消防職員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校及び消防大学校に職員を派遣して行う学校教養の他、研修機関や他の地方公共団体等に派遣する一方、研修や訓練を実施し、育成を図ります。</p>		
<p>➤ 国強 2-3②「消防大学等派遣事業」</p>		

第6節 観測施設等整備計画【水防計画含む】

地震・津波、風水害等による災害の未然防止及び軽減を図るため、地震・津波及び降雨に関する迅速な伝達と的確な把握に必要な観測施設及び観測点を整備し、維持運営に努めます。

対策名	担当課	関係機関等
1. 地震動の観測体制の整備	危機管理課、消防本部	県防災企画課
<p>県は、地震により発生した地震動を計測し、伝達ができるよう地震計を設置しており、市内の地震動を迅速かつ正確に把握することができるよう整備、点検に努めます。</p> <p>➤ 資料 資料- 38 震度計設置箇所 P96</p>		
対策名	担当課	関係機関等
2. 潮位の観測体制の整備	危機管理課	気象庁、国立研究開発機構防災科学技術研究所
<p>気象庁の潮位観測情報や、国立研究開発機構防災科学研究所の地震・津波観測システム（DONET）による津波情報の取得に努めます。</p> <p>➤ 資料 資料- 39 潮位計設置箇所（和歌山県内） P96</p>		
対策名	担当課	関係機関等
3. 風水害等の観測体制の整備	危機管理課、消防本部	気象庁、県防災企画課、県砂防課、県河川課
<p>雨量、河川水位、風速等の気象情報を入手し、適切な避難情報を発令することで被害の軽減に努めます。</p> <p>➤ 資料 資料- 40 雨量計設置箇所 P96 資料- 41 水位観測所及び基準水位 P97 資料- 42 風速計設置箇所 P97</p>		

第7節 避難収容体制の整備【水防計画含む】

災害から人命の安全を確保するため、緊急避難場所、指定避難所及び避難路等の選定・整備を行い、計画的に避難対策を推進するとともに、住民に対して周知を図ります。

対策名	担当課	関係機関等
1. 避難誘導體制の整備	危機管理課、建康課、社会福祉課、 高齢介護課、子育て推進課、 学校教育課、消防本部	
津波避難場所、避難路等に案内標識、誘導標識等の設置を推進し、平時から住民への周知を図ります。浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する病院、学校、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の管理者は、利用者が災害時に円滑かつ迅速に避難できるよう避難誘導體制や避難確保に関する計画を定め、避難訓練を実施します。		
➤ 国強 1-3⑦「要配慮者利用施設等の避難確保計画の整備」		
対策名	担当課	関係機関等
2. 緊急避難場所等の選定・整備	危機管理課、建設課	
自主防災組織等の協力により、緊急避難場所、広域避難場所を選定するとともに、必要な避難路等の整備を行います。また、御霊池の津波避難場所としての整備に取り組みます。		
➤ 国強 1-3⑨「避難ビルの指定数」 国強 1-3⑥「津波避難場所、避難路の整備」		
➤ 資料 資料- 43 指定緊急避難場所 P98 資料- 44 広域避難場所 P105		
対策名	担当課	関係機関等
3. 避難所、福祉避難所の選定・整備	危機管理課、所管課	
指定避難所においては、食料や飲料水、パーティション、簡易ベッドなどの資機材、トイレが使えなくなった場合に備えた簡易トイレや携帯トイレ等の備蓄物資の整備や情報通信設備をはじめとするライフラインの確保など、住環境の整備・充実に努めます。また、福祉避難所については、指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者等のため、社会福祉法人等との福祉避難所の設置運営の協定締結により、受け入れ態勢の拡充や連携の強化を図ります。		
➤ 国強 2-5⑦「福祉避難所の拡充」 国強 2-5⑧「福祉避難所設置・運営マニュアルの作成」		
➤ 資料 資料- 46 福祉避難所 P108		
対策名	担当課	関係機関等
4. 応急仮設住宅等の事前準備	都市整備課	
災害によって住家が滅失し、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対して迅速に応急仮設住宅が供給できるよう、事前に建設候補用地を調査、検討を行います。		
➤ 国強 8-5④「被災者住宅の確保」		
➤ 資料 資料- 47 応急仮設住宅建設用地候補リスト P109 資料- 48 応急仮設住宅用地選定上の注意点 P110		
対策名	担当課	関係機関等
5. 帰宅困難者対策の推進	市民交流課	
帰宅困難者が生じた場合に想定される事態を予め整理し、各事業所においては、従業員が極力事業所内に留まり、情報の入手、食料や飲料水等の確保に努めるよう推進します。また、交通事業者との情報共有・連絡体制を検討し、帰宅困難者の受入体制の整備を図るよう努めます。		

第8節 緊急輸送体制の整備

災害発生時の応急対策を迅速に実施するためには、被災後直ちに輸送機能の確保が必要であることから、交通輸送体系の整備を図ります。

対策名	担当課	関係機関等
1. 緊急輸送道路の確保	建設課	和歌山河川国道事務所、県海南工事事務所
<p>災害時の緊急輸送活動を確実に実施するため、国、県、市、警察、自衛隊等で構成される和歌山県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会において策定された緊急輸送道路ネットワーク計画を基に、円滑に道路啓開を実施するための方針等について検討します。</p> <p>➢ 国強 1-1⑫ 「緊急輸送道路の確保」 ➢ 資料 資料- 49 緊急輸送道路網図 P 111</p>		
対策名	担当課	関係機関等
2. 交通規制		海南警察署
<p>警察は、災害発生後における管内の緊急輸送道路の確保をはじめ、隣接、近接各府県との相互協定により、緊急輸送道路を確保するための広域交通規制を実施する体制について習熟を図ります。また、緊急通行車両の通行を確保するための交通規制用装備資機材の整備や交通情報提供機能の強化を図ります。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
3. 効率的な緊急輸送のための措置	総務課、建設課、管理課	和歌山河川国道事務所、県海南工事事務所
<p>道路管理者は、災害時の道路啓開や道路上の障害物の除去、応急復旧等には、必要な人材や資機材を確保し、迅速かつ効率的に対応できるように、建設業者等との協力関係の確保に努めます。市は、建設業者や運送業者等との協定等に基づき連携強化を図るとともに、市所有車両の配備計画の作成や緊急通行車両確認証明書・標章の交付を受ける手続を行います。</p> <p>➢ 国強 1-1⑬ 「効率的な緊急輸送のための措置」 ➢ 資料 協定- 1 締結協定一覧 P283</p>		
対策名	担当課	関係機関等
4. 緊急ヘリポートの確保	消防本部	県災害対策課
<p>市は、災害時の救助救援活動や緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定に努めます。</p> <p>➢ 国強 2-2③ 「ヘリコプターが発着できるヘリポート数」 ➢ 資料 資料- 50 ヘリコプターの発着可能地 P112</p>		
対策名	担当課	関係機関等
5. 海上輸送体制の整備	産業振興課、管理課	海上保安庁、和歌山港湾事務所、 県和歌山下津港湾事務所
<p>市は、港湾、漁港を活用した災害時の緊急海上輸送に備えるため、港湾関係機関、各漁業協同組合、県及び和歌山海上保安部と連携し、接岸場所や運航方法、協力体制等の整備に努めます。</p> <p>➢ 国強 5-4⑩ 「海上輸送体制の整備」</p>		

第9節 要配慮者の支援体制の整備【水防計画含む】

災害時に迅速かつ的確に要配慮者への支援が行えるよう、平時より住民の自立と相互の助け合いを基調とする福祉コミュニティづくりや、これを支える保健、医療、福祉サービスの連携・供給拠点を体系的に整備するよう努めます。

対策名	担当課	関係機関等
1. 避難行動要支援者等の把握	社会福祉課、高齢介護課、学校教育課	市社会福祉協議会
自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会等が連携し、日頃から地域に居住する高齢者、障害者等の避難行動要支援者の把握、名簿の作成に努めます。名簿の作成にあたっては本人の意思及びプライバシーの保護に十分配慮するよう努めます。		
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国強 4-3⑥「避難行動要支援者台帳整備事業」 国強 2-3⑧「避難行動要支援者の把握」 ➢ 資料 資料- 52 要配慮者対策計画 P121 		
対策名	担当課	関係機関等
2. 情報伝達・避難誘導体制の整備	社会福祉課、高齢介護課、子育て推進課、学校教育課	
市は、要配慮者に対して適切な情報を提供するための専門ボランティア等の把握、派遣・協力システムの整備、避難活動を円滑に行うためのマニュアル、相談窓口の設置等の情報伝達体制を整備します。また、災害時に迅速かつ的確に避難行動要支援者が避難できるよう自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進します。		
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国強 2-5②「個別計画書（支えあいカード）の作成」 ➢ 資料 資料- 51 要配慮者利用施設 P113 資料- 52 要配慮者対策計画 P121 		
対策名	担当課	関係機関等
3. 要配慮者利用施設等の体制整備	社会福祉課、高齢介護課、子育て推進課、学校教育課	
要配慮者利用施設等に対し、業務継続のための取組強化への支援を行うとともに地域の災害リスクやとるべき行動の周知、防災訓練の実施、防災設備・資機材等の整備強化、点検の実施、緊急時の食料・水・医薬品の備蓄等に努めるよう指導します。また、水防法、津波防災地域づくりに関する法律、土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成や避難訓練の実施等について助言、指導等を行い、計画の実効性の確保に努めます。		
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国強 1-3⑦「要配慮者利用施設等の避難確保計画の整備」 ➢ 資料 資料- 46 福祉避難所 P108 資料- 52 要配慮者対策計画 P121 		
対策名	担当課	関係機関等
4. 女性や子ども等に配慮した防災対策の強化	市民交流課、子育て推進課、健康課	
性別、年齢、障害の有無、家族構成や就労状況によって必要とされる支援が異なるため、ニーズの違いやそれぞれの視点に考慮しながら、要配慮者支援がより効果的に行われるよう、平時の活動を通じ、防災対策の強化に努めます。また、被災時における女性や子ども、乳幼児等に十分配慮するよう啓発に努めます。		
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国強 8-4②「要配慮者に対する支援」 ➢ 資料 資料- 52 要配慮者対策計画 P121 		
対策名	担当課	関係機関等
5. 外国人への災害対策	企画財政課、シティプロモーション課、市民交流課	
災害発生時に言語の不自由さや防災意識の異なる外国人が孤立せず、災害時に的確な対応ができるよう、外国人の視点に立った防災対策の実施に努めるとともに、災害発生時に、被災した外国人が人権侵害を受けることのないよう啓発に努めます。		
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 資料 資料- 52 要配慮者対策計画 P121 		

第10節 食料、飲料水、生活必需品等の確保

県の被害想定に基づき整備計画を作成するとともに、防災資機材及び救助物資の備蓄、流通備蓄の推進並びに備蓄倉庫の整備を図ります。

対策名	担当課	関係機関等
1. 個人備蓄の推進	危機管理課	
<p>住民に対し、「自らの身の安全は自らが守ること」が防災の基本であることを周知し、大規模災害に備えた最低7日分の食料や飲料水等の家庭内備蓄と災害時に迅速に持ち出すための非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油等について啓発・普及を図ります。</p> <p>➢ 国強 2-1⑨「家庭・事業所内備蓄の推進」</p>		
対策名	担当課	関係機関等
2. 市の備蓄の推進	危機管理課	
<p>市は、災害時における円滑な物資の供給を図るため、県の被害想定に基づき策定した市の備蓄計画により、救援物資が届くまでに応急的に必要と考えられる物資を計画的に備蓄します。</p> <p>➢ 国強 2-1①「防災資機材・備蓄物資の整備」</p> <p>➢ 資料 資料- 27 分散備蓄倉庫、資機材 P80 資料- 28 水防倉庫所在地及び資器材 P82</p>		
対策名	担当課	関係機関等
3. 備蓄倉庫の整備	危機管理課	
<p>備蓄物資及び防災資機材を保管するため、市の備蓄計画に基づき、集中備蓄倉庫及び分散備蓄倉庫等を整備します。</p> <p>➢ 資料 資料- 27 分散備蓄倉庫、資機材 P80</p>		
対策名	担当課	関係機関等
4. 緊急必要物資の供給	危機管理課、所管課	
<p>災害時における食料及び生活必需品等の生活用品、資材、燃料等の供給を円滑に行うため、流通物資の提供に関する協定の締結に努めます。</p> <p>➢ 国強 2-1⑩「関係機関等との連携強化」</p> <p>➢ 資料 協定- 1 締結協定一覧 P283</p>		
対策名	担当課	関係機関等
5. 必要物資調達体制の整備	所管課	
<p>災害時に迅速かつ円滑に必要な物資を調達し、避難者に提供できるよう、関係業界団体等との協定に基づき、適切な物資の輸送拠点の候補地を選定し、連携体制の構築と訓練の実施に努めます。また、物資調達・輸送等支援システムを活用し、国や県、トラック協会、倉庫協会等の関係団体と連携し、効率的な物資調達体制を構築します。</p> <p>➢ 国強 2-1⑩「関係機関等との連携強化」 国強 2-1⑦「物資輸送・災害情報収集伝達訓練の実施」</p> <p>➢ 資料 協定- 1 締結協定一覧 P283</p>		

第 1 1 節 保健衛生・防疫体制の整備

災害が発生した場合に必要な防疫対策、保健衛生対策、遺体への対応等の活動を迅速かつ的確に行うための備えを推進します。

対策名	担当課	関係機関等
1. 感染症対策	健康課	海南保健所
<p>災害時に円滑な感染症対策を行うため、感染症対策等のマニュアルを作成します。また、災害時の衛生や安全に関わる事項や、避難所等における感染症対策等について市民に周知を図ります。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
2. 保健衛生対策	健康課	海南保健所
<p>災害時の保健救護活動及び健康相談を適切に実施するためマニュアルを作成します。また、市民の自主的な健康づくりを促進するため、保健・医療・福祉機関等と連携して、地域住民の健康増進、疾病予防に努める体制・ネットワークづくりに努めます。</p> <p>➤ 国強2-7⑤「保健衛生対策」</p>		
対策名	担当課	関係機関等
3. 遺体対応	環境課、市民課	海南警察署、海南医師会、海上保安庁、県生活衛生課
<p>迅速かつ的確に遺体対応を行うため、検視・検案、火葬許可証交付の実施体制、火葬場の維持管理体制、火葬に関する他市町村との協力体制等の確立に努めます。また、遺体安置所候補場所の選定、必要物品の調達計画、広域応援の要請についてマニュアル等を作成します。</p> <p>「厚生労働省防災業務計画」に基づき、広域火葬に係る体制整備、支援・調整、物品調達等の取り組みについて、県と協議し対応を求めます。</p> <p>➤ 国強 7-1⑮「遺体対応マニュアルの作成」</p>		
対策名	担当課	関係機関等
4. 廃棄物・し尿処理対策	環境課	県循環型社会推進課 県下水道課 県産業資源循環協会
<p>災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物（がれき等）の一時保管場所の候補地を選定します。</p> <p>また、円滑かつ迅速に災害廃棄物の処理を行うことができるよう、海南市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の分別・排出方法について、市民に周知するとともに、災害廃棄物及びし尿処理の広域処理について県と協議し対応を求めます。</p> <p>し尿処理については、し尿収集必要量や仮設トイレ必要基数の算出方法に基づき算出し、災害時に備えます。</p> <p>➤ 国強 8-1②「仮設トイレ調達搬送マニュアルの作成」</p> <p>➤ 資料 資料- 53 災害廃棄物等の仮置場の確保 P125 資料- 54 仮置場の必要面積の算定方法 P127</p>		
対策名	担当課	関係機関等
5. 井戸水等の確保	危機管理課	県生活衛生課
<p>災害により水道施設が被災した場合において、当該施設が復旧するまでの間、生活用水（飲用水以外のトイレ、掃除等に使用する水）を地域住民等に提供するため、指定避難所の井戸や受水槽を活用するとともに、地域住民に災害時協力井戸を募集します。</p> <p>➤ 国強 2-6④「災害時協力井戸登録件数」</p>		
対策名	担当課	関係機関等
6. 動物愛護対策	環境課	県海南保健所、県獣医師会、動物愛護関係団体等
<p>災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難所等のペット動物にかかる問題も予想されるため、県が連携する「緊急災害時動物救援本部」や、県下の獣医師会、動物愛護関係団体等と協力し、動物保護管理活動への支援に努めます。</p>		

第12節 二次災害の防止活動【水防計画含む】

地震や降雨の継続による土砂災害、宅地の崩壊、構造物・建築物の倒壊、危険物の爆発等の二次災害を防止する体制の整備や、必要な資機材の確保等を図ります。

対策名	担当課	関係機関等
1. 土砂災害等対策	建設課、都市整備課、区画整理課、消防本部	県海南工事事務所
急傾斜地、河川、ため池、大規模盛土等での災害発生に備え、あらかじめ二次災害防止のための警戒・連絡体制の確立や、早期に調査を実施できる体制、ブルーシート等必要な資機材の備蓄及び調達体制等の整備に努めます。		
対策名	担当課	関係機関等
2. 宅地の対策	都市整備課	都市政策課
被災した宅地に対し危険度判定を実施するために必要な資機材の事前準備や、人的支援の受入体制の整備に努めます。また、被災後の宅地の危険度を判定する技術者の養成に努めます。		
➤ 国強 8-2⑥「被災宅地応急危険度判定士の育成」		
対策名	担当課	関係機関等
3. 建築物の対策	建設課	建築住宅課、和歌山県建築士会
被災した建築物に対し応急危険度判定を実施するために必要な資機材の事前準備や、人的支援の受入体制の整備に努めます。また、被災後の建築物の危険度を判定する技術者の養成に努めます。		
➤ 国強 8-2⑤「被災建築物応急危険度判定士の育成」		
対策名	担当課	関係機関等
4. 危険物対策	消防本部	
危険物施設における爆発等の大きな被害発生に備え、危険物を取り扱う施設等の管理者に対し、災害時には円滑な対応が図られるよう、事前計画の作成や有害物質の漏えい防止体制を整備するよう指導・助言を行います。また、周辺住民への周知や避難誘導、立ち入り規制等が円滑に実施できる体制の整備に努めます。		

第13節 応急教育体制の整備

通常の学校教育を早急に再開するためには、施設の復旧だけでなく、災害により心の傷を負った幼児・児童の心のケア対策、家庭や地域の支えが必要であり、これらの体制の確保に努めます。

対策名	担当課	関係機関等
1. 防災体制の強化充実	教育委員会総務課、学校教育課	
<p>各教育施設における防災計画や避難計画の作成、連絡体制の整備、幼児・児童・生徒・保護者を対象とした防災訓練及び避難訓練の実施、防災教育の手引書の活用や消防団員等が参画した防災教育等の推進に努めます。</p> <p>➤ 国強 1-1⑩「防災訓練、避難訓練の実施」 国強 1-1⑨「各学校施設における防災計画、避難計画の策定」</p>		
対策名	担当課	関係機関等
2. 心のケア対策	学校教育課	
<p>阪神・淡路大震災や東日本大震災等の既往災害における児童生徒の心的外傷後ストレス障害（PTSD）の実態を調査・研究し、学校教職員や関係者に対し、児童生徒の心のケアに関する研修等を実施します。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
3. 家庭、地域との連携	学校教育課、生涯学習課	
<p>家庭や地域との関係を深めることにより、災害発生時に地域による児童・生徒の救援・救護活動等を行うことができるよう、PTA 活動や生涯学習活動等を通じ、啓発します。</p> <p>➤ 国強 2-3⑤「家庭、地域との連携」</p>		
対策名	担当課	関係機関等
4. 文化財の保護	生涯学習課	
<p>指定文化財については、地震対策や火災対策等を実施し、市内に残る歴史的建造物等の保存のための調査等を進めます。その他の文化財については、所有者及び管理者に対して対策を講ずるよう啓発します。</p> <p>➤ 資料 資料- 55 指定文化財 P128</p>		

第14節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

市と市社会福祉協議会は、災害時に被災者の多様なニーズにきめ細かに対応し、生活の安定と再建を進めるため、災害ボランティア活動を迅速かつ的確に支援することができるよう連携体制を確立するとともに、平時より災害ボランティア活動の支援及び育成に努めます。

対策名	担当課	関係機関等
1. 災害ボランティア活動の支援・育成	社会福祉課	市社会福祉協議会、県社会福祉協議会
<p>市と市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会と連携して、市民の災害ボランティア意識の高揚、災害ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、各般にわたる施策を展開して災害ボランティア活動支援及び人材育成に努めます。</p> <p>➤ 国強 8-2③「災害ボランティアの育成・支援」</p>		
対策名	担当課	関係機関等
2. 災害ボランティア支援体制の整備	社会福祉課	市社会福祉協議会、県社会福祉協議会
<p>市と市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会と連携して、災害時に迅速かつ円滑に災害ボランティアセンターの設置、被災者支援に関する情報共有、災害ボランティアの募集及び受け入れ、活動の調整及び運営等が実施できるよう平時より連携体制の構築に努めます。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
3. 災害ボランティア活動の整備と育成	社会福祉課・市民交流課	市社会福祉協議会、県社会福祉協議会
<p>市と市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会と連携して、災害時の災害ボランティア活動が円滑に実施できるよう、物品や資機材を整備します。また、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図ります。更に、研修や訓練により育成等を行うとともに、災害ボランティア活動への参加機会の提供や、災害ボランティアネットワークの構築等について支援を行います。</p> <p>➤ 国強 8-2②「災害ボランティア活動の参加機会の提供」</p>		

第15節 危険物等災害予防計画

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射能等に起因する爆発・火災等の災害の未然防止及び拡大の防止に努めます。

対策名	担当課	関係機関等
1. 危険物等災害予防対策	環境課、消防本部	県環境管理課
<p>消防法に規定する危険物を取り扱う施設の立入検査を実施し、適切な指導を行います。また、危険物の取り扱いに従事する者に対する保安教育・訓練の指導、自衛消防組織の強化促進を図ります。</p> <p>金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令に掲げる物質及び土壌汚染対策法第2条に規定する特定有害物質については、管内の貯蔵状況の把握に努めます。</p> <p>また、県が定めた「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル【津波発生時の対策】」に基づき、県が取りまとめた対象有害物質貯蔵事業所と津波被害想定地域の合成地図により、管内の対象有害物質貯蔵状況を事前に確認します。</p> <p>➤ 国強 5-3③「立入検査の実施」</p>		
対策名	担当課	関係機関等
2. 高圧ガス災害予防対策	消防本部	
<p>高圧ガス保安法の規定により、高圧ガスを取り扱う施設に対し、届出、申請等をさせるとともに、災害を防止するために製造、貯蔵又は取り扱いに対し規制を行います。また、県や関係機関が行う保安意識の啓発、自主保安体制の推進等に協力し安全の確保に努めます。</p> <p>➤ 国強 5-3②「高圧ガス災害予防対策」</p>		
対策名	担当課	関係機関等
3. 火薬類、液化石油ガス災害予防対策	消防本部	
<p>火薬類取締法の譲渡、消費許可申請等の届出により、火薬類の安全確保に努めます。また液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律により、液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制するとともに、立入検査を実施し災害防止と安全の確保に努めます。</p> <p>➤ 国強 5-3①「火薬類、液化石油ガス災害予防対策」</p>		
対策名	担当課	関係機関等
4. 毒物劇物災害予防対策	消防本部	
<p>市及び関係機関は県が実施する予防対策に協力するとともに、県に対し毒物劇物を業務として製造・貯蔵又は取り扱う者に、災害予防対策についてあらゆる機会をとらえ指導するように要請します。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
5. 放射性物質事故災害予防対策	消防本部	
<p>放射性同位元素にかかわる施設の設置者は、施設の防災対策・防災業務従事者に対する教育・防災訓練の励行に努め、放射線災害の防止に万全を期するよう指導に努めます。</p> <p>➤ 国強 5-3④「放射性物質事故災害予防対策」</p>		

第16節 港湾災害予防計画【水防計画含む】

台風、高潮その他異常気象における在港船舶等の災害及び海難等に起因する危険物積載船舶等の爆発、火災、石油等の流出による港湾災害を未然に防止するため、防災関係機関等と連携し取り組みます。

対策名	担当課	関係機関等
1. 台風・高潮その他異常気象対策	危機管理課、管理課、消防本部	海上保安庁、和歌山港湾事務所、 県和歌山下津港湾事務所
台風襲来時における船舶の災害を防ぐため、和歌山下津港長、和歌山紀北地区台風・津波対策協議会と連絡を密にし、事故の防止を図ります。また、台風期間中は作業船等の海上けい留物や陸上の木材、危険物ドラム缶、貨物等の流出を防止するための十分な予防措置をとります。		
> 国強 1-3⑩「和歌山下津港係留施設整備事業」 > 資料 資料- 56 和歌山紀北地区台風・津波対策協議会 P129		
対策名	担当課	関係機関等
2. 危険物積載船舶等の危険物対策	管理課、消防本部	海上保安庁、和歌山港湾事務所、 県和歌山下津港湾事務所
和歌山下津港海南区及び下津区に入港する船舶は、危険物積載船舶の占める割合が極めて多いため、荒天時、夜間等における無理な入出港の回避と危険物荷役の中止又は禁止、防災資機材等の整備の促進、港内の関係企業間における相互協力体制の確立等、危険物災害の未然防止の措置を図ります。		
対策名	担当課	関係機関等
3. 港内の安全対策		海上保安庁、和歌山港湾事務所、 県和歌山下津港湾事務所
港内の安全対策として、港内の障害物に対する措置、和歌山下津港長による港則法に則った錨地の指定や移動命令等の措置、貨物船等の積載品の散乱を防ぐための指導等を実施します。		
対策名	担当課	関係機関等
4. 石油等の排出油対策	危機管理課、環境課、消防本部	海上保安庁
和歌山県排出油等防除協議会と連携し、石油等の流出事故災害を未然に防止するため、油の広域拡散防止物品、回収装置、化学処理剤の整備や船舶における油流出防止設備の整備等の対策を講じます。		
> 資料 資料- 57 和歌山県排出油等防除協議会 P132		

第17節 被災者生活支援

被災者の生活の再建支援のためには、迅速にり災証明書を発行することや被災者台帳によるきめ細やかな支援が必要不可欠です。こうした課題に対応するため、被災者支援のためのシステムの整備に努め、復旧・復興を通じた被災者支援体制を構築します。

対策名	担当課	関係機関等
1. 被災者台帳の整備	管財情報課、社会福祉課	
個々の被災者の被害状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成を必要に応じて行い、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めます。		
対策名	担当課	関係機関等
2. り災証明の発行体制の整備	税務課	
災害時にり災証明書の交付が迅速に行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、り災証明書の交付業務を支援するシステムを活用し、効率的な証明発行体制を整備します。		
➤ 国強 8-2⑤「住家被害認定士の育成」		
対策名	担当課	関係機関等
3. 被災者支援システムの導入	管財情報課、社会福祉課	
被災者支援システムの導入により、被害状況の調査や認定、り災証明の発行等の情報を一元的に把握し、共有できる体制を整備するとともに、被災者台帳を活用した生活再建、都市復興の全体の仕組みについて整理します。		
➤ 国強 3-1⑤「被災者支援システムの活用」		
対策名	担当課	関係機関等
4. 市民生活の再建復興の推進	所管課	
大規模災害により肉体的、精神的、経済的な被害を受けた被災者に対し、生活支援や復旧活動を迅速かつ的確に実施するための体制を整備します。		

第18節 訓練計画【水防計画含む】

災害時に迅速かつ的確に対応できるよう、過去の災害対応の知見や教訓のもと、市民、防災関係機関、近隣市町、団体や企業等と連携し、各種災害に関する実践的な訓練を実施します。訓練後は、訓練における課題を検証し、今後の防災体制や活動等の改善に取り組みます。

対策名	担当課	関係機関等
1. 総合防災訓練	危機管理課	
相互の協力体制の緊密化を図り、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、総合的な防災訓練を実施します。		
対策名	担当課	関係機関等
2. 関係機関等との合同訓練	所管課	
大規模災害時に、関係機関や隣接市町、団体、企業等との連携により迅速かつ円滑に応急対策を実施し、被害を最小限に抑えることができるよう、平時より課題の抽出を行うとともに、発災時の連絡先や要請手順等の確認など、実効性の確保に留意し、合同で訓練を実施します。		
➤ 国強 2-3①「関係機関との訓練の実施」		
対策名	担当課	関係機関等
3. 市民、学校、事業所等の訓練	所管課	
地域、学校、病院、社会福祉施設、事業所、交通機関等において、災害時に起こりうる状況を想定した各種訓練を実施するよう呼びかけます。		
➤ 国強 4-3⑦「保育所防災訓練の実施」		
対策名	担当課	関係機関等
4. 市職員の訓練等	危機管理課、所管課	
災害時における応急対策が迅速かつ適切に行えるよう、過去の災害対応の知見や教訓の共有を図るなど、各種災害を想定した実践的な実動訓練や図上訓練等、参加者の判断力と実行力を強化する訓練・研修等を計画的に実施します。		
➤ 国強 3-2②「来庁者避難誘導訓練の実施」		国強 3-2③「職員訓練の実施」
国強 3-1③「防災研修等の実施」		国強 3-2⑤「避難所開設訓練」

第3章 地域防災力向上のためのひとづくり

第1節 市民の防災知識の普及【水防計画含む】

災害時は平時の社会課題が顕著化することから、平時から災害時を意識し、行動するよう周知に努めます。災害から市民の生命及び財産を守るためには、市や防災関係機関の対応だけでは不可能なため、市民が防災知識と技術を身につけ、災害に備えることができるよう努めます。

対策名	担当課	関係機関等
1. 市民に対する普及啓発	所管課	
市民の防災意識、災害対応力の向上を図り、災害時に的確な行動がとれるよう、避難行動計画（マイ・タイムライン）等の作成支援に努めます。また、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮した考え方の普及にも努めます。		
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国強 1-1⑧「市民への防災知識、災害への備えの普及啓発」 国強 1-3⑤「防災フェスティバルの充実」 国強 2-3④「応急手当普及啓発事業」 		
対策名	担当課	関係機関等
2. 防災訓練の実施・指導	危機管理課、消防本部	
市民等が防災知識を身につけ、災害時に迅速かつ確かな行動ができるよう、津波、洪水、土砂災害等、各地域の立地条件に沿った防災訓練への参加を呼びかけます。また、県等が実施する広域的・総合的な防災訓練に参加し、防災関係機関との連携を図ります。		
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国強 1-1⑦「市内一斉訓練の実施」 国強 1-3③「地域防災活動支援事業の推進」 		
対策名	担当課	関係機関等
3. 地震・水害等保険の普及・啓発	危機管理課、消防本部	
地震や水害に係る保険・共済等は、被災した場合の生活再建や住宅再建、被災地域の早期復興などのために有効な手段であることから、これらに加入しておくことの重要性について普及・啓発に努めます。		
対策名	担当課	関係機関等
4. 防災関連設備等の普及	危機管理課、消防本部	
市民等が自らの命を守ることができるよう、消火器等の防災関連設備の整備を指導します。また、食料及び飲料水等の備蓄や非常持出品の準備などの事前対策を行うよう啓発に努めます。		
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国強 1-1⑧「市民への防災知識、災害への備えの普及啓発」 		
対策名	担当課	関係機関等
5. 災害教訓の伝承	危機管理課、学校教育課、生涯学習課	
過去に起きた大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、保存するよう努めます。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めます。		
対策名	担当課	関係機関等
6. 防塵マスク等の着用及び着用方法の周知啓発	環境課	
災害に備え、防塵マスクの備蓄の啓発正しい着用方法について周知を図ります。また、被災地では粉じんの飛散が懸念されることから、被災地に入る災害ボランティアに対し、防塵マスク等の持参を呼びかけるとともに、環境省や県が行う粉じん大気濃度測定の結果を周知し、粉じんによる健康被害防止の注意喚起を行います。		

第2節 自主防災組織の整備と育成【水防計画含む】

地震・津波、風水害、火災等の被害を軽減するためには、市や防災関係機関の対策のみでは不十分であり、住民等の自主的な初期防災活動が重要であるため、災害時に住民等が迅速かつ的確な活動ができるよう自主防災組織の整備充実を図り、育成強化に努めます。

対策名	担当課	関係機関等
1. 自主防災組織の育成・活性化	危機管理課	
自主防災組織率の向上、自主防災組織に対する補助制度の実施、県の自主防災組織連絡協議会等の各関係機関と連携した情報提供の強化、自主防災組織運営マニュアルの作成、女性の自主防災組織への参加促進や防災リーダーの養成等により、自主防災組織の育成と活性化を図ります。		
> 国強 1-3⑭ 「自主防災組織の組織率の向上」 国強 1-3⑮ 「自主防災組織への研修」 国強 4-3⑰ 「自主防災組織への補助制度の実施」 国強 4-3⑱ 「防災リーダーの養成」		
対策名	担当課	関係機関等
2. 地域住民の連携強化	危機管理課、社会福祉課、消防本部、生涯学習課、学校教育課	
自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、公民館関係者、学校関係者等の地域関係者が連携し、継続的に防災活動に取り組むことができるよう、研修会や訓練の実施を推進します。		
> 国強 1-3③ 「地域防災活動支援事業の推進」 国強 4-3⑱ 「自主防災組織主催の研修・訓練の啓発」		
対策名	担当課	関係機関等
3. 地域ごとの防災計画等の作成	危機管理課	
自治会、自主防災組織等を単位とする地区防災計画や津波避難計画、避難所運営マニュアル等の作成を推進します。推進にあたっては先進事例を調査した上で、地域住民等と協議しながら、自治会、自主防災組織ごとの取り組み状況に応じて段階的に進めます。		
> 国強 1-3⑰ 「津波避難計画の策定」 国強 1-3⑱ 「地区防災計画の策定」 国強 8-4③ 「地域毎の避難所運営マニュアルの作成」 > 資料 資料- 58 地区防災計画設置団体等 P135		

第3節 事業所の防災体制の構築

災害発生時には、同時多発の火災や交通混乱等の各被害をもたらすことから、行政の対応に合わせ、現場にいる事業所等の迅速な活動が必要となります。このため、市は、事業所の防災体制の構築を促し、災害による被害の未然防止及び軽減を図ります。

対策名	担当課	関係機関等
1. 事業者のBCP策定の推進	産業振興課	
<p>震災発生時においても、事業の継続や迅速な復旧を図るほか、地域貢献・地域との共生を通じて地域の早期復興にもつながることを目的に、事業者のBCP（事業継続計画）策定を促進するとともに、BCM（事業継続マネジメント）構築支援に取り組みます。</p> <p>➤ 国強5-1③「事業者のBCP（業務継続計画）策定の推進」</p>		
対策名	担当課	関係機関等
2. 事業所等の自主的な防災体制整備	産業振興課、消防本部	
<p>事業所等に対して、的確な防災活動を行う自主的な防災体制の整備を図ります。また、各事業所に対し、平時から地域の防災訓練等への参加や所有する防災資機材の提供や施設の開放等により地域への貢献について働きかけます。</p>		
対策名	担当課	関係機関等
3. 防災訓練等への支援	危機管理課、産業振興課、消防本部	
<p>市は、事業所における研修会や防災訓練への支援、事業所間や地域との連携による防災活動体制づくりを推進します。</p> <p>➤ 国強1-2⑤「企業の防災訓練の指導」</p>		
対策名	担当課	関係機関等
4. 事業所等に対する防災教育	危機管理課、産業振興課、消防本部	
<p>市は、企業防災に資する情報の提供等を進め、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、各種事業所及び各種団体等における防災教育の推進を図ります。また、災害時における顧客・従業員等の安全確保や事業所内で一定期間従業員がとどまれるよう食料及び飲料水の備蓄や非常持出品を準備するなどの事前対策を行うよう推進します。</p> <p>➤ 国強1-1⑨「企業の防災意識の向上」</p>		

第4節 防災に関する調査研究の推進

災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因及び被害想定調査研究を実施し、自主防災組織や事業所等が行う防災活動への支援などに反映させながら、地域防災力の向上を図ります。

対策名	担当課	関係機関等
1. 調査研究体制の整備	危機管理課	気象庁、県防災企画課、研究機関
国、県、研究機関等と連携し、地域の実情に応じた総合的かつ一体的な防災活動の実施を図ります。		
対策名	担当課	関係機関等
2. 防災に関する資料の収集及び分析	危機管理課、消防本部	気象庁、県防災企画課、県砂防課、県河川課
防災研究の基礎となる過去の災害記録や各種災害に関する資料を収集し、これらを整理及び分析し、本市の防災対策の検討に努めます。		
対策名	担当課	関係機関等
3. 調査研究事項	所管課	気象庁、和歌山県、研究機関
本市の過去の災害による被害を調査研究するとともに、近年全国各地で発生する大規模な地震や風水害による被害や、東日本大震災や紀伊半島大水害等の教訓と課題を国、県、研究機関等と連携して調査研究し、今後の防災対策に活かします。		

第4章 復興事前準備

復興事前準備とは、東日本大震災等の過去の大規模災害の知見や教訓等から学び、本市の取り巻く状況や課題等を踏まえ、被災前から「より良い復興（Build Back Better）」に向けた準備を行うことです。

南海トラフ地震を想定し、計画作成後概ね10年を目標期間とし、「海南市事前復興計画」における復興時行動マニュアルの施策項目別に復興事前準備を進めます。

詳細は、「海南市事前復興計画」の復興時行動マニュアルに記載しています。

第1節 復興に関連する応急対応

被災後、迅速に被災状況を把握するとともに、復旧、復興に迅速に対応できる体制を構築します。

また、平時の取り組みとして、これらに向けた事前準備を進めます。

対策名	担当課
1. 被災状況等の把握	所管課
<p>応急危険度判定士や住家被害認定し、被災宅地危険度判定士の育成に努めるとともに災害救助法や被災者生活再建支援制度の適用対象等を理解し、マニュアルの準備や申請方法を検討します。</p> <p>➤ 復興時行動マニュアル 施策コード 1-1-1～1-1-4 ➤ 事前復興計画 復興事前準備 P6-1</p>	
対策名	担当課
2. 災害廃棄物等の処理	環境課、都市整備課
<p>公費解体・撤去については、国の「公費解体・撤去マニュアル」に基づき、受付に至る手続きやルールを定めておくなど、受付体制を検討するとともに、近隣市町、関係団体、県等と連携し、災害廃棄物やし尿の処理に係る課題の共有と連携体制の構築を図ります。</p> <p>➤ 復興時行動マニュアル 施策コード 1-2-1～1-2-3 ➤ 事前復興計画 復興事前準備 P6-1</p>	

※主な関係機関は復興時行動マニュアルを参照

第2節 計画的復興への条件整備

復興後、まちづくりの方向性をとりまとめるため、市民や事業者、行政等の協働による復興まちづくりを進めます。また、関係者の合意形成に基づき、災害で顕在化する地域課題の解決を目指した復興まちづくりを進めるため、市民等との情報共有を密に行い、より良い復興に向けた取り組みを行います。

また、平時の取り組みとして、これらに向けた事前準備を進めます。

対策名	担当課
1. 復興体制の整備	総務課、企画財政課
復興本部の設置に向けて、予め復興体制の構成について定めておくとともに、既存部局の分掌事務にない復興関連業務を洗い出し、担当部署を明確にします。 また、県や周辺市町、関係機関の連携に向けて、担当部署による「顔の見える関係」を構築します。	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 復興時行動マニュアル 施策コード2-1-1～2-1-2 ➤ 事前復興計画 復興事前準備 P6-2 	
対策名	担当課
2. 復興計画の作成	企画財政課
復興方針に取り上げるべき項目を整理し、予め検討するとともに、被災直後に復興計画を作成できるよう、策定の際に必要な地域の人、産業、都市施設等に関する基礎的データを整理します。	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 復興時行動マニュアル 施策コード2-2-1～2-2-3 ➤ 事前復興計画 復興事前準備 P6-2 	
対策名	担当課
3. 広報・相談対応の実施	所管課
被災時には広報紙等の配布が困難になることや、市外の避難者に必要な情報を周知することも想定されるため、新たな手法を検討します。また、相談・各種申請の受付に関し、社会福祉協議会やボランティア等と連携し、災害ケースマネジメントに係るネットワークを構築します。	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 復興時行動マニュアル 施策コード2-3-1～2-3-2 ➤ 事前復興計画 復興事前準備 P6-2 	
対策名	担当課
4. 金融・財政面の措置	企画財政課、産業振興課、出納室
復興財源の確保に向けて、被災後、効果的に国の補助事業・特例を活用するため、活用可能な補助事業を把握するとともに、活用が予想される特例措置等について検討します。	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 復興時行動マニュアル 施策コード2-4-1～2-4-3 ➤ 事前復興計画 復興事前準備 P6-2 	

※主な関係機関は復興時行動マニュアルを参照

第3節 すまいとくらしの再建

被災後に、再び安定した生活をいち早く取り戻せるよう、被災前の地域コミュニティの再建・維持や住環境の整備を行います。また、日常生活を行う上で欠かすことのできない医療や福祉・教育を始めとしたくらしの根幹となる機能を確保します。

また、平時の取り組みとして、これらに向けた事前準備を進めます。

対策名	担当課
1. 緊急の住宅確保	市民交流課、社会福祉課、高齢介護課、健康課、建設課、都市整備課、管理課
<p>応急仮設住宅の必要戸数を算出し、建設候補地を検討するとともに、公営住宅等の空き状況を定期的に把握します。また、入居者の募集体制や選定基準、住宅再建等にかかる実態調査や意向調査項目等についても、予め検討し準備します。</p> <p>➤ 復興時行動マニュアル 施策コード3-1-1～3-1-6 ➤ 事前復興計画 復興事前準備 P6-3</p>	
対策名	担当課
2. 恒久住宅の供給・再建	社会福祉課、建設課、都市整備課、管理課、所管課
<p>恒久的な住宅の供給可能戸数の算出方法案を作成するとともに、従前のコミュニティの維持方法や家賃低廉化対策等を検討します。また、公営住宅の修繕、建替の判断基準についての検討や既存不適格建築物の現況調査を実施します。</p> <p>➤ 復興時行動マニュアル 施策コード3-2-1～3-2-6 ➤ 事前復興計画 復興事前準備 P6-3</p>	
対策名	担当課
3. 雇用の維持・確保	産業振興課
<p>雇用状況調査を行う際のサンプリング方法や調査項目を事前に検討し、調査方針を定めます。</p> <p>また、県と連携し、雇用調整助成金制度等の各種支援策を整理するとともに、被災離職者には、円滑な再就職を促進するため、求人と求職の適合性に留意し、職業のあつ旋を行える体制を検討します。</p> <p>➤ 復興時行動マニュアル 施策コード3-3-1～3-3-3 ➤ 事前復興計画 復興事前準備 P6-4</p>	
対策名	担当課
4. 被災者への経済的支援	税務課、社会福祉課、高齢介護課、保険年金課、業務課
<p>被災者が必要な資金を円滑に利用できるよう各種支援制度等の周知や相談体制を整備します。また、県と連携し、災害関連死の認定基準や、災害に関する市税等の特例措置（減免等）を検討します。</p> <p>また、義援金を迅速かつ適切に配分できるよう、支給に向けた事前準備を行うとともに、支給対象者及び数回にわたる義援金配分状況を整理するためのシステムの整備を検討します。</p> <p>➤ 復興時行動マニュアル 施策コード3-4-1～3-4-3 ➤ 事前復興計画 復興事前準備 P6-4</p>	
対策名	担当課
5. 公的サービス等の回復	所管課
<p>公共施設の復旧や、学校の早期再開、民間医療施設の早期復旧・再建について、関係部局・関係機関等と事前協議を行うとともに、応援保健師や教職員、スクールカウンセラーのほか、こころのケア等の専門知識を持った専門家やD P A T等による受援体制を検討します。</p> <p>また、市、社会福祉協議会、ボランティア等が連携して災害ボランティア活動訓練を実施し、災害時の手順を確認するなど、平時から支援体制の検証・見直しを行います。</p> <p>➤ 復興時行動マニュアル 施策コード3-5-1～3-5-6 ➤ 事前復興計画 復興事前準備 P6-4</p>	

※主な関係機関は復興時行動マニュアルを参照

第4節 安全な地域づくり

災害時には、被害の特性や現状における都市基盤整備状況等を踏まえながら、地域の状況に応じた市街地整備により、再び被災しても人命が失われない災害に強い安心・安全なまちを実現します。また、地域に根ざした歴史や文化などの復旧・保全に努めます。

また、平時の取り組みとして、これらに向けた事前準備を進めます。

対策名	担当課
1. 公共土木施設等の災害復旧	危機管理課、建設課、管理課、消防本部、和歌山県
<p>迅速な被災状況の把握や円滑かつ的確な災害対応の実施を行うため、支援協定締結団体と連絡を密にするとともに、講習会や研修、訓練等を実施し、災害対応能力の向上を図るとともに、施設台帳の整備や長寿命化計画を更新し、日常点検や定期点検の計画的な実施、点検記録の整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 復興時行動マニュアル 施策コード4-1-1～4-1-5 ➤ 事前復興計画 復興事前準備 P6-5 	
対策名	担当課
2. 安全な市街地・公共施設整備	危機管理課、建設課、都市整備課、区画整理課、所管課、和歌山県
<p>都市復興体制を事前に整備し、復興の手順及び実施主体を明確にするとともに、県と連携し、建築基準法第84条「建築制限の実施」の必要性について検討します。</p> <p>津波浸水した場所等を災害危険区域に指定するために、「津波防災のための建築制限等に関する条例」の策定の必要性について検討するとともに、宅地・公共施設の移転・嵩上げ等を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 復興時行動マニュアル 施策コード4-2-1～4-2-4 ➤ 事前復興計画 復興事前準備 P6-5 	
対策名	担当課
3. 都市基盤施設の復興	産業振興課、建設課、都市整備課、管理課、工務課
<p>復旧・復興を見据えた迅速かつ効率的な道路啓開作業が行えるよう、国、県及び関係機関と連携調整し、道路啓開計画の実効性の確保を図るとともに、県と連携し、港湾施設の適切な維持管理を図ります。</p> <p>ライフライン施設の架設埋設状況を、市及びライフライン事業者で共有するとともに、応急復旧マニュアルの作成や水道施設台帳の整備等を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 復興時行動マニュアル 施策コード4-3-1～4-3-4 ➤ 事前復興計画 復興事前準備 P6-6 	
対策名	担当課
4. 文化の継承	危機管理課、生涯学習課
<p>地域内に所在する文化・社会教育施設や文化財等を事前に把握し、早期復旧方法を予め検討します。</p> <p>災害時の混乱した状況では、貴重なデータや資料が紛失したり、散逸したりすることが想定されるため、貴重なデータや資料の整理・保管方法等について検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 復興時行動マニュアル 施策コード4-4-1～4-4-2 ➤ 事前復興計画 復興事前準備 P6-6 	

※主な関係機関は復興時行動マニュアルを参照

第5節 産業・経済の復興

災害時には、農林水産業・商工業・観光業などあらゆる産業の操業再開に向け、既存施設の復旧や仮設事業所の設置に対する支援制度の構築を図り、地域に住み続けたいと思える産業経済基盤を築きます。

また、平時の取り組みとして、これらに向けた事前準備を進めます。

対策名	担当課
1. 情報収集・提供・相談	産業振興課、所管課
<p>県及び関係団体と連携し、定期的な被害・復旧状況を把握できるよう連絡体制を整備するとともに、各種融資制度等の周知や、相談窓口の設置場所を予め検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 復興時行動マニュアル 施策コード5-1-1～5-1-3 ➤ 事前復興計画 復興事前準備 P6-7 	
対策名	担当課
2. 中小企業等の再建	産業振興課
<p>県及び関係団体と連携して、中小企業再建資金の貸付等に関する情報提供方法及び体制づくりについて検討するとともに、共同仮設工場・店舗の再開に向けた、立地可能な候補地を検討します。また、被災後の新たな観光資源に対応できるよう開発力強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 復興時行動マニュアル 施策コード5-2-1～5-2-3 ➤ 事前復興計画 復興事前準備 P6-7 	
対策名	担当課
3. 農林漁業の再建	産業振興課、建設課
<p>農林漁業再建資金の貸付等に関し、スムーズな相談体制を構築し、既往及び新規融資制度を周知するため、相談窓口の設置場所などを検討します。</p> <p>また、農林漁業基盤の再建に関し、県等と連携し、情報提供や研修会等が実施できるよう、平時から関係機関・団体等との連携を強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 復興時行動マニュアル 施策コード5-3-1～5-3-2 ➤ 事前復興計画 復興事前準備 P6-7 	

※主な関係機関は復興時行動マニュアルを参照

第6節 より良い復興を促進するための取組

対策名	担当課
1. 基礎データの整備や地籍調査の推進	所管課
被災後、復興始動期から必要となる住民に関するデータやインフラ関連の基礎データの追加や充実を図るとともに、継続的にデータの更新を図ります。また、復旧・復興に必要な土地の境界情報や権利情報等を整理するために、地籍調査を推進します。	
➤ 事前復興計画 復興事前準備 P6-8	
対策名	担当課
2. 広域調整	所管課
災害廃棄物処理用地や応急仮設住宅用地、道路等の基盤整備等、本市のみでは復興の事前準備を進めることができない広域調整が必要な問題は、国や県、近隣自治体等と協議し、検討を進めます。	
➤ 事前復興計画 復興事前準備 P6-8	
対策名	担当課
3. 地域や学生、さまざまな関係者と連携した取組の推進	所管課
東日本大震災等の知見や教訓を踏まえ、被災前から地域住民や地域の将来を担う学生等に情報発信するとともに、復興期を見据え、地域住民や学生、さまざまな関係者等との関係構築に努め、復興事前準備の取組を推進します。	
➤ 事前復興計画 復興事前準備 P6-8	

第 3 部 災害応急対策

災害応急対策

発災時は時間の経過とともに変化する対応課題に迅速かつ的確に対応し、市民の生命・財産・生活を守ることが重要です。第3部 災害応急対策では、時間経過とともに変化する対応課題に応じた実施業務等を示しています。なお、各節に示す実施業務の実施期間（表内の帯）は最大クラスを想定したもので、災害により前後することに留意する必要があります。

第1編 自然災害（応-1～応-40）

＜風水害時の応急対応＞

発災

災害時の対応課題		発災前	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1カ月	1カ月 ～
第1章	活動体制の立ち上げと全体調整							
第2章	いのちを守る							
第3章	いのちをつなぐ							
第4章	復旧への足がかり							

＜地震・津波発生時の応急対応＞

発災

災害時の対応課題		発災前	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1カ月	1カ月 ～
第1章	活動体制の立ち上げと全体調整							
第2章	いのちを守る							
第3章	いのちをつなぐ							
第4章	復旧への足がかり							

<p>第1章 活動体制の立ち上げと全体調整</p> <p>第1節 職員の配備・動員 第2節 災害対策本部の設置等 第3節 情報の収集・伝達 第4節 被害状況の収集・伝達 第5節 通信の確保 第6節 広報活動 第7節 防災関係機関等との連携 第8節 受援体制の確立 第9節 災害救助法の適用 第10節 財政措置 第11節 職員の健康管理及び安全管理</p>	<p>第2章 いのちを守る</p> <p>第1節 避難誘導 第2節 公共施設利用者の安全対策 第3節 救助・救急活動 第4節 医療救護活動 第5節 消火活動 第6節 障害物の除去 第7節 道路交通の確保 第8節 鉄道交通の確保 第9節 船舶交通の確保 第10節 緊急輸送活動の実施 第11節 二次災害の防止対策 第12節 ライフライン施設の応急復旧</p>	<p>第3章 いのちをつなぐ</p> <p>第1節 避難所運営 第2節 要配慮者対策 第3節 帰宅困難者への対策 第4節 食料等の供給 第5節 飲料水等の供給 第6節 生活必需品の供給 第7節 被災者への情報伝達活動 第8節 保健活動 第9節 防疫対策 第10節 食品衛生の確保 第11節 行方不明者の捜索及び遺体の処置、埋・火葬 第12節 廃棄物・し尿処理</p>	<p>第4章 復旧への足がかり</p> <p>第1節 住宅応急対策 第2節 応急教育対策 第3節 災害ボランティア活動支援 第4節 労働力の確保</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

第2編 重大事故（応-41～応-45）

<p>第1章 大規模事故災害対策</p> <p>第1節 海上災害対策 第2節 鉄道施設災害対策 第3節 道路災害対策 第4節 コンビナート災害対策</p>	<p>第2章 危険物事故災害対策</p> <p>第1節 危険物等災害対策</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------

第1編 自然災害

第1章 活動体制の立ち上げと全体調整

第1節 職員の配備・動員【水防計画含む】

(1) 目的

災害応急対策を迅速かつ的確に進めるため、災害の種類、規模、被害状況等により配備体制を決定し、速やかに災害対応に当たります。

(2) 実施業務

《風水害時》

業務内容	担当班	発災前	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 配備体制の決定	本部長、副本部長、本部長、本部調整班							
<p>本部長は、降雨の状況や今後の予測等を踏まえて、職員の配備体制の基準に基づき、応急対策を迅速かつ的確に進めるために必要な実施体制を決定します。</p> <p>また、消防長は、水防団員等の安全確保を十分配慮し、必要に応じ消防団の配備を行います。</p>								
2. 動員及び参集	本部総務班、各班							
<p>配備体制の決定に基づき、応急対策に必要な職員を速やかに動員します。また、職員は所定の場所に参集し、組織体制を確立します。職員の参集状況の報告を受け、組織全体の参集状況を把握します。</p>								

《地震・津波発生時》

業務内容	担当班	発災前	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 配備体制の決定	本部長、副本部長、本部長、本部調整班							
<p>本部長は、災害の規模、種類、被害発生状況等を考慮し、職員の配備体制の基準に基づき、応急対策を迅速かつ的確に進めるために必要な実施体制を決定します。</p> <p>また、消防長は、水防団員等の安全確保を十分配慮し、必要に応じ消防団の配備を行います。</p>								
2. 動員及び参集	本部総務班、各班							
<p>配備体制の決定に基づき、応急対策に必要な職員を速やかに動員します。また、職員は所定の場所に参集し、組織体制を確立します。職員の参集状況の報告を受け、組織全体の参集状況を把握します。</p>								

《災害時行動マニュアル P1》

- 資料 資料- 60 勤務時間外の動員に関する伝達系統図 P136
- 資料- 120 災害応急対策の従事命令・協力命令 P226
- 資料- 121 消防団管轄地域 P227
- 資料- 122 消防団配備基準 P229
- 市の様式- 5 参集途上状況報告書 P347

職員の配備体制（風水害）

区分	配備時期	本部等設置体制
情報収集配備体制	(1) 気象警報（暴風、大雪、暴風雪）が発表されたとき。 (2) その他、危機管理課長が必要と認め、当該配備を指令したとき。	各職場
警戒配備体制	(1) 気象警報（大雨、洪水、高潮）が発表されたとき。 (2) その他、総務部長が必要と認め、当該配備を指示したとき。	<<災害対策連絡室体制>> 災害対策連絡室を本庁舎に設置。 下津支部を下津行政局に設置。
警戒配備体制強化	(1) 和歌山地方気象台の情報より急激な気象変化が起きる、または起きることが予想される時。 (2) 避難情報等の発令のおそれがあるとき。 (3) 土砂災害警戒情報の発表が予測される場合。 (4) 警戒レベル3 高齢者等避難を発令するとき。 (5) その他、総務部長が必要と認め、当該配備を指示したとき。	<<災害対策連絡室体制>> 災害対策連絡室を本庁舎に設置。 下津支部を下津行政局に設置。
第1号配備体制	(1) 台風等の進路、和歌山地方気象台の情報をもとに嚴重な警戒が必要と認めるとき。 (2) 土砂災害警戒情報が発表され、被害が予測される時。 (3) 警戒レベル4 避難指示を発令するとき。 (4) 「顕著な大雨に関する気象情報」が和歌山県北部に発表され、本市に被害が予測される時。 (5) その他、総務部長が必要と認め、当該配備を指示したとき。	<<災害対策連絡室体制>> 災害対策連絡室を本庁舎に設置。 下津支部を下津行政局に設置。
第2号配備体制	(1) 特別警報が発表されたとき。 (2) 警戒レベル5 緊急安全確保を発令するとき。 (3) その他、市長が必要と認め、当該配備を指令したとき。	<<災害対策本部体制>>
第3号配備体制	(1) 相当規模の災害が発生したとき、若しくは発生のおそれがあるとき。 (2) 特別警報が発表されたとき。 (3) その他、市長が必要と認め、当該配備を指令したとき。	<<災害対策本部体制>>

職員の配備体制（地震）

区分	配備時期	本部等設置体制
情報収集配備体制	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。	各職場
地震警戒配備体制	市域で震度4又は震度5弱の地震を観測したとき。 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。	<<災害対策連絡室体制>> 災害対策連絡室を本庁舎に設置。 下津支部を下津行政局に設置。
地震警報配備体制	市域で震度5強以上の地震を観測されたとき。 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。	<<災害対策本部体制>> 災害対策本部を本庁舎に設置。 下津支部を下津行政局に設置。

職員の配備体制（津波）

区分	配備時期	本部等設置体制
津波警戒配備体制	和歌山県に津波注意報が発表されたとき。	<<災害対策連絡室体制>> 災害対策連絡室を本庁舎に設置。 下津支部を下津行政局に設置。
津波警報配備体制	和歌山県に津波警報が発表されたとき。	<<災害対策本部体制>> 災害対策本部を本庁舎に設置。 下津支部を下津行政局に設置。
大津波警報配備体制	和歌山県に大津波警報が発表されたとき。	<<災害対策本部体制>> 災害対策本部を本庁舎に設置。 下津支部を代替施設として、加茂川小学校に設置。

第2節 災害対策本部の設置等【水防計画含む】

(1) 目的

大規模災害が発生、又は発生するおそれのある場合、市は災害対策本部を設置し、防災関係機関等と連携し、防災活動体制を確立します。また、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行います。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時 間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 災害対策本部の設置	本部長、副本部長、本部員、本部調整班						
災害から市民の生命・財産を保護し、より対策の推進が必要な場合、速やかに海南市役所本庁舎に災害対策本部を設置し、情報収集、応急対策等を実施します。							
2. 災害対策本部会議の実施	本部長、副本部長、本部員、本部調整班						
災害対策本部会議を実施し、災害対策本部の活動の基本方針や重要かつ緊急の応急対策に関する協議等を行います。また会議では情報を共有するとともに、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行います。							

<<災害時行動マニュアル P2>>

- 資料 資料- 61 災害対策本部長の代行順位（本部長、副本部長不在時） P136
- 資料- 62 第1回災害対策本部会議における協議・決定事項（例） P137
- 資料- 63 災害対策本部会議資料項目例 P139
- 市の様式- 1 被害状況等一覧表（災害対策本部会議及び広報用） P340

第3節 情報の収集・伝達【水防計画含む】

(1) 目的

風水害、竜巻、豪雪等の異常な自然現象や地震・津波等が発生した場合には、気象状況等から本市への影響を予測し、被害発生時期や現象の規模等の情報収集を行い、速やかに応急対策を実施できるよう伝達します。

(2) 実施業務

《風水害時》

業務内容	担当班	発災前	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月 ～
1. 状況の把握	本部調整班、情報分析プロジェクト							
災害発生に備え、気象条件等を考慮し、気象庁及び県からの情報や本市が所有する各種システムからの情報等を整理・分析し、今後の本市への影響を予測します。また、予測結果を踏まえ、今後の活動体制の検討や応急対策の準備を行います。								
2. 気象情報の収集・伝達	本部調整班、情報班、情報分析プロジェクト							
気象情報の収集や分析により今後の状況を迅速に予測し、速やかに応急対策に当たることができるよう伝達します。								

《地震・津波発生時》

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月 ～
1. 地震、津波情報の収集・伝達	本部調整班、広報財政班、情報班、情報分析プロジェクト、消防調整班						
地震直後より迅速に情報収集を行います。また、気象庁による津波警報や和歌山県津波予測システムによる津波予報が発表された場合、津波から逃げ切ることができるよう、発生直後より迅速に市民に呼びかけます。また、早期に地震、津波情報の全体像を把握し、速やかに応急対策に当たることができるよう努めます。なお、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、必要な情報を収集し、対策を講じます。							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
気象庁	気象情報等の提供
和歌山県災害対策課、砂防課、河川課	気象情報等の提供

《災害時行動マニュアル P3》

- 資料 資料- 64 気象庁が発表する警報・注意報の基準 P140
- 資料- 65 気象庁が発表する地震・津波に関する情報の内容 P146
- 資料- 66 県が発表する情報の内容 P152
- 資料- 67 予警報等の伝達経路 P153
- 資料- 68 現象ごとの住民への周知メッセージ内容 P156

第4節 被害状況の収集・伝達【水防計画含む】

(1) 目的

被害情報の収集方針に基づき、地理空間情報や県防災情報システムの地図情報を用いながら被害状況を迅速かつ的確に収集・伝達することにより、災害の全体像及び進捗状況の把握に努めます。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 被害状況の収集	本部調整班、情報班、被害調査班、都市整備班、建設班、消防班、消防調整班、各班						
発災後、経過時間に応じ「第1次情報（被害規模の早期把握）」、「第2次情報（二次災害防止、災害救助法の適用可否の判断）」、「第3次情報（詳細な状況把握）」をテーマに、迅速かつ的確に情報収集を行います。							
2. 被害状況の集約・分析	本部調整班、情報班、情報分析プロジェクト						
テーマ別に実施された被害情報を集約し、災害の全体像の把握、被害の進捗状況等の分析及び今後の予測を行います。							
3. 県・関係機関への被害状況の報告	各班						
県、関係機関等に対し、集約結果を迅速に報告し、情報の共有に努めます。							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
国土交通省	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣
消防庁	被害状況の報告
和歌山県	被害状況の収集・集約・報告 災害時緊急機動支援隊の派遣
海南警察署	被害状況の収集・集約
海南市消防団	被害状況の収集
西日本電信電話株式会社	被害状況や復旧見込みの情報提供
関西電力送配電株式会社	被害状況や復旧見込みの情報提供
大阪ガスネットワーク株式会社	被害状況や復旧見込みの情報提供
西日本旅客鉄道株式会社	被害状況や復旧見込みの情報提供
携帯電話事業者	被害状況や復旧見込みの情報提供

<<災害時行動マニュアル P5>>

- 資料 資料- 69 各段階で収集する情報の種類 P157
- 資料- 70 海南市部局間の情報伝達系統 P161
- 資料- 71 消防庁及び県への即報基準 P163
- 資料- 72 和歌山県への被害状況等の報告系統・報告先 P168
- 県の報告様式- 1 (その1) 災害概況即報 P293
- 県の報告様式- 2 (その2) 被害状況即報 P294
- 県の報告様式- 3 被害状況報告 P296
- 災害救助法の様式- 1 被害状況調査 P311
- 災害救助法の様式- 3 市町村別被災世帯状況調査 P313
- 市の様式- 1 被害状況等一覧表（災害対策本部会議及び広報用） P340
- 市の様式- 2 情報伝達用紙 P344
- 市の様式- 3 受信用紙[関係機関・市民] P345
- 市の様式- 4 受信用紙[システム入力用] P346
- 市の様式- 5 参集途上状況報告書 P347
- 市の様式- 6 被害状況調査表 P348
- 市の様式- 7 り災者名簿（人的調査票） P349
- 市の様式- 26 水防実施状況報告書 P367

第5節 通信の確保【水防計画含む】

(1) 目的

通常の電話回線が途絶している場合、被害状況の収集や応急対策の指示伝達のために、無線や衛星携帯電話等により通信手段を確保するとともに、通信機器の管理・運用を図ります。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 通信手段の確保	本部調整班、情報班、 消防調整班、消防班、水道総務班						
発災直後より可能な通信手段を確認し、相互に情報を共有するために情報の収集や関係機関への連絡を行います。通常の電話回線が途絶している場合は、無線や衛星携帯電話等を活用し、通信手段を確保します。							
2. 通信手段の管理・運用	本部調整班、情報班、 消防調整班、水道総務班						
関係機関の協力により、保有している機器以外の通信機器の確保に努めます。また、既存の通信機器について、できる限り早期に点検・修理を行います。							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
国土交通省 近畿地方整備局	通信機器の貸与
総務省 近畿総合通信局	災害対策用移動通信機器及び移動電源車の貸与
西日本電信電話株式会社	被害状況や復旧見込みの情報提供 代替の通信手段の確保
携帯電話事業者	被害状況や復旧見込みの情報提供 代替の通信手段の確保

<<災害時行動マニュアル P6>>

- 資料 資料- 73 災害時優先電話 P171
- 資料- 74 非常無線通信経路 P174
- 資料- 75 防災行政無線構成図 P175
- 資料- 76 防災行政無線移動系移動局 P176
- 資料- 77 防災相互通信用無線局一覧 P179
- 資料- 78 防災電話 P185
- 資料- 80 消防救急デジタル無線 P192
- 資料- 123 水防信号 P230
- その他の様式- 3 無線施設被害報告書 P371
- 連絡先- 1 防災関係機関 P386

第6節 広報活動

(1) 目的

市民の混乱を防ぎ適切な行動がとれるよう、災害情報、応急対策情報、本市の被災状況等を発信します。また、本市だけでは災害対応が不可能な場合、地域外から多様な支援を受けることができるよう、本市の状況等を発信します。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時 間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 市民への情報提供	本部長、広報財政班						
<p>早期に広報体制を確立し、気象情報等の災害情報、応急対策情報や本市の状況等の情報をきめこまやかに周知するとともに、ホームページ、SNS等により市民に市長メッセージを発信します。</p> <p>また、長期間の通信障害が発生した際には、紙媒体を活用し、情報提供を行います。</p>							
2. 外部への情報発信	広報財政班						
<p>本市だけでは災害対応が不可能な場合、報道機関やホームページ等を通じ、地域外へ本市の状況を発信し、防災関係機関・民間企業・ボランティアなど多様な支援を求めます。</p>							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
報道機関	市民及び他地域への情報提供

<<災害時行動マニュアル P7>>

- 資料 資料- 81 記者発表の項目例 P193
- 資料- 82 広報すべき情報項目 P193
- 市の様式- 1 被害状況等一覧表（災害対策本部会議及び広報用）P340

第7節 防災関係機関等との連携

(1) 目的

市は、救助救出活動を始め、公共施設やライフライン施設等の早期復旧に向け、国、県、自衛隊、ライフライン事業者や医療関係機関等の防災関係機関と情報共有し、連携して対応に当たります。

※上水道は第3章 第5節 飲料水等の供給、第2章 第12節 ライフライン施設の応急復旧に記載

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 防災関係機関等との調整	本部調整班、各班						
災害対策本部会議を実施し、防災関係機関との情報共有、連絡調整を図ります。また、救出・救助活動、道路啓開等、各機関間で活動の調整を行う必要がある場合は、「関係機関調整会議」等を実施し、情報共有及び調整を図ります。							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
防災関係機関	救出・救助活動及び施設応急復旧等
地域災害保健医療対策本部（海南保健所内）	災害医療活動に係る技術的助言、連絡調整
近畿総合通信局	非常時における重要通信の確保

<<災害時行動マニュアル P8>>

- 資料
- 資料- 4 海南市防災会議の構成 P6
 - 資料- 7 関係機関調整会議 構成機関例 P9
 - 資料- 8 地域災害保健医療対策本部 P10
 - 資料- 83 電力施設応急対策計画（関西電力送配電株式会社） P194
 - 資料- 84 都市ガス施設災害応急対策計画（大阪ガスネットワーク株式会社） P197
 - 資料- 85 公衆電気通信施設災害応急対策計画（西日本電信電話株式会社） P198
 - 資料- 86 鉄道施設災害応急対策計画（西日本旅客鉄道株式会社） P199
 - 市の様式- 8 空地管理台帳 P350
 - 市の様式- 9 空地利用状況表 P351

第8節 受援体制の確立【水防計画含む】

(1) 目的

本市のみでは災害対応が不可能な場合、又は不可能と予想される場合、海南市受援計画に基づき、県、自衛隊、緊急消防援助隊、他市町村及び防災関係機関等に応援要請を行い、人的支援及び物的支援を受入れます。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 応援要請	本部長、本部調整班、本部総務班、 消防調整班、各班						
本市のみでは災害対応が不可能な場合、又は不可能と予想される場合、自衛隊、緊急消防援助隊、他市町村等に対しては県を通じ、防災関係機関、協定先企業、近隣市町に対しては直接応援要請を行います。							
2. 応援の受入れ	本部総務班、消防調整班、各班						
人的支援及び物的支援を受入れ、応援機関等が円滑に活動できるよう、海南市受援計画に基づき、迅速に受入体制や活動体制の確立に努めます。							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
和歌山県災害対策課	人的支援及び物的支援
海草振興局	人的支援
自衛隊	人的支援及び物的支援
緊急消防援助隊	人的支援及び物的支援
他市町村	人的支援及び物的支援
防災関係機関	人的支援及び物的支援
緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)	人的支援及び物的支援

<<災害時行動マニュアル P9>>

- 資料
 - 資料- 87 法律等に基づく応援協力の要請系統 P200
 - 資料- 88 自衛隊派遣要請の系統図 P201
 - 資料- 89 自衛隊の災害派遣活動範囲 P202
 - 協定- 1 締結協定一覧 P283
 - 災害救助法の様式- 22 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況 P332
 - 災害救助法の様式- 23 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況 P333
 - 市の様式- 10 職員応援要請依頼書 P352
 - 市の様式- 11 職員撤収要請依頼書 P353
 - 市の様式- 26 水防実施状況報告書 P367
 - その他の様式- 1 部隊等の派遣要請依頼書 P369
 - その他の様式- 2 部隊等の撤収要請依頼書 P370

第9節 災害救助法の適用

(1) 目的

災害による被害が災害救助法の適用基準に該当する場合、県知事に対して同法の適用を申請します。また、決定後は適切に運用します。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時 間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 災害救助法の適用	本部調整班、福祉救護班、各班						
災害救助法の適用を迅速に判断し、災害による同法の適用基準に該当する場合又は該当すると予想される場合は、県知事に同法の適用を申請します。また、決定後は各班で適切に運用し、県に報告します。							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
和歌山県社会福祉課	災害救助法の取りまとめ、国への報告

<<災害時行動マニュアル P10>>

- 資料 法令- 1 災害救助法 P249
- 災害救助法の様式- 1 被害状況調査 P311
 - 災害救助法の様式- 2 災害救助費概算額調査 P312
 - 災害救助法の様式- 3 市町村別被災世帯状況調査 P313
 - 災害救助法の様式- 4 年度災害救助基金報告書 314
 - 災害救助法の様式- 5 救助の種目別物資受払状況 P315
 - 災害救助法の様式- 6 避難所設置及び避難生活状況 P316
 - 災害救助法の様式- 7 応急仮設住宅台帳 P317
 - 災害救助法の様式- 8 炊出し給与状況 P318
 - 災害救助法の様式- 9 飲料水の供給簿 P319
 - 災害救助法の様式- 10 物資の給与状況 P320
 - 災害救助法の様式- 11 救護班活動状況 P321
 - 災害救助法の様式- 12 病院診療所医療実施状況 P322
 - 災害救助法の様式- 13 助産台帳 P323
 - 災害救助法の様式- 14 被災者救出状況記録簿 P324
 - 災害救助法の様式- 15 埋葬台帳 P325
 - 災害救助法の様式- 16 死体処理台帳 P326
 - 災害救助法の様式- 17 住宅応急修理記録簿 P327
 - 災害救助法の様式- 18 生業資金貸付台帳 P328
 - 災害救助法の様式- 19 学用品の給与状況 P329
 - 災害救助法の様式- 20 障害物除去の状況 P330
 - 災害救助法の様式- 21 輸送記録簿 P331
 - 災害救助法の様式- 22 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況 P332
 - 災害救助法の様式- 23 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況 P333
 - 災害救助法の様式- 24 扶助金の支給状況 P334
 - 災害救助法の様式- 25 損失補償費の状況 P335
 - 災害救助法の様式- 26 法律19条の補償費の状況 P336
 - 災害救助法の様式- 27 死体の捜索状況記録簿 P337
 - 災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票 P338

第10節 財政措置

(1) 目的

災害から市民の生命、財産及び生活を守るために円滑かつ適正に財政措置を行います。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時 間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 財政措置	広報財政班						
<p>災害から市民の生命、財産及び生活を守るために必要経費を推定し、資金計画を立て、県等と十分に協議し、円滑かつ適正に財政措置を行います。</p>							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
和歌山財務事務所	財源の確保
和歌山県市町村課	財源の確保
金融機関	財源の確保

<<災害時行動マニュアル P11>>

第 1 1 節 職員の健康管理及び安全管理

(1) 目的

迅速かつ円滑な応急対策活動を進めるため、県、相互応援協定締結市、他の市町村等に応援職員の派遣を求めます。また、本市職員及び応援職員を適切に配置し、職員の健康の保持及び業務の安全性の確保に努めます。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時 間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 職員の健康管理・安全管理	本部総務班						
<p>災害対策活動に従事する職員等は、発災直後から過酷な状況において支援活動に従事しなければならぬことから、休養が確保できる勤務体制・安全管理体制を早期に確立します。</p>							

<<災害時行動マニュアル P12>>

第2章 いのちを守る

第1節 避難誘導【水防計画含む】

(1) 目的

人的被害を未然に食い止めるため、被害を受けるおそれのある者に対して避難情報を発令し、市民や滞在者などに避難を促します。

(2) 実施業務

＜風水害時＞

業務内容	担当班	発災前	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 避難情報の発令及び伝達	本部長、本部調整班、広報財政班、情報班、情報分析プロジェクト、福祉救護班、消防調整班、各班							
人的被害を未然に食い止めるため、状況を予測し、各種広報手段により、市民や滞在者に避難情報を発令し、警戒区域の設定等を迅速に行うとともに、必要に応じ立ち退きを指示します。								
1. 避難誘導	福祉救護班、消防班							
時間に余裕がある場合、自らの安全確保を最優先として警戒レベル4避難指示等の発令区域に対して、避難誘導を行う体制を準備します。また時間に余裕がない場合は、住民による支援体制を主体とした避難誘導を行います。								

＜地震・津波発生時＞

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 避難情報の発令及び伝達	本部長、本部調整班、広報財政班、情報班、情報分析プロジェクト、福祉救護班、消防調整班、各班						
災害から人的被害を未然に食い止めるため、発災直後から各種広報手段を活用し、市民や滞在者に避難情報の発令、警戒区域の設定を迅速に行うとともに、必要に応じ立ち退きを指示します。							
1. 避難誘導							
避難誘導は、自らの安全確保を最優先とし、自治会、自主防災組織等、住民による支援体制を主体とした避難誘導を行います。							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
海南警察署	避難情報の伝達、避難誘導
和歌山県災害対策課	避難情報等の伝達、集約
自治会、自主防災組織等	情報の伝達、声かけ

＜＜災害時行動マニュアル P13＞＞

- 資料 資料- 43 指定緊急避難場所 P98 資料- 127 公用負担 P233
- 資料- 44 広域避難場所 P105
- 資料- 45 指定避難所 P106
- 資料- 90 避難情報の実施者及び内容 P203 市の様式- 12 避難指示書 P354
- 資料- 91 避難情報の基準・伝達経路 P204
- 資料- 92 警戒区域の設定権者及び要件・内容 P208
- 資料- 124 水防標識 P230

第2節 公共施設利用者の安全対策

(1) 目的

災害が発生、又は発生するおそれがある場合、園児・児童・生徒や各公共施設利用者等に対して適切に避難誘導を行い、安全確保に努めます。

(2) 実施業務

《風水害時》

業務内容	担当班	発災前	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
		1. 避難誘導・避難者の安全対策	各班					

園児・児童・生徒や各公共施設利用者等に対し、緊急避難場所等の安全な場所に適切に避難誘導を行うとともに、避難後の安全確保に努めます。降雨が激しく避難が困難な場合は無理に指定避難所へ移動せず、建物の上階への垂直避難を促します。

《地震・津波発生時》

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
		1. 避難誘導・避難者の安全対策	各班				

園児・児童・生徒や各公共施設利用者等に対し、緊急避難場所・広域避難場所等の安全な場所に適切に避難誘導を行うとともに、避難後の安全確保に努めます。

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
海南警察署	避難誘導の応援

《災害時行動マニュアル P15》

➤ 資料 資料-93 学校長がとるべき安全対策の措置 P209

第3節 救助・救急活動

(1) 目的

災害により生命や身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者の救助・救出・救急活動を行います。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時 間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 救助・救急活動	消防調整班、消防班						
人命の安全確保を最優先とし、被害情報をもとに救助・救出・救急活動方針の決定を行い、迅速に活動を実施します。							
2. 応援関係機関との連携	消防調整班、消防班						
市のみでは救助・救出・救急活動が困難な場合、人的支援及び物的支援を県、自衛隊、緊急消防援助隊等に要請し、連携して活動します。また、救急搬送等にヘリコプターが必要な場合は、県に要請します。							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
自衛隊	救助・救急活動
海南警察署	救助・救急活動
海上保安庁	救助・救急活動
和歌山県災害対策課	和歌山県防災ヘリコプターの派遣
消防団	消防部、各部及び地域住民との災害救助の協力
緊急消防援助隊	救助・救急活動
海南地方建設業協会 海南市建設業協会	救助用資機材、重機等の調達協力

<<災害時行動マニュアル P16>>

- 資料 資料- 94 救出・救助活動の原則、要領 P209
- 法令- 1 災害救助法 P249
- 災害救助法の様式- 5 救助の種目別物資受払状況 P315
- 災害救助法の様式- 14 被災者救出状況記録簿 P324
- 災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票 P338

第4節 医療救護活動

(1) 目的

災害により市内の医療機能の停止、医療機関の混乱等が生じた場合、市内医療機関や関係団体、後方支援体制等により応急医療体制を迅速に整え、活動を行います。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後	3時間	24時間	3日~	7日~	1カ月
		~3時間	~24時間	~3日	7日	1カ月	~
1. 応急医療体制の確立	保健医療班						
災害により市内の医療機能の停止、医療機関の混乱等が生じた場合、海南保健所、海南医師会等と連携し迅速に応急医療体制を確立し、救護所の開設等により応急医療活動を行うとともに、訪問看護などのサービス提供を継続できるようガソリンの提供等の支援を行います。							
2. 応援関係機関との連携	保健医療班、消防班						
救急指定病院、広域的な医療応援関係機関と連携して、傷病者の応急治療、搬送、医薬品の調達等の応急医療活動を行います。							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
地域災害保健医療対策本部（海南保健所内）	災害医療活動に係る技術的助言、連絡調整
災害拠点病院・災害支援病院	応急医療、救護
日本赤十字社	救護所及び被災現地における傷病者の応急治療、救護
災害派遣医療チーム(DMAT)	救護所及び被災現地における傷病者の応急治療、救護
災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)	保健医療活動の総合調整

<<災害時行動マニュアル P17>>

- 資料 資料- 8 地域災害保健医療対策本部 P10
- 資料- 33 救急告示医療機関 P90
- 資料- 34 市内医療施設 P91
- 資料- 35 医療救護所 P93
- 資料- 36 災害拠点病院、災害支援病院 P94
- 資料- 37 薬事施設 P95
- 資料- 95 医療救護所での活動内容 P210
- 資料- 96 救急医療全体システム図 P210
- 資料- 97 災害時の医薬品等供給体制 P211
- 法令- 1 災害救助法 P249
- 災害救助法の様式- 5 救助の種目別物資受払状況 P315
- 災害救助法の様式- 11 救護班活動状況 P321
- 災害救助法の様式- 12 病院診療所医療実施状況 P322
- 災害救助法の様式- 13 助産台帳 P323
- 災害救助法の様式- 26 法律 19 条の補償費の状況 P336
- 災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票 P338

第5節 消火活動

(1) 目的

災害時に発生する火災の延焼や二次被害を防止するため、火災の状況を迅速に把握します。また、消火活動により、市民の生命・財産を火災から保護し、被害の軽減を図ります。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 消火活動初期対応	消防調整班、消防班						
発災後、ただちに消防職員・消防団員を招集して初動体制を確立し消火活動に当たり、延焼拡大の防止に努めます。							
2. 消火活動における応援関係機関等との連携	消防調整班、消防班						
相互応援協定先及び緊急消防援助隊等に応援を要請し、関係機関と連携し、火災の警戒防御に当たります。							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
消防団	火災の警戒防御
消防応援協定締結市・組合等	消火活動支援
緊急消防援助隊	消火活動支援
海上保安庁	海上の消火活動
和歌山県災害対策課	和歌山県防災ヘリコプターの派遣
海南警察署	交通規制の実施

<<災害時行動マニュアル P18>>

- 資料 資料- 98 危険物施設 P212
- 資料- 99 防火対象物 P213
- 消防庁、県の報告様式- 4 第1号様式～第4号様式(その②) P305

第6節 障害物の除去【水防計画含む】

(1) 目的

救助・救出、医療救護、消火活動、物資輸送等を迅速に行うため、道路、河川、港湾における応急対応を阻害するがれきや土砂等の障害物の除去を行います。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 障害物の除去作業の 検討・準備	情報班、管理班、建設班						
道路管理者、河川管理者、港湾管理者は、被害状況を把握し、国、県、市、海南警察署等により情報共有を行い、方針を決定します。また、民間企業等の協力により、除去作業のための資機材の確保に努め迅速に除去作業を実施します。							
2. 障害物の除去作業の 実施	管理班、建設班						
道路施設、河川施設、港湾施設の各施設において、障害物の除去、応急復旧等を行い、施設の機能確保に努めます。							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
自衛隊	障害物の除去
海南警察署	道路交通規制の実施
道路管理者	道路啓開作業、応急復旧工事の実施
河川管理者	
港湾管理者	
海南地方建設業協会 海南市建設業協会	道路啓開、応急復旧等作業
和歌山県自動車整備振興会	道路啓開作業
西日本電信電話株式会社 関西電力送配電株式会社	電柱等の除去

<<災害時行動マニュアル P19>>

- 資料 資料- 124 水防標識 P230
- 資料- 127 公用負担 P233

第7節 道路交通の確保

(1) 目的

市は、道路管理者及び交通管理者と緊密に連携し、国道、県道の通行の禁止及び制限等の状況や応急復旧状況の把握に努めます。また、市道においても交通制限等の規制を実施し、応急復旧対策を行います。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月 ～
1. 道路交通の確保	広報財政班、管理班、建設班						
<p>道路管理者又は交通管理者は、災害により交通施設等の危険な状況が予想される場合や緊急輸送道路（2ヶ所）の確保が必要な場合、交通規制を実施します。なお、市は道路管理者等と緊密に連携して応急復旧対策を実施するとともに、幅広い情報収集に努め、一般市民や通行者に伝達します。</p>							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
道路管理者	緊急輸送道路、交通規制対象路線等の情報の収集及び提供 道路交通規制の実施 応急措置・応急復旧
海南警察署	道路交通規制の方針決定及び実施 緊急通行車両の決定

<<災害時行動マニュアル P20>>

- 資料 資料- 49 緊急輸送道路網図 P111
- 資料- 100 交通規制の実施責任者別の対応内容及び根拠法 P214
- 資料- 101 通行規制に係る相互連絡体制 P215
- 資料- 102 緊急輸送対象の想定 P216
- 資料- 103 緊急車両標章 P216
- 資料- 104 緊急通行車両確認証明書・標章の発行、交付のフローチャート P217
- 市の様式- 13 車両調達請求書 P355

第8節 鉄道交通の確保

(1) 目的

鉄道事業者は、乗客の安全を確保するため、駅及び車両における利用者の避難誘導を行うとともに、施設の応急復旧に努めます。市は、鉄道事業者と連携して情報把握に努め、適切に応急措置、応急復旧対策が執られるよう努めます。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時 間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 鉄道交通の確保	市民支援班						
<p>鉄道事業者は、災害により鉄道施設等に危険な状況が予想される場合、列車の緊急停止、乗客の避難誘導等の必要な措置を実施します。なお、市は鉄道事業者と緊密な連絡を取り、適切な処置が執られるよう努めます。</p>							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
西日本旅客鉄道株式会社	乗客の避難誘導及び救護活動 鉄道施設の被害調査及び応急復旧

<<災害時行動マニュアル P21>>

➤ 資料 資料- 86 鉄道施設災害応急対策計画（西日本旅客鉄道株式会社） P199

第9節 船舶交通の確保

(1) 目的

港湾内の船舶交通の安全を確保するため、港湾管理者は航行規制を実施します。市は、漁港内の安全を確保するとともに、海上保安庁、県等と連携して状況把握に努め、応急措置、応急復旧対策を行います。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月 ～
1. 船舶交通の確保	産業対策班、管理班						
<p>港湾管理者又は海上保安庁は、災害により船舶交通の危険な状況が予想される場合、必要な航行規制を実施し、船舶交通の確保に努めます。市は、漁港内の安全を確保するとともに、港湾管理者、海上保安庁及び県と緊密な連絡をとり、適切な処置が執られるよう努めます。</p>							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
海上保安庁	海上交通規制及び海上交通の確保対策
和歌山港湾事務所	港湾施設の被害調査及び応急復旧 海上交通規制及び海上交通の確保対策
和歌山下津港湾事務所	港湾施設の被害調査及び応急復旧 海上交通規制及び海上交通の確保対策
漁業協同組合	海上交通規制及び海上交通の確保対策

<<災害時行動マニュアル P22>>

➤ 資料 資料- 105 航行規制の実施者等 P218

第10節 緊急輸送活動の実施【水防計画含む】

(1) 目的

孤立している地域の被災者の避難、水防活動、救援物資の提供及び応急対策のための迅速な輸送を確保するため、県及び防災関係機関等にヘリコプター、船舶、車両等の緊急輸送手段の確保を要請します。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 緊急輸送活動の実施	本部総務班、市民支援班、消防班、物資輸送・調達プロジェクト						
迅速な緊急輸送活動のため、確保すべき道路、港湾、漁港等の輸送施設や、倉庫等の輸送拠点を把握するとともに、市保有車両等の配備、輸送活動の実施を最優先に行います。また、緊急輸送活動の継続のため、不足する車両や燃料の調達を行います。							
2. 緊急輸送活動の要請	本部調整班、本部総務班、市民支援班、消防班、消防調整班、物資輸送・調達プロジェクト						
不足する輸送手段を補うため、広域のかつ機動的な活動ができるヘリコプターや船舶、漁船、大型輸送車両等の緊急輸送手段を県及び関係機関等に要請し、迅速な緊急輸送活動を行います。							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
海上保安庁	船舶の派遣
和歌山県災害対策課	防災ヘリコプターの派遣
西日本旅客鉄道株式会社	輸送協力
和歌山県トラック協会	物資輸送の協力
バス事業者	大型バス等による輸送協力
和歌山県石油商業組合	燃料の調達の協力
漁業協同組合	輸送協力

<<災害時行動マニュアル P23>>

- 資料 資料- 49 緊急輸送道路網図 P111
- 資料- 50 ヘリコプターの発着可能地 P112
- 資料- 104 緊急通行車両確認証明書・標章の発行、交付のフローチャート P217
- 資料- 105 航行規制の実施者等 P218
- 資料- 106 市有車両一覧 P219
- 資料- 107 輸送業者 P219
- 法令- 1 災害救助法 P249
- 災害救助法の様式- 5 救助の種目別物資受払状況 P315
- 災害救助法の様式- 21 輸送記録簿 P331
- 災害救助法の様式- 26 法律19条の補償費の状況 336
- 災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票 P338
- 市の様式- 13 車両調達請求書 P355

第 1 1 節 二次災害の防止対策【水防計画含む】

(1) 目的

地震や降雨の継続による土砂災害、宅地の崩壊、構造物・建築物の倒壊、危険物の爆発等の二次災害により多数の人命と財産が失われるおそれがあるため、対策を実施します。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 土砂災害等応急対策	建設班、消防班						
現地状況、降雨状況等を把握し、護岸、急傾斜地、河川、ため池等で被害の未然防止、拡大を防ぐため、水防作業、警戒体制の確立、周辺住民への周知、避難誘導、立入制限等を実施します。							

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 被災宅地の対策	都市整備班						
被災した擁壁やのり面等を含む宅地において、危険度判定、立入規制等により、二次被害を防止します。							

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 被災建築物の対策	建設班						
被災した住家及び公共施設等の建築物について、危険度判定、立入規制等により、二次被害を防止します。							

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 排水施設の対策 (排水施設の維持管理運用)	建設班、都市整備班						
排水施設の被害状況調査を行い、応急対策を実施します。							

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 危険物対策	消防班						
危険物施設において爆発等の大きな被害が発生するおそれがある場合、応急措置の指示を行うとともに、防災関係機関や周辺住民に周知し、避難誘導、立入規制等を実施します。							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
和歌山県海南工事事務所、都市政策課、建築住宅課、災害対策課	応急対策の実施
海南地方建設業協会 海南市建設業協会	応急対策の実施
和歌山県建築士会	被災建築物応急危険度判定の実施

<<災害時行動マニュアル P24>>

> 資料 資料- 20 排水施設 P55 資料- 124 水防標識 P230 資料- 127 公用負担 P233

第12節 ライフライン施設の応急復旧

(1) 目的

ライフライン施設が早期に復旧、回復するよう、施設の被害状況を早急に調査し、県や関係団体等と連携して迅速に災害応急対策や復旧活動に取り組みます。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 上水道施設の被害調査の実施	水道総務班、給水班、水源班						
配水施設、浄水施設等の被害状況調査を実施します。また、本市のみで災害対応が不可能な場合、又は不可能と予想される場合、迅速に県及び関係機関に応援要請を行います。							
2. 上水道施設の応急復旧	水道総務班、給水班、水源班						
水道施設が損壊した場合、関係団体・業者等と連携復旧作業を行い、給水できるよう努めます。また、被害状況、復旧状況及び安全確認のための情報を市民等に広報・周知し、二次被害の防止、利用者の不安解消に努めます。							

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. その他ライフライン施設の応急復旧	本部調整班						
電気やガス等のライフライン機能の早期復旧のため、各事業者に連絡し、被害状況や復旧状況及び安全確認のための情報を共有します。							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
日本水道協会	応急復旧工事の実施
海南水道工事協同組合	応急復旧工事の実施
西日本電信電話株式会社	公衆電気通信設備の応急復旧工事の実施
携帯電話事業者	携帯電話通信設備の応急復旧工事の実施
大阪ガスネットワーク株式会社	ガス施設の応急復旧工事の実施
関西電力送配電株式会社	電力施設の応急復旧工事の実施

<<災害時行動マニュアル P25>>

- 資料 資料- 7 関係機関調整会議 構成機関例 P9
- 資料- 83 電力施設応急対策計画（関西電力送配電株式会社） P194
- 資料- 84 都市ガス施設災害応急対策計画（大阪ガスネットワーク株式会社） P197
- 資料- 85 公衆電気通信施設災害応急対策計画（西日本電信電話株式会社） P198

第3章 いのちをつなぐ

第1節 避難所運営

(1) 目的

居住の場を失った被災者に対して一時的な生活の場として避難所を提供するとともに、地域住民や避難者による避難所の運営が円滑にできるよう管理します。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後	3時間	24時間	3日～	7日～	1カ月
		～3時間	～24時間	～3日	7日	1カ月	～
1. 避難所運営	避難所管理プロジェクト						
<p>地域住民の協力のもと、NPOや団体、ボランティア等と連携を図り、避難者の受入れ、避難者情報の管理、避難所環境の保護、要配慮者への支援などを行います。避難所の管理・運営組織には男女双方の役員の配置を配慮しつつ、地域住民や避難者により避難所運営が円滑にできるよう支援します。また、災害関連死の予防、感染症対策、男女共同参画の視点、性的少数者の視点に配慮した避難所づくりや避難者の自立支援に取り組みます。ペットについては、施設内の専用スペースで飼い主が責任を持って管理するよう周知します。</p> <p>車中泊による避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒への予防対策の周知を行います。</p> <p>災害により、電気や水など、ライフラインに影響が生じた場合は、市の避難所等を活用し、影響が最小限になるよう努めます。</p> <p>また、大規模災害により、避難所の受入可能人数以上の避難者がいる場合は、県等と連携し、広域避難の調整を行います。</p>							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
NPO、団体、ボランティア	避難所運営の補助

<<災害時行動マニュアル P26>>

- 資料 資料- 27 分散備蓄倉庫、資機材 P80
- 法令- 1 災害救助法 P249
- 災害救助法の様式- 5 救助の種目別物資受払状況 P315
- 災害救助法の様式- 6 避難所設置及び避難生活状況 P316
- 災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票 P338

第2節 要配慮者対策

(1) 目的

高齢者や障害者等、自ら災害から身を守ることが困難で支援が必要な者の安全確保を図るとともに、災害関連死を防ぐよう努めます。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 避難所避難者対策	福祉救護班、保健医療班						

指定避難所における要配慮者のニーズを把握し、不安を取り除くため、情報伝達体制の整備やコミュニケーションの確保を図ります。また、要配慮者に関する情報の共有や、福祉スペースの確保により、災害関連死を防ぐよう努めます。また、避難生活の長期化が見込まれる場合は、県等と連携し、広域避難の調整を行います。

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 在宅避難者対策	市民支援班、福祉救護班、保健医療班						

平時より要配慮者の把握に努め、発災時には自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域住民や福祉・介護事業所等の協力を得ながら在宅の要配慮者の安否確認や人命の確保を図るとともに、訪問看護など必要なサービス提供を継続できるようガソリンの提供等の支援を行います。また、場合によっては福祉避難所への避難を促すとともに、福祉施設や医療施設へ搬送します。

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 福祉避難所の運営	福祉救護班						

避難所避難者や在宅避難者の中で、福祉避難所等での支援が必要な要配慮者を判断します。各福祉避難所においては、支援スタッフを事前に調整の上、円滑な運営に努めます。

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
福祉避難所応援協定先	要配慮者の受け入れ
社会福祉施設	要配慮者の受け入れ
医療機関	要配慮者の受け入れ
災害派遣福祉チーム（DWA T）	避難所等における要配慮者への福祉的支援
自治会、自主防災組織	安否確認、要配慮者の支援
民生委員・児童委員	安否確認、要配慮者の支援

<<災害時行動マニュアル P27>>

- 資料 資料- 46 福祉避難所 P108
- 法令- 1 災害救助法 P249
- 災害救助法の様式- 5 救助の種目別物資受払状況 P315
- 災害救助法の様式- 6 避難所設置及び避難生活状況 P316
- 災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票 P338

第3節 帰宅困難者への対策

(1) 目的

災害による交通機関等の不通により学校や事業所をはじめ帰宅が困難となった者の混乱を防ぐため、関係機関と連携し、帰宅困難者の安全確保に努めます。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時 間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月 ～
1. 帰宅困難者対策	市民支援班、避難所管理プロジェクト						
災害による交通機関等の不通により学校や事業所等における帰宅困難者の一時的な保護、情報の提供、徒歩帰宅者への支援等を実施し、鉄道事業者や交通事業者等の関係機関と連携し、安全確保に努めます。							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
西日本旅客鉄道株式会社	帰宅困難者の支援、帰宅困難者等の臨時輸送
バス事業者	帰宅困難者の支援、帰宅困難者等の臨時輸送
和歌山県石油商業組合	帰宅困難者の支援
コンビニエンスストア	帰宅困難者の支援

<<災害時行動マニュアル P28>>

第4節 食料等の供給

(1) 目的

生命や身体を維持していくために必要な食料等を県、関係機関や協定先と連携して確保し、被災者に供給します。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ~3時間	3時間 ~24時間	24時間 ~3日	3日~ 7日	7日~ 1カ月	1カ月 ~
1. 備蓄物資の供給	物資輸送・調達プロジェクト 避難所管理プロジェクト						
<p>物流が滞るなどし、物資の購入に支障が生じる場合に、必要な物資の需要について避難所情報や道路状況等の情報収集を行い、備蓄物資の食料等を指定避難所に搬送します。また、受け取りに関する方法を被災者に周知し、避難所に避難している者や在宅避難者に配布します。</p>							
2. 食料等の調達・搬送	物資輸送・調達プロジェクト						
<p>被災者に必要な応急食料や炊き出し等に要する米等を県、他市町村、民間企業等から協定等に基づき調達し、物資集積拠点に搬送します。</p>							
3. 食料等の供給	物資輸送・調達プロジェクト 避難所管理プロジェクト						
<p>拠点に集積した食料等を物流事業者等の協力の下、一元的に管理することにより効率的に各指定避難所等に配送し、避難所に避難している者や在宅避難者に配布します。また、物資の受け取りに関する方法を被災者に周知するとともに、ニーズの集約に努めます。</p>							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
和歌山県社会福祉課	救援物資の提供
災害時応援協定企業・組合等	食料等の供給、集積場所の提供等
和歌山県トラック協会	避難所への物資輸送の協力
和歌山県倉庫協会	救援物資の保管及び管理の協力
ボランティア	集積拠点における物資の積み込み補助

<<災害時行動マニュアル P29>>

- 資料 資料- 27 分散備蓄倉庫、資機材 P80
- 資料- 108 救援物資集積場所 P220
- 資料- 109 応急物資等の調達方法イメージ P220
- 法令- 1 災害救助法 P249
- 災害救助法の様式- 5 救助の種目別物資受払状況 P315
- 災害救助法の様式- 8 炊出し給与状況 P318
- 災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票 P338

第5節 飲料水等の供給

(1) 目的

災害により水道施設が被災したことにより給水を受けられない者や医療機関等に対し、生命や身体を維持していくために必要な飲料水等を供給します。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時 間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 給水活動の実施	水道総務班、給水班						
配水施設、浄水施設等の応急復旧等により、市内の拠点場所における給水と指定避難所や医療機関等への給水タンク車による運搬給水を実施します。							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
日本水道協会	応急復旧支援、給水支援
災害時応援協定企業・組合等	飲料水等の供給・集積場所の提供等

<<災害時行動マニュアル P30>>

- 資料 資料- 25 給水用器具等の保有状況 P73
- 資料- 108 救援物資集積場所 P220
- 資料- 109 応急物資等の調達方法イメージ P220
- 法令- 1 災害救助法 P249
- 災害救助法の様式- 5 救助の種目別物資受払状況 P315
- 災害救助法の様式- 9 飲料水の供給簿 P319
- 災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票 P338

第6節 生活必需品の供給

(1) 目的

災害による混乱から被災者の生活の安定を図るため、時間により変化する被災者のニーズを予測し、県、関係機関や協定先等と連携して、被災者に生活必需品を供給します。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 県及び協定業者からの物資調達	物資輸送・調達プロジェクト						
<p>発災後に応急物資を調達する場合、被害状況に応じて救援物資希望リストを作成し、県及び協定業者に物資供給の協力を要請します。また、必要に応じて市内及び近隣の大規模店舗等に物資供給の協力を要請します。</p>							
2. 救援物資の受入れ	物資輸送・調達プロジェクト						
<p>道路管理者、港湾管理者等と連携し、救援物資を受入れるとともに、救援物資集積場所を設置して物資を保管及び管理します。</p>							
3. 救援物資の供給	物資輸送・調達プロジェクト 避難所管理プロジェクト						
<p>県、協定業者等から調達した物資を物流事業者等の協力の下、応急物資を一元的に管理することにより効率的に各指定避難所に搬送し、避難所に避難している者や在宅避難者に配布します。また、物資の受け取りに関する方法を被災者に周知するとともに、ニーズの集約に努めます。なお、性的少数者の個室での物資受け取りや、女性向け物資の配布は女性が行う等配慮します。</p>							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
和歌山県社会福祉課	救援物資の提供
災害時応援協定企業・組合等	生活必需品の供給、集積場所の提供等
和歌山県トラック協会	避難所への物資輸送の協力
和歌山県倉庫協会	救援物資の保管及び管理の協力
ボランティア	集積拠点における物資の積み込み補助

<<災害時行動マニュアル P31>>

- 資料
 - 資料- 108 救援物資集積場所 P220
 - 資料- 109 応急物資等の調達方法イメージ P220
 - 法令- 1 災害救助法 P249
 - 災害救助法の様式- 5 救助の種目別物資受払状況 P315
 - 災害救助法の様式- 10 物資の給与状況 P320
 - 災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票 P338
 - 市の様式- 14 物資要請書 P356

第7節 被災者への情報伝達活動

(1) 目的

被災者に正確な災害情報、安否情報、生活関連情報を提供することにより、風評等による混乱を防止します。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 避難所避難者への情報伝達活動	広報財政班						
緊急情報、生活情報、ライフライン復旧情報、指定避難所情報等の災害に関する情報を、指定避難所において迅速に提供し、風評等による混乱を防止します。							

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 在宅避難者への情報伝達活動	広報財政班						
災害により孤立して情報が入手困難な在宅避難者に対して情報伝達ができるよう、災害情報紙の配布やホームページ、防災行政無線等による広報を実施します。							

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 一時市外避難者への情報伝達活動	広報財政班						
一時的に市外に避難している者に対し、テレビ・ラジオ等による広報の他、関係市町村や県を通じた広報を依頼します。							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
報道機関	市民及び他地域避難者への情報提供
ボランティア	広報紙・災害情報紙の配布協力 ボランティア情報の発信

<<災害時行動マニュアル P32>>

➤ 資料 資料-82 広報すべき情報項目 P193

第8節 保健活動

(1) 目的

被災地住民の疾病予防、健康保持、災害関連死を防止する観点から、健康相談や疾病予防対策を実施します。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 健康調査・健康相談	福祉救護班、保健医療班						
<p>避難生活が長期になると予想される場合、定期的に指定避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者の心身の健康状態を考慮しながら、必要に応じて保健指導及び健康相談を実施します。</p>							
2. メンタルヘルスケア	福祉救護班、保健医療班、学校教育班						
<p>市は、県と連携し、精神科医等の協力を得て災害の直接体験や生活環境の激変による精神的不調に対し、メンタルヘルスケアを実施します。また、保育所、幼稚園、学校、教育委員会等と連携し、被災した小児へのこころのケアに努めます。</p>							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
海南保健所	救護活動の実施 健康相談や訪問指導の実施 こころのケア体制の整備及び実施
医療ボランティア	救護活動の実施 健康相談や訪問指導の実施

<<災害時行動マニュアル P33>>

第9節 防疫対策

(1) 目的

避難所における感染症の発生や拡大、家屋の浸水等の生活環境の悪化による感染症の流行を防止するため、感染症予防や被災地の消毒等の防疫を迅速に実施します。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時 間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 感染症の予防	保健医療班、産業対策班						
避難所や家屋の浸水等の被害を被った場所では、感染症がまん延するおそれがあることから、感染症対策の啓発や消毒等の防疫を実施するとともに、県等と連携し、感染拡大の防止に努めます。							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
海南保健所	感染症対策の指導
紀北家畜保健衛生所	伝染性疫病の発生予防及びまん延防止の指導
自治会、自主防災組織等	家屋の消毒の実施、感染症対策の啓発

<<災害時行動マニュアル P34>>

- 資料 資料- 110 使用薬剤（消毒） P221
資料- 111 薬剤所要量の算出方法（ねずみ族、昆虫等の駆除） P221

第10節 食品衛生の確保

(1) 目的

被災者に対し安全で衛生的な食品を供給するため、県や協定先等と連携して衛生指導を行い、食中毒の発生防止に努めます。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時 間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 食品衛生対策	保健医療班、避難所管理プロジェクト						
手洗い消毒の励行、食器や器具の消毒、断水による飲料水の供給における注意喚起等の衛生指導を行い、食中毒の発生の防止に努めます。							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
海南保健所	衛生状態の監視、指導 食品の取扱い状況等の調査、指導 食品関係営業施設の実態調査、指導
海南海草食品衛生協会	食品衛生指導・相談

<<災害時行動マニュアル P35>>

第 1 1 節 行方不明者の搜索及び遺体の処置、埋・火葬

(1) 目的

被災現場において行方不明者の搜索を行います。また、多数の死者が発生した場合、遺体安置所を設置し、遺体の収容・安置、検視・検案、一時保存、引渡し等を行います。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時 間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 行方不明者の搜索	消防班						
警察とともに行方不明者の搜索班を編成し、行方不明者の搜索に当たります。必要な場合には自衛隊や海上保安庁へ搜索の協力を要請します。							
2. 遺体の処理、埋・火葬	福祉救護班、保健医療班、環境班、市民課						
遺体安置所を確保し、遺体を収容・安置します。警察官の検視または医師の検案、遺体の洗浄等の処置を行い、一時保存し、身元判明遺体は死体検察書、火葬許可証の交付とともに遺族に引渡します。また、身元不明者の火葬・埋葬を行います。厚生労働省防災業務計画に基づき、厚生労働省健康・生活衛生局、県に対し、広域的な火葬に関する計画の実施の支援の要請、遺体の搬送・火葬・保存等に必要な物品の確保を依頼するほか、必要に応じ火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供し、円滑な火葬の実施を支援します。また、遺族による搬送等が困難な場合には葬儀業者、和歌山県霊柩自動車協会に協力を要請します。							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
海上保安庁	海域での行方不明者の搜索
海南警察署	行方不明者の搜索、遺体の検視、行方不明者相談、身元確認への協力、身元引受人への遺体の引渡し
和歌山県生活衛生課	遺体の処置、埋・火葬に関する協定先への依頼 広域処理の支援・調整、遺体の搬送・火葬・保存等に必要な物品（十分な量のドライアイス・棺・骨壺等）の確保の依頼
海南医師会、医療機関	死体検察書の作成
海南歯科医師会	身元不明者の確認支援
葬儀業者	納棺用品等必要器材の提供、納棺用品等必要器材の広域調達の協力、遺体の搬送協力
和歌山県霊柩自動車協会	遺体の搬送協力

<<災害時行動マニュアル P36>>

- 資料 資料- 113 遺体の埋・火葬方法 P222
- 法令- 1 災害救助法 P249
- 災害救助法の様式- 15 埋葬台帳 P325
- 災害救助法の様式- 16 死体処理台帳 P326
- 災害救助法の様式- 27 死体の搜索状況記録簿 P337
- 災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票 P338
- 市の様式- 15 遺体氏名札 P357
- 市の様式- 16 遺体送付票 P357

第12節 廃棄物・し尿処理

(1) 目的

市民の生活環境を保持するため、災害により発生した膨大な廃棄物を収集・処理・処分します。また、避難所等へ仮設トイレを設置し、し尿処理を迅速に実施します。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 廃棄物処理	環境班						
<p>災害廃棄物及び堆積土砂などの処理事業に当たり、ごみ等の発生量を推計し、一次集積所を決定の上、災害廃棄物処理計画に基づき業者等へ収集・処理を要請します。また、市のみでは対応できない場合、NPOやボランティア組織との連携を図るとともに、県を通じ一般社団法人和歌山県産業資源循環協会への協力を要請します。</p>							

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. し尿処理	環境班						
<p>し尿を許可業者へ収集依頼するとともに、市では対応できない場合は、県を通じ広域処理を要請するほか、一般社団法人和歌山県清掃連合会及び一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会に協力を要請します。また、仮設トイレの配置計画や管理計画を作成するとともに、仮設トイレの調達、設置を行い、適切なし尿処理を実施します。</p>							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
和歌山県循環型社会推進課	廃棄物処理の調整
和歌山県産業資源循環協会	廃棄物収集、処理依頼
海南海草清掃協同組合	し尿処理
海南環境事業協同組合	ごみ収集作業
和歌山県清掃連合会	し尿処理
和歌山県下水道課	し尿処理の調整
和歌山県一般廃棄物協会	し尿処理
ボランティア	災害廃棄物の分別・排出の補助

<<災害時行動マニュアル P37>>

- 資料 資料- 53 災害廃棄物等の仮置場の確保 P125
- 資料- 54 仮置場の必要面積の算定方法 P127
- 資料- 114 被災家屋の処理フロー P223
- 資料- 115 仮設トイレの必要数 P223

第4章 復旧への足がかり

第1節 住宅応急対策

(1) 目的

災害により住家に被害を受けた者の健全な住生活環境を早期に確保するため、災害救助法が適用された場合は、自己の資力では住宅を得ることのできない者及びそのままでは当面日常生活を営むことができない者に対し、応急的に住宅の対策を行います。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 住宅の応急修理等	建設班、都市整備班、管理班						

災害によって住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことが困難で、かつ自己の資力で応急修理ができない者に対し、居室・炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分の応急修理を行います。また、市営住宅などを災害時の一時使用住宅として提供します。

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 住宅関係障害物の除去	建設班						

居室、炊事場、玄関等に運ばれた土砂、材木などの障害物で日常生活に支障を来し、自力では除去することができない場合、障害物を除去します。

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 応急仮設住宅対応	福祉救護班、都市整備班、管理班						

家屋被害や応急修理状況、民間の賃貸住宅や公営住宅等に入居できる人数等により仮設住宅の全体必要量を算出し、建設用地を確保します。入居者の資格等を設定した上で募集・選定し、応急仮設住宅や福祉仮設住宅を提供し、管理します。

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
和歌山県建築住宅課	応急仮設住宅の建設
和歌山県宅地建物取引業協会等	民間住宅の斡旋
ボランティア	住宅関係障害物除去の協力

<<災害時行動マニュアル P38>>

- 資料 資料- 47 応急仮設住宅建設用地候補リスト P109 災害救助法の様式- 7 応急仮設住宅台帳 P317
- 資料- 116 応急仮設住宅の入居選考基準 P224 災害救助法の様式- 17 住宅応急修理記録簿 P327
- 資料- 117 福祉仮設住宅概要 P224 災害救助法の様式- 20 障害物除去の状況 P330
- 法令- 1 災害救助法 P249 災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票 P338

第2節 応急教育対策

(1) 目的

災害による混乱、学校施設の被災、避難所運営等により、通常の教育に支障を来した場合、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施し、できる限り早期の学校教育の再開を目指します。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時 間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 応急教育対策	福祉救護班、学校教育班、社会教育班						
<p>学校施設の被害調査及び復旧計画を作成し、学校施設、教職員の確保に努め、施設の状態に応じて応急教育を実施の上、学校教育の早期再開を目指します。また、学校の再開に向けて、PTA等の教育関係団体に協力を要請します。</p>							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
和歌山県教育委員会	応急教育の実施及び学校再開への調整

<<災害時行動マニュアル P39>>

- 資料
 - 法令- 1 災害救助法 P249
 - 災害救助法の様式- 19 学用品の給与状況 P329
 - 災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票 P338
 - 市の様式- 17 学用品引渡書 P358
 - 市の様式- 18 学用品割当台帳 P359
 - 市の様式- 19 学用品受払簿 P360

第3節 災害ボランティア活動支援

(1) 目的

被災後の応急復旧対策を円滑に進めるため、発災後、速やかに社会福祉協議会の協力を得てボランティアの活動の中心となる災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動拠点の確保、ボランティアの受け入れなどを実施します。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 災害ボランティア活動支援	市民支援班、生活再建支援プロジェクト						
<p>自治会や各種団体と調整し、災害ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、社会福祉協議会の協力を得て災害ボランティアセンターを設置します。また、受け付けや調整に必要な体制や活動拠点、資機材等の確保に努めるとともに災害ボランティアセンターの運営を支援します。</p>							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置 災害ボランティアの受け入れ
県社会福祉協議会	災害ボランティアセンターに関する調整

<<災害時行動マニュアル P40>>

- 資料 資料- 118 災害ボランティア活動支援体制 P225
- 資料- 119 災害ボランティアの区分 P225

第4節 労働力の確保

(1) 目的

被災地の再建を推進できるよう、応急作業及び復旧作業に必要な人的資源の確保に努めます。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 労働力の確保	本部総務班						
<p>応急作業及び復旧作業を実施するために必要な労働力を確保します。市自らにより労働力の確保が困難な場合は、公共職業安定所に必要な労働力の供給を依頼し、人的資源の確保に努めます。</p>							

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 緊急雇用制度の活用	本部総務班、産業対策班						
<p>緊急雇用制度を活用し、がれきの処理や港湾の清掃、仮設住宅の見回り等、被災地の多様なニーズに対応できるよう、人的資源の確保に努めます。</p>							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
公共職業安定所	労働力の確保

<<災害時行動マニュアル P41>>

- 資料
 - 資料- 120 災害応急対策の従事命令・協力命令 P226
 - 法令- 1 災害救助法 P249
 - 災害救助法の様式- 22 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況 P332
 - 災害救助法の様式- 23 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況 P333
 - 災害救助法の様式- 26 法律19条の補償費の状況 P336
 - 災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票 P338
 - 市の様式- 20 災害発生に伴う労働者確保の要請について P361

第2編 重大事故

第1章 大規模事故災害対策

第1節 海上災害対策

(1) 目的

海上における船舶の座礁、衝突、沈没等の災害並びにこれらの災害による大量流出油等事故が発生した場合、防災関係機関と連携して応急対策を迅速かつ的確に実施することにより、二次災害の発生を防御し、被害を最小限にとどめます。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 活動体制の確立	本部調整班、広報財政班、本部総務班、環境班、管理班、建設班、消防調整班、消防班						
県及び関係機関より、海上災害における各種情報を収集し、事故への対応体制を確立します。							
2. 海上流出油等対策	本部調整班、広報財政班、本部総務班、環境班、産業対策班、管理班、建設班、消防調整班、消防班						
海上に流出した油等を継続的に監視し、県や海上保安庁等の防災関係機関と連絡調整し、防除資機材の調達、沿岸に漂着した油の除去作業等を行います。また、水質汚濁防止法に基づき県に届出された情報をもとに必要な対策を行います。							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
海上保安庁（和歌山県排出油等防除協議会）	災害状況の把握、防災関係機関への通報 拡大防止のための応急措置
海南警察署	交通規制の実施、県警本部との連絡調整
和歌山県	災害状況の把握及び防災関係機関への通報 応急医療体制の連絡調整 地域住民、在港船舶等に対する災害発生の周知 災害の拡大防止のための応急措置
海上災害防止センター	排出油等の防除活動
和歌山県漁業協同組合連合会	災害の拡大防止のための応急措置

<<災害時行動マニュアル P42>>

- 資料 資料-128 海上災害発生情報の周知方法 P235
- 資料-129 災害対策連絡調整本部の設置条件 P235
- 資料-130 警戒措置内容 P236
- 資料-131 機関別の応急措置内容 P236
- 資料-132 海上災害発生時の伝達系統 P237
- 資料-133 水産関係の事故発生等の伝達方法 P239

第2節 鉄道施設災害対策

(1) 目的

鉄道施設に関する運転事故又は災害が発生した場合、鉄道事業者や防災関係機関と連携し、応急対策を迅速かつ的確に実施することにより、二次災害の発生を防御し、被害を最小限にとどめます。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 活動体制の確立	本部調整班、広報財政班、本部総務班、市民支援班、消防調整班、消防班						
鉄道事業者及び県等より鉄道施設の事故及び災害に関する各種情報を収集し、事故への対応体制を確立します。							
2. 人命救出救助活動等	本部調整班、保健医療班、消防調整班、消防班						
人命の救出・救助、応急医療等の応急対策に関して、鉄道事業者をはじめとする防災関係機関と連絡調整して実施し、必要に応じて支援を要請します。							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
鉄道事業者	鉄道事故における乗客の安全確保
海南警察署	交通規制の実施 県警本部との連絡調整
和歌山県	被害状況の把握 応急医療体制の連絡調整
海南医師会	応急医療、救護
医療機関	応急医療、救護

<<災害時行動マニュアル P44>>

➤ 資料 資料- 86 鉄道施設災害応急対策計画（西日本旅客鉄道株式会社） P199

第3節 道路災害対策

(1) 目的

道路構造物の被災等により多数の死傷者が発生した場合、道路管理者や防災関係機関と連携し、応急対策を迅速かつ的確に実施することにより、二次災害の発生を防御し、被害を最小限にとどめます。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 活動体制の確立	本部調整班、広報財政班、本部総務班、管理班、建設班、消防調整班、消防班						
道路管理者等より道路施設の被害状況や人的被害に関する各種情報を収集し、事故への対応を確立します。							
2. 人命救出救助活動等	本部調整班、保健医療班、消防調整班、消防班						
人命の救出・救助、応急医療等の応急対策に関して、道路管理者をはじめとする防災関係機関と連絡調整して実施し、必要に応じて支援を要請します。							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
道路管理者	防災関係機関への事故発生時の連絡 応急対策、通行規制の実施
和歌山県	被害状況の把握 応急医療体制の連絡調整
海南警察署	交通規制の実施 県警本部との連絡調整
消防応援協定締結市・組合等	火災等の警戒防御 救出、救助及び負傷者の応急手当、搬送
海南医師会	応急医療、救護
医療機関	応急医療、救護

<<災害時行動マニュアル P46>>

➤ 資料 資料-134 道路災害発生時の伝達系統 P240

第4節 コンビナート災害対策

(1) 目的

コンビナート災害が発生した場合、和歌山県石油コンビナート等防災計画に基づき、コンビナート施設設置者や防災関係機関と連携して迅速に被害状況を把握し、的確な応急対策を実施することにより、二次災害の発生を防御し、被害を最小限にとどめます。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 活動体制の確立	本部調整班、広報財政班、本部総務班、保健医療班、環境班、管理班、建設班、消防調整班、消防班						
コンビナート施設設置者等より被害状況や人的被害に関する各種情報を収集し、事故への対応を確立します。また、「和歌山県石油コンビナート等防災計画」に基づき、関係機関と連携し対応します。							
2. 人命救出救助活動等	本部調整班、保健医療班、消防調整班、消防班						
人命の救出・救助、応急医療等の応急対策に関して、コンビナート施設設置者をはじめとする防災関係機関と連絡調整して実施し、必要に応じて支援を要請します。							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
コンビナート施設設置者	関係機関への連絡 被災施設の撤去
海上保安庁	被害状況の把握 消火活動、人命救助
海南警察署	交通規制の実施 県警本部との連絡調整
和歌山県	被害状況の把握及び応急対策の総合調整 応急医療体制の連絡調整
消防応援協定締結市・組合等	火災等の警戒防御 救出、救助及び負傷者の応急手当、搬送
相互応援協定締結市	物資、医療、人員等の提供
海南医師会	応急医療、救護
医療機関	応急医療、救護

<<災害時行動マニュアル P48>>

➤ 資料 資料-135 危険物災害発生時の伝達系統 P241

第2章 危険物事故災害対策

第1節 危険物等災害対策

(1) 目的

火災事故、爆発事故、毒物劇物事故等の危険物災害や有害物質、放射能の漏えい等が発生した場合、管理者や防災関係機関と連携し、応急対策を迅速かつ的確に実施することにより、二次災害の発生を防御し、被害を最小限にとどめます。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 危険物災害応急対策	本部調整班、広報財政班、本部総務班、保健医療班、環境班、管理班、建設班、消防調整班、消防班						
危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物施設や危険物、火薬類輸送車両による災害のおそれがある場合、管理者や関係機関等と密接な連携を保ち、災害の拡大防止、負傷者等の救出、警戒区域の設定、立入禁止、住民の避難措置、広報活動等、必要な応急対策を消防計画のもと実施します。							

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 有害物質漏えい等応急対策	本部調整班、広報財政班、本部総務班、保健医療班、環境班、管理班、建設班、消防調整班、消防班						
有害物質の漏えい等により住民に健康被害が生じた場合、市は県、関係機関及び事業所と連絡を取り、有害物質の漏えい等の有無、汚染状況、原因等の情報を迅速かつ的確に収集します。また、被災により損壊した建物等の撤去工事において発生する粉じんや石綿（アスベスト）等の飛散を防止し、二次災害を防ぐとともに、がれき作業員の破傷風防止のための対応を事務所に求めるほか、市民に周知します。							

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 放射性物質事故応急対策	本部調整班、広報財政班、本部総務班、保健医療班、環境班、管理班、建設班、消防調整班、消防班						
放射性物質による事故発生に対する防災関係機関の初動体制を確立し、迅速かつ的確な応急対策の実施、住民の安全確保に努めるとともに、速やかに国、県へ通報します。							

(3) 主な連携先となる関係機関等と役割

担当	役割
危険物管理者	関係機関への連絡 被災施設の撤去
海上保安庁（和歌山県排出油等 防除協議会）	被害状況の把握 消火活動、人命救助
海南警察署	交通規制の実施 県警本部との連絡調整
和歌山県	被害状況の把握及び応急措置 応急医療体制の連絡調整
消防応援協定締結市・組合等	火災等の警戒防御 救出、救助及び負傷者の応急手当、搬送
相互応援協定締結市	物資、医療、人員等の提供
海南医師会	応急医療、救護
医療機関	応急医療、救護

<<災害時行動マニュアル P50>>

➤ 資料 資料- 135 危険物災害発生時の伝達系統 P241

第 4 部 災害復旧・復興

第1章 都市基盤の復旧

第1節 公共施設等の災害復旧

(1) 目的

災害により被災した道路や河川等の公共施設、土木施設、農林水産業関連施設等の復旧事業の促進を図り、速やかに市民の生活基盤を整備するとともに、農林水産業者の事業基盤の復旧を図ります。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 公共施設等災害復旧	各班						
被害の詳細な状況把握により、各種施設の災害復旧事業計画を作成し、国、県、関係機関と連携して復旧事業を促進します。							

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 激甚災害の指定	各班						
激甚災害指定基準を十分に考慮し、被害状況を調査し報告します。激甚災害の指定を受けたときには、速やかに関係調書等を作成の上、県関係部局に提出し、援助、助成等を受け、復旧事業を実施します。							

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 局地激甚災害の指定	各班						
局地激甚災害指定基準を十分に考慮し、被害状況を調査し報告します。局地激甚災害の指定を受けたときには、速やかに関係調書等を作成の上、県関係部局に提出し、援助、助成等を受け、復旧事業を実施します。							

(3) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県	土木施設復旧事業対応 農林水産関連施設復旧事業対応 激甚災害法に定める調査 負担金、補助金手続の実施

<<災害時行動マニュアル P53>>

➤ 資料 法令-2 激甚災害法 P254

第2章 被災者への生活支援

第1節 被災者支援対応

(1) 目的

被災者支援を円滑に進めるため、被災者台帳を作成の上、生活再建に係る相談窓口を設置し対応します。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 被災者支援相談窓口の設置	情報班、生活再建支援プロジェクト、各班						
<p>災害後の被災者支援を円滑に進めるため、被災状況や支援の状況などの情報を共有し、統括的に管理する被災者台帳を作成し、生活再建に係る相談窓口等を設置し対応します。また、被災者へ支援制度を周知するとともに、関係団体と連携し、相談体制の強化を図ります。</p>							

(3) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山弁護士会	被災者支援相談会への支援等
和歌山県司法書士会	被災者支援相談会への支援等

<<災害時行動マニュアル P54>>

- 資料
 - 法令- 3 高等学校授業料減免措置 P256
 - 法令- 4 緊急採用奨学金 P256
 - 法令- 5 児童扶養手当等の特別措置 P256
 - 法令- 6 地方税の特別措置 P256
 - 法令- 7 国税の特別措置 P257
 - 法令- 8 医療保険、介護保険料の保険料等の減免・猶予 P258
 - 法令- 9 生活保護 P258
 - 法令- 10 放送受信料の免除 P259
 - 法令- 11 公共料金・使用料等の特別措置 P259
 - 法令- 12 未払賃金立替払制度 P260
 - 法令- 13 雇用保険の失業等給付 P261
 - 法令- 14 公営住宅への入居 P261
 - 法令- 15 特定優良賃貸住宅等への入居 P261
 - 法令- 16 職場適応訓練費の支給 P262
 - 法令- 17 恩給・共済年金担保貸付 P263
 - 法令- 18 小・中学生の就学援助措置 P263
 - 法令- 19 特別支援学校等への就学奨励事業 P264
 - 法令- 20 大学等授業料等減免措置 P264
 - 法令- 21 国の教育ローン P264
 - 法令- 22 ハロートレーニング（公的職業訓練）P264
 - 法令- 23 職業転換給付金（求職活動支援費、移転費、訓練手当）の支給 P265
 - 法令- 24 法的トラブル等に関する情報提供 P265
 - 法令- 25 弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度 P266
 - 法令- 26 民事調停の申立手数料の免除 P267

第2節 住家等被害判定調査

(1) 目的

各種の被災者への支援措置を早期に実施するため、発災後迅速に被災家屋等の調査、被害認定を行います。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時 間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 住家等被害判定調査	被害調査班						
住宅等被害判定調査の体制及び実施方法等の方針を決定の上、被災家屋等の現地調査を実施し、被害認定を行います。本市のみで対応できない場合は、県や他市町村等に応援を要請します。							

(3) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県建築士会	住家の被害判定調査支援
和歌山県建築士事務所協会	住家の被害判定調査支援
和歌山県社会福祉課	住家の被害判定調査員の応援依頼

<<災害時行動マニュアル P55>>

- 資料 資料- 136 住家等被害判定手順 P242～
 - 県の報告様式- 1 (その1) 災害概況即報 P293
 - 県の報告様式- 2 (その2) 被害状況即報 P294
 - 県の報告様式- 3 被害状況報告 P296
 - 災害救助法の様式- 1 被害状況調査 P311

第3節 り災証明書の発行

(1) 目的

各種の被災者への支援措置を早期に実施するため、り災証明書の交付体制を確立し、被災者に対して迅速かつ的確にり災証明書を発行します。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時 間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. り災証明書の発行	情報班、被害調査班						
住家等被害判定調査の結果を受け、り災台帳を作成します。また、被害を受けた住居者等からの申請により、迅速かつ的確にり災証明書を発行します。							

<<災害時行動マニュアル P56>>

- 資料 市の様式- 7 り災者名簿（人的調査票） P349
- 市の様式- 21 り災証明書交付申請書 P362
- 市の様式- 22 り災証明書 P363
- 市の様式- 23 被災証明書 P364

第4節 生活資金等の支給・融資

(1) 目的

被災者の早期生活再建及び生活の安定化を図るため、法令等に基づき、被災者生活再建支援金や災害弔慰金、災害障害見舞金等を支給するとともに、生活再建に必要な資金の貸し付けを行います。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 被災者生活再建支援金の支給	生活再建支援プロジェクト						
被災者生活再建支援法に基づき、災害により住宅が全壊又は半壊した世帯などに対し、被災者生活支援金を支給します。							

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 災害弔慰金・見舞金等の支給	生活再建支援プロジェクト						
災害により死亡された方の遺族や著しい被害を受けた方に対し、災害弔慰金や見舞金等を支給します。							

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 生活資金等の貸付	生活再建支援プロジェクト						
災害により被害を受けた方に対し、生活の再建や安定を図るために生活資金の貸し付けを行います。また、災害により被害を受けた住宅の改修等に必要経費の貸し付けを行います。							

(3) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県社会福祉課	とりまとめ、被災者生活再建支援法人への送付
市社会福祉協議会	生活福祉資金の貸付
住宅金融支援機構	住宅の建設・補修資金の貸付

<<災害時行動マニュアル P57>>

- 資料
 - 法令- 27 災害弔慰金、災害障害見舞金 P267
 - 法令- 28 災害援護資金 P268
 - 法令- 29 和歌山県災害見舞金 P269
 - 法令- 30 生活福祉資金貸付制度による貸付 P270
 - 法令- 31 母子父子寡婦福祉資金貸付金 P271
 - 法令- 32 被災者生活再建支援制度 P272
 - 法令- 33 災害復興住宅融資（建設） P273
 - 法令- 34 災害復興住宅融資（購入） P274
 - 法令- 35 災害復興住宅融資（補修） P275
 - 法令- 36 被災前から返済中の住宅ローンなどの減免・減額 P275
 - 法令- 37 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金 P276
 - 法令- 38 宅地防災工事資金融資 P276
 - 法令- 39 地すべり等関連住宅融資 P277
 - 法令- 40 生活福祉資金貸付制度による貸付（住宅の補修等） P278
 - 災害救助法の様式- 18 生業資金貸付台帳 P328

第5節 災害義援金等の配布

(1) 目的

被災者の支援を早期に実施するため、義援金等を受け入れ、被災者に対し迅速かつ的確に配分します。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時 間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 災害義援金等の対応	生活再建支援プロジェクト						
被災者への義援金が必要である場合、義援金の募集を行い、受入窓口を開設し効率よく受入れ、被災者に迅速かつ的確に配分します。また、募集、受入れ、配分方法については、県や関係機関等と連携して協議し決定します。							

(3) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県社会福祉課	和歌山県の義援金等の配分
市社会福祉協議会	市の義援金の配分方法等についての協議
日本赤十字社	日本赤十字社における義援金等の配分
和歌山県共同募金会	和歌山県共同募金会における義援金の配分

<<災害時行動マニュアル P58>>

- 資料 市の様式- 24 義援金受領書 P365
- 市の様式- 25 義援金振込受領書発行願 P366

第6節 中小企業等の再建支援

(1) 目的

被災を受けた中小企業者及び農林漁業者等に対し、各種融資制度等の周知及び活用促進を図り、迅速な経営の回復と安定化を促進します。

(2) 実施業務

業務内容	担当班	発災後 ～3時間	3時間 ～24時 間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1カ月	1カ月 ～
1. 災害復旧資金の相談、あっせん	産業対策班						
農林漁業関係者、商工業関係者等に対する融資措置の相談窓口を設置し、国や県等の既存融資制度を含む各種融資制度について情報提供することにより活用促進を図ります。また、これらに関する事業計画の作成を支援し、自立支援を図ります。							

(3) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
金融機関	資金準備、貸付
海南商工会議所 下津町商工会	被災中小企業の自立支援
海南青年会議所	被災中小企業の自立支援

<<災害時行動マニュアル P59>>

- 資料 法令- 16 職場適応訓練費の支給 P262
- 法令- 41 天災融資制度 P279
- 法令- 42 株式会社日本政策金融公庫による資金貸付 P280
- 法令- 43 災害復旧貸付 P280
- 法令- 44 高度化事業（災害復旧貸付） P281
- 法令- 45 災害関係保証 P281
- 法令- 46 マル経融資 P281
- 法令- 47 生活衛生改善貸付 P282
- 法令- 48 セーフティネット保証 P282
- 災害救助法の様式- 18 生業資金貸付台帳 P328

第3章 復興

第1節 計画的復興への条件整備

(1) 目的

すべての復興事業の根幹となる復興計画を迅速に作成するため、早期に「復興本部」を設置し、市民や関係者等の意見を十分に反映させるとともに、復興財源の確保に努めます。また、被災者への正確できめ細かな広報や相談窓口の設置により、生活上の不安や問題の解決に努めます。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
1. 復興体制の整備	総務課、企画財政課								
<p>各種対策が多岐にわたる復興計画の作成や各種復興事業を総合的かつ迅速に推進するため、庁内の復興対策の意思決定機関となる「復興本部」を早期に設置します。また、復興体制の整備にあたっては、国、県との役割分担や、周辺市町村、住民、事業所との連携も図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 復興時行動マニュアル 施策コード2-1-1～2-1-2 ➢ 事前復興計画 復興プロセス P5-10 									
業務内容	担当課	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
2. 復興計画の作成	企画財政課								
<p>復興計画は、県の復興方針等と調整を図ったうえ、復興計画の基本理念、復興の目標、復興の方向性等を復興方針として明確にするとともに、市民や関係者等の意見を十分に反映し、速やかに作成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 復興時行動マニュアル 施策コード2-2-1～2-2-3 ➢ 事前復興計画 復興プロセス P5-10 									
業務内容	担当課	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
3. 広報・相談対応の実施	所管課								
<p>被災後は、被災者だけではなく、地域全体に向けた情報の周知が必要となります。多様なツールを用いて有効な情報を発信するとともに、情報の錯綜を防ぐため広報体制の一元化を徹底します。また、市民の生活上の不安や問題を解消すべく、相談窓口を設置します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 復興時行動マニュアル 施策コード2-3-1～2-3-2 ➢ 事前復興計画 復興プロセス P5-10 									
業務内容	担当課	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
4. 金融・財政面の措置	企画財政課、産業振興課、出納室								
<p>被災地域の総合的な復旧・復興事業を長期的、安定的な実施を可能とするため、復興財源を確保するとともに、復興基金も設立します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 復興時行動マニュアル 施策コード2-4-1～2-4-3 ➢ 事前復興計画 復興プロセス P5-10 									

(3) 主な連携先となる関係機関と役割

- 復興時行動マニュアル 施策コード2-1-1～2-4-3を参照

第2節 すまいとくらしの再建

(1) 目的

被災後に、再び安定した生活をいち早く取り戻せるよう、住環境の整備とともに、経済的な支援を行います。また、日常生活を行ううえで欠かすことのできない医療や福祉・教育を始めとしたくらしの根幹となる機能を確保します。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
1. 緊急の住宅確保	市民交流課、社会福祉課、高齢介護課 健康課、建設課、都市整備課、管理課								
<p>災害により住宅に被害を受けた被災者に対し、自宅の応急修理への支援や公営住宅等の一時使用のほか、応急仮設住宅の建設により住環境を確保します。</p> <p>➤ 復興時行動マニュアル 施策コード3-1-1～3-1-6 ➤ 事前復興計画 復興プロセス P5-12</p>									
業務内容	担当課	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
2. 恒久住宅の供給・再建	社会福祉課、建設課、都市整備課、 管理課、所管課								
<p>住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた被災者に対し、被災者生活再建支援金を支給するほか、生活福祉資金等の貸付により住宅再建を支援します。また、自力で住宅を再建できない被災者に災害公営住宅の提供等を行います。</p> <p>➤ 復興時行動マニュアル 施策コード3-2-1～3-2-6 ➤ 事前復興計画 復興プロセス P5-12</p>									
業務内容	担当課	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
3. 雇用の維持・確保	産業振興課								
<p>被災後も事業を継続的に実施できるよう、地域の事業者に対し、雇用維持に関するさまざまな支援を実施します。また、就労の場を失った被災者に対する支援を行います。</p> <p>➤ 復興時行動マニュアル 施策コード3-3-1～3-3-3 ➤ 事前復興計画 復興プロセス P5-13</p>									
業務内容	担当課	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
4. 被災者への経済的支援	税務課、社会福祉課、高齢介護課、 保険年金課、水道部業務課								
<p>住宅の被災や身体的な被害により、経済的に大きな影響を受けた被災者に対し、災害弔慰金や災害障害見舞金、被災者生活再建支援金等の支給や、災害援護資金や生活福祉資金の貸付、税の減免等の経済的な支援を行います。</p> <p>➤ 復興時行動マニュアル 施策コード3-4-1～3-4-3 ➤ 事前復興計画 復興プロセス P5-13</p>									

業務内容	担当課	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
5. 公的サービス等の回復	所管課								
医療・福祉施設のほか、学校施設の早期の再開に努めるとともに、ボランティアが円滑に被災者を支援できる体制を構築します。									
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 復興時行動マニュアル 施策コード3-5-1～3-5-6 ➤ 事前復興計画 復興プロセス P5-13 									

(3) 主な連携先となる関係機関と役割

- 復興時行動マニュアル 施策コード3-1-1～3-5-6を参照

第3節 安全な地域づくり

(1) 目的

被災者の生活確保や産業、経済の復興を進めるため、被災した公共施設や公共土木施設等の早期復旧を図るとともに、再度被災する可能性が高い場所などに対しては、災害に強い都市づくりの視点に基づき、安全な市街地・公共施設を整備します。また、文化財の早期復旧、災害の記憶や教訓の継承に努めます。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
1. 公共土木施設等の災害復旧	危機管理課、建設課、管理課、消防本部								
被災した公共施設や公共土木施設等の早期復旧を図るとともに、各種防災情報の提供体制の充実・強化を図ります。									
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 復興時行動マニュアル 施策コード4-1-1～4-1-5 ➢ 事前復興計画 復興プロセス P5-15 									
業務内容	担当課	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
2. 安全な市街地・公共施設整備	危機管理課、建設課、都市整備課、区画整理課、所管課								
被災地での原形復旧では再度被災する可能性が高い場合や被災場所での再建が不可能な場合、災害に強い都市づくりの視点に基づき、安全な市街地・公共施設を整備します。									
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事復 復興時行動マニュアル 施策コード4-2-1～4-2-4 ➢ 事前復興計画 復興プロセス P5-15 									
業務内容	担当課	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
3. 都市基盤施設の復興	産業振興課、建設課、都市整備課、管理課、工務課								
都市基盤整備の被害や機能停止は、被災者の生活確保や産業、経済の復興にさまざまな影響を来すことになるため、早期の復旧・復興を行うとともに、都市全体の基盤の強化を図ります。									
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 復興時行動マニュアル 施策コード4-3-1～4-3-4 ➢ 事前復興計画 復興プロセス P5-15 									
業務内容	担当課	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
4. 文化の継承	危機管理課、生涯学習課								
被災した文化財については、二次災害の発生や対策の遅れによる損傷や劣化の拡大を防ぐため、速やかな復旧を図ります。また、災害の記憶や教訓を風化させず後世に伝承するため、記録や施設整備等を図ります。									
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 復興時行動マニュアル 施策コード4-4-1～4-4-2 ➢ 事前復興計画 復興プロセス P5-16 									

(3) 主な連携先となる関係機関と役割

- 復興時行動マニュアル 施策コード4-1-1～4-4-2を参照

第4節 産業・経済の復興

(1) 目的

農林水産業・商工業・観光業などあらゆる産業の再開に向け、既存施設の復旧や仮設事業所の設置等の支援を行うほか、各種融資制度の活用や経営相談の実施、新たな産業の誘致、観光振興の推進、農林水産業の販売促進等を行います。

(2) 実施業務

業務内容	担当課	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
1. 情報収集・提供・相談	産業振興課								
<p>地域の産業や経済の復興を目指し、被害状況等の情報収集により、必要な資金需要を把握し、各種融資制度の活用や経営相談の実施等、被災事業者の再建支援に向けた制度に係る情報を提供し、事業再開の支援をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 復興時行動マニュアル 施策コード5-1-1～5-1-3 ➢ 事前復興計画 復興プロセス P5-17 									
業務内容	担当課	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
2. 中小企業の再建	産業振興課								
<p>被災した中小企業は、できるだけ早期に工場等施設の再建を図り、生産・営業活動を再開することが重要であるため、被災した施設の早期復旧や再建に向けた必要な支援策の情報提供に努めます。また、地元企業の魅力発信や新たな産業の誘致、観光振興の推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 復興時行動マニュアル 施策コード5-2-1～5-2-3 ➢ 事前復興計画 復興プロセス P5-17 									
業務内容	担当課	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
3. 農林漁業の再建	産業振興課、建設課								
<p>被災した農道や林道、漁港等の整備を進め、早期の回復を図ります。また、新たな拠点等における「みかん」や「びわ」を始めとした農産物や「しらす」「ハモ」等の魚介類など農水産物の販売促進等の支援をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 復興時行動マニュアル 施策コード5-3-1～5-3-2 ➢ 事前復興計画 復興プロセス P5-17 									

(3) 主な連携先となる関係機関と役割

- 復興時行動マニュアル 施策コード5-1-1～5-3-2を参照

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とします。

第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1部 総則 防災関係機関の処理すべき防災上の事務又は業務の大綱（総-19～総-20）」に定めるところによります。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

- ① 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、「第2部 災害予防 食料、飲料水、生活必需品等の確保（予-21）」に基づき、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成します。
- ② 市は、和歌山県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給を要請します。

(2) 人員の配置

市は、人員の配備状況を和歌山県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、和歌山県及び相互応援協定市等に応援を要請します。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- ① 防災関係機関は、地震が発生した場合において、海南市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成します。
- ② 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めます。

第2節 他機関に対する応援要請

(1) 応援協定

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し締結している応援協定は、締結協定一覧のとおりです。

➤ 資料 協定- 1 締結協定一覧 P283

(2) 協定に基づく応援

応援が必要な場合は、協定に従い要請します。

➤ 資料 協定- 1 締結協定一覧 P283

第3節 帰宅困難者への対応

- ① 市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、「第3部 災害応急対策 帰宅困難者への対策（応-27）」に示す対応ができるよう、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めます。
- ② 都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、「第2部 災害予防 避難収容体制の整備（予-18）」に基づき帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めます。

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護【水防計画含む】

(1) 基本方針

市又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとします。また、内水排除施設等は所要の被災防止措置を講じておくよう努めます。

(2) 各種施設整備

市又は堤防、水門等の管理者は、次の計画を始め、「第2部 災害予防 海岸防災計画（予-3）、情報収集・伝達体制の整備（予-13）、緊急輸送体制の整備（予-19）」に基づき、各種整備等を行うよう努めます。

- ① 堤防、水門等の点検方針・計画
- ② 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
- ③ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
- ④ 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画
- ⑤ 防災行政無線の整備等の方針及び計画

第2節 津波に関する情報の伝達等【水防計画含む】

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は「第3部 災害応急対策 情報の収集・伝達（応-4）」のとおりとするほか、市は、次の事項にも配慮します。

- ① 津波に関する情報の防災関係機関、地域住民等並びに防災関係機関に対する正確かつ広範な伝達
- ② 船舶に対する津波警報等の伝達
- ③ 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
- ④ 管轄区域内の被害状況の迅速かつ確実な把握
- ⑤ 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること

第3節 避難指示等の発令基準【水防計画含む】

地域住民に対する避難指示の発令基準は、別途定める基準に基づき実施し、「第3部 災害応急対策 避難誘導（応-13）」に示すとおり避難誘導を行います。

➤ 資料 資料-90 避難情報の実施者及び内容 P203

第4節 避難対策等【水防計画含む】

(1) 地震発生時における津波による避難の指示の対象となる地域

市は、レベル2の津波にも対応できる避難場所となる津波緊急避難ビル等を適切に指定するほか、別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として要配慮者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するよう努めます。対象となる地域は「和歌山県津波浸水想定（平成25年3月）」に基づくものとします。

市は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組みます。

また、市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うよう努めます。

- 資料 資料-14 津波浸水想定区域図 P23
資料-43 指定緊急避難場所 P98
資料-46 福祉避難所 P108

(2) 関係地域住民等への周知

市は、(1)に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るよう努めます。

- ① 地域の範囲
- ② 想定される危険の範囲
- ③ 津波避難場所、津波緊急避難ビル（屋内、屋外の種別）
- ④ 避難場所に至る経路
- ⑤ 避難指示の伝達方法
- ⑥ 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- ⑦ その他避難に関する注意事項

(3) 避難所の開設時の準備事項

市が、指定避難所の開設時における応急危険度判定を優先的に行う体制、指定避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する事項は、避難所運営マニュアルに定めるものとします。

(4) 避難所支援計画の作成

市は、指定避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成するよう努めます。

(5) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織

地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため、必要な措置をとるものとします。

(6) 他人の介護等を要する者への対応

他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとします。

- ① 市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとします。
- ② 津波の発生のおそれにより、市長より避難指示が行われたときは、①に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、市は自主防災組織等を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとします。
- ③ 地震が発生した場合、市は①に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとします。

(7) 外国人、出張者等に対する避難誘導等

外国人、出張者等に対する避難誘導等の実施体制には、次の点に配慮します。

- ① 消防団、自主防災組織等との連携に努めること
- ② 避難誘導・支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性を確保すること

(8) 避難所における救護上の留意事項

① 市が指定避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりです。

- ア 収容施設への収容
- イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
- ウ その他必要な措置

② 市は①に掲げる救護に必要な物資等の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとします。

- ア 流通在庫の引き渡し等の要請
- イ 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
- ウ その他必要な措置

(9) 津波避難に関する意識啓発対策

市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施します。

(10) 具体的な津波避難計画の策定

市は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定します。

第5節 消防機関等の活動【水防計画含む】

(1) 基本方針

市は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとします。

- ① 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- ② 津波からの避難誘導
- ③ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- ④ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

(2) 必要な動員、配備及び活動計画

(1) に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、市消防地震警備計画に定めるところによります。

(3) 水防管理団体等による措置

地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のとおり措置をとるものとします。

- ① 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- ② 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- ③ 水防資機材の点検、整備、配備

第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置は、「第3部 災害応急対策 ライフライン施設の応急復旧（応-24）」に基づきます。

(2) 電気

指定公共機関関西電力送配電株式会社が行う措置は、「第3部 災害応急対策 ライフライン施設の応急復旧（応-24）」に基づきます。

(3) ガス

指定公共機関大阪ガスネットワーク株式会社が行う措置は、「第3部 災害応急対策 ライフライン施設の応急復旧（応-24）」に基づきます。

(4) 通信

指定公共機関西日本電信電話株式会社等が行う措置は、「第3部 災害応急対策 ライフライン施設の応急復旧（応-24）」に基づきます。

(5) 放送

- ① 指定公共機関日本放送協会和歌山放送局が行う措置は、「第3部 災害応急対策 広報活動（応-7）」に基づきます。
- ② 指定地方公共機関における放送機関が行う措置は、「第3部 災害応急対策 広報活動（応-7）」に基づきます。

第7節 交通

(1) 道路

市、警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制を「第3部 災害応急対策 道路交通の確保（応-19）」に基づき実施するものとし、あらかじめ計画し周知します。

(2) 海上

和歌山海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施内容を「第3部 災害応急対策 船舶交通の確保（応-21）」に基づき定め、必要な措置を実施します。

(3) 鉄道

走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画等は、「第3部 災害応急対策 鉄道交通の確保（応-20）」に基づき実施するよう定めます。

第8節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策【水防計画含む】

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりです。

① 各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食糧等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- ク ブロック塀の転倒防止対策

② 個別事項

- ア 病院、療養所、診療所等における重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
 - イ 学校等が本市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置
 - ウ 社会福祉施設における重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めます。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

① 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)の①に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとします。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

② この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、(1)①又は(1)②に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとします。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとします。

第9節 迅速な救助

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めます。それぞれの整備計画は、「第2部 災害予防 防災組織及び活動体制の整備(予-12)、救急救助体制の整備(予-14)」に基づき実施します。

(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとし、その方策は、海南市消防受援計画に定めます。

(3) 実働部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾・空港等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図ります。

(4) 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとし、活動は海南市消防計画、津波災害時の海南市消防団活動・安全管理マニュアルに定めるものとします。

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

● 「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

「南海トラフ地震に関する情報」は、以下の2種類の情報名で発表されます。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p>

● 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<ul style="list-style-type: none"> ○下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内^(注1)でマグニチュード6.8以上^(注2)の地震^(注3)が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^(注4) 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震^(注3)が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

(注1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

(注2) モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

(注3) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

(注4) 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する災害応急対策【水防計画含む】

（1）情報収集・連絡体制の整備

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、迅速に初動体制の確立を図り、情報の収集や伝達に努めます。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する災害応急対策【水防計画含む】

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、情報の収集や伝達に努め、1週間、後発地震に対して警戒するとともに、当該期間経過後の1週間、後発地震に対して注意します。

（1）住民への周知

- ① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知します。
- ② 地域住民等に対し、日頃からの地震の備えを再確認するなど、防災対応の必要性を周知します。

（2）消防機関等の活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、消防機関及び消防団が、出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために、津波警報等の情報の的確な収集、伝達に努めます。

（3）市が管理等を行う施設等に関する対策

市が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり

- ① 各施設に共通する事項
 - ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
 - イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
 - ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
 - エ 出火防止措置
 - オ 消防用設備の点検、整備
 - カ 各施設における緊急点検、巡視
- ② 個別の事項
 - ア 道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備
 - イ 津波の発生に備えた水門等の円滑な閉鎖に向けた準備
 - ウ 工事中の建築物等に対する措置

第3節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)に対する災害応急対策【水防計画含む】

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、後発地震に対して注意する措置をとります。

(1) 住民への周知

- ① 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知します。
- ② 地域住民等に対し、日頃からの地震の備えを再確認するなど、防災対応の必要性を周知します。

(2) 市が管理等を行う施設等に関する対策

市が管理する施設・設備等の点検等、日頃からの地震への備えを再確認します。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画【水防計画含む】

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- 2 避難場所の整備
- 3 避難経路の整備
- 4 土砂災害防止施設
- 5 津波防護施設
- 6 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設

- 7 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備
- 8 通信施設の整備
 - (1) 市防災行政無線
 - (2) その他の防災機関等の無線
- 9 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備

石油コンビナート等特別防災区域に係る都府県、市及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行うものとする

- (1) 市の事業
- (2) 特定事業所の事業

第6章 防災訓練計画【水防計画含む】

（1）推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施します。

（2）訓練の継続実施

（1）の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めます。

（3）情報伝達訓練の実施

（1）の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施します。

（4）和歌山県への助言・指導要請

市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、和歌山県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとします。

（5）具体的かつ実践的な訓練の実施

市は、和歌山県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のより具体的かつ実践的な訓練を行います。

- ① 要員参集訓練及び本部運営訓練
- ② 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- ③ 津波警報等の情報収集、伝達訓練
- ④ 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に和歌山県及び防災関係機関に伝達する訓練

なお、防災訓練の実施に当たっては、以下の点に配慮します。

- ア 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫すること
- イ 最大クラスの津波高や最も早い津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進します。

(1) 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行います。防災教育の内容は次のとおりとします。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震・津波に関する一般的な知識
- ③ 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ④ 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- ⑤ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

(2) 地域住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施します。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとします。なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとします。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震・津波に関する一般的な知識
- ③ 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ④ 正確な情報入手の方法
- ⑤ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ⑥ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ⑦ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ⑧ 避難生活に関する知識
- ⑨ 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- ⑩ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(3) 相談窓口の設置

地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨の周知徹底を図ります。

